

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

NOVEMBER 2019 **195**

トピックス

- ・2019年度薬事功労者厚生労働大臣表彰
- ・公明党「政策要望懇談会」
- ・自民党の「予算・税制等に関する政策懇談会」

協会活動

- ・第16回 万引き防止キャンペーン実施中！
- ・愛知県支部とあま市で災害時物資協定を締結
- ・10月度月次活動報告・議事録

2019年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

JACDS政治連盟主催特別セミナー
&ドラッグストア研究レポート報告会のご案内
セルフメディケーションアワード作品募集のご案内
健康(セルメ)川柳作品募集のご案内
「コンシェルジュマスター研修」ご案内
健康サポート薬局研修案内
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会ご案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省
財務省、内閣官房、岐阜県、他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

11月も中旬となり、もう年末年始の話題が出る時節となりました。寒さも徐々に増してきた感じです。

振り返ってみますと、本年は天候不順や天災が多い年であったと思います。

先日の台風15号、19号、21号は、これまでに経験したことのない災害を引き起こしました。こうした災害が今後も続くのでしょうか。台風の発生メカニズムからすると、南方の海水温の上昇が大きな原因とも言われています。これだけ科学が進歩し、自然の仕組みを解明できても、被害を未然に防ぐために台風の勢力を弱めることができないのは本当に残念です。やはり、地球温暖化を防止するため、二酸化炭素の排出を抑える試みを細々ではありますが、続けていくしかない気がします。

ドラッグストアのできるSDGsを追求していきたいと思います。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

No.195
2019.11

●トピックス

- ・2019年度薬事功労者厚生労働大臣表彰
- ・公明党「政策要望懇談会」
- ・自民党の「予算・税制等に関する政策懇談会」

●協会活動

- ・JACDS防犯有事委員会「第16回 万引き防止キャンペーン実施中！」
- ・愛知県支部とあま市で災害時物資協定を締結
- ・10月度月次活動報告
- ・議事録

●2019年度登録販売者試験情報

●協会からのお知らせ

JACDS政治連盟主催特別セミナー&ドラッグストア研究レポート報告会のご案内
セルフメディケーションアワード、健康(セルメ)川柳 作品募集案内
「コンシェルジュマスター研修」ご案内
「健康サポート薬局研修」ご案内
薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内
ダブルライセンス認定制度実施
日本ヘルスケア協会 案内
薬剤師賠償責任保険
「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、財務省、内閣官房、岐阜県、他

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

令和元年度薬事功労者厚生労働大臣表彰 授賞式

2019年(令和元年)度の「薬事功労者厚生労働大臣表彰式」が10月21日(月)午後2時より厚生労働省の2階講堂で、(77名受賞)行なわれました。

当協会からは小田兵馬副会長(表彰式には私用により欠席)、櫻井清常任理事が受賞され、表彰を受けられました。

薬事功労者は、多年にわたり医薬関係事業の発展向上に貢献し、医薬行政の推進に顕著な功績があった者及び団体に対してその功績をたたえその功労に報いるとともに、医薬行政の推進に寄与することを目的として、毎年厚生労働大臣が表彰しています。毎年、「薬と健康の週間」(17~23日)に合わせ表彰式が行われています。

加藤勝信厚労相は受賞者に対して「わが国の保健衛生の向上に大きな功績を残していただいた」と祝辞を贈るとともに、「国民の生活と健康を守るため、これまでのご経験や知識を生かしていただき、後進の育成にも力を注いでいただくようお願いしたい」と述べられた。

その後、各分野の代表者に表彰状が手渡されました。続いて、表彰者の代表者より謝辞が述べられ、最後に記念写真を撮り表彰式は終了しました。

JACDSからは平成23年度から9年連続の受賞です。お二人にとっても、ドラッグストア業界にとっても大変名誉なことであるだけでなく、薬事行政の中でその存在感が増してきている事の証左であると言えます。



▲櫻井常任理事



加藤勝信厚生労働大臣 挨拶



一列目中央に加藤厚生労働大臣と櫻井常任理事

公明党「政策要望懇談会」

11月1日(金)午後2時から、衆議院第2議員会館の第6会議室において、公明党政策要望懇談会が行われました。昨年より公明党よりJACDSに声掛けがあり、本年も時間が設けられました。これは、公明党内にドラッグストア振興議員懇話会が設置されたことが大きいと思われます。

本年は10月15日より11月8日まで、30分きざみで、100近くの、多くの団体から要望を聞き、政策に反映する会で、その内の1つでした。

当日は、公明党より議員らが10数名参加し、JACDSからは池野会長他6名が参加しました。ドラッグストア振興議員懇話会の顧問である斉藤鉄夫公明党幹事長が挨拶された後、JACDS池野会長が挨拶し、要望説明、意見交換と進みました。

要望説明は、まず、森 常任理事より、税制要望として、総額表示義務規定の廃止を強く、要望しました。続いて、政策要望としては、中澤専務理事が「医療用医薬品のスイッチOTC化の推進」「類似市販薬の保険適用除外」「セルフメディケーション税制の拡充」の3点を訴えました。

公明党議員からは、セルフメディケーション税制に対して、「もっと使いやすくするため、対象範囲をすべてのOTC医薬品にするというのがいい」という意見がありました。また、総額表示義務規定の廃止については、2年越しの要望であり、「恒久化、延長化など、方法はいろいろ考えられるが、実現するため、強く要望していく」と力強い発言がありました。



自民党の「予算・税制等に関する政策懇談会」

11月5日(火)午後4時より、自由民主党本部101号室において、厚生関係の「予算・税制等に関する政策懇談会」の2日目が行われました。冒頭、自民党の厚生関係団体委員長、組織運動本部長、団体総局長、厚生労働部会長らが挨拶し、その後、各団体から政策要望が発表されました。JACDS並びにJACDS政治連盟からは樋口副会長、根津執行委員長の2名が参加。要望事項を規定の4分以内で説明しました。

要望内容は、税制要望が価格表示の総額表示義務規定の廃止、政策要望はスイッチOTCの拡大、類似医薬品の保険適用除外、セルフメディケーション税制拡充の3点でした。

当日はJACDSを含めて12団体の出席でした。そして、自民党議員は約15名が出席し、入れ替わり立ち代わり、各団体の要望事項に耳を傾けていました。

しかしながら、JACDSの要望事項について、意見を言った議員は一人だけであり、その内容もセルフメディケーション税制の条件緩和だけでした。セルフメディケーション税制がもっと使えるように、12,000円超えの条件撤廃の賛同でした。総額表示の義務規定廃止やスイッチOTC拡大、類似医薬品の保険適用除外に関しての意見はまったく出ず、他に出席していた団体への意見が多数でした。ロビー活動の重要性をあらためて知った政策懇談会でありました。

【出席団体】日本鍼灸師会、日本鍼灸師連盟、日本理学療法士協会、日本臨床衛生検査技師会、日本診療放射線技師連盟、日本臨床工学技士連盟、日本臨床工学技士会、日本製薬団体連合会、日本OTC医薬品協会、日本医薬品卸売業連合会、日本薬業政治連盟、日本チェーンドラッグストア協会



JACDS防犯有事委員会

第16回 万引き防止キャンペーン実施中！

日頃より、当委員会の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

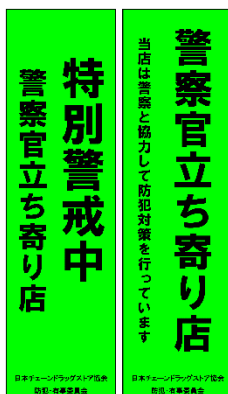
第16回「JACDS 万引き防止キャンペーン」が10月中旬より開始されました。10月～翌年1月は1年の中でも大量窃盗が増加する季節です。JACDS 会員専用ページに「万引き防止キャンペーンポスター」の他、店舗で活用できる防犯表示ツールを掲載しております。是非、自店の状況に応じたツールをダウンロードして、大量窃盗の未然防止にお役立て下さい。

※キャンペーンは2020年12月までですが、それ以降でも是非、ご活用ください。

【主な万引き防止ツール】



万引き防止キャンペーンポスター(A3)



警察官立ち寄り表示



万引き防止表示(A5)

【大量窃盗の未然防止のポイント】※大量窃盗情報共有の集計結果より

- ・「医薬品」「健康食品」「化粧品」が大量窃盗被害の約8割を占める
- ・大量窃盗の約7割が16～20時台に発生している。
- ・大量窃盗の約6割が外国人(アジア)による犯行。複数犯による犯行、何らかの袋、バッグ持参する傾向がある。

【災害発生後の窃盗被害について】

2019年9月、10月に発生した台風15号と台風19号によって各地で甚大な被害が発生しました。その後、因果関係ははっきりしませんが、大量窃盗情報共有の報告では被害があった地域での大量窃盗報告が増加しました。

通常とは異なる環境で生活者を支えるための営業及び営業再開に向けた作業で大変な状況ではありますが、その状況を狙った犯行の可能も考えられるので、御注意頂きますようお願い致します。

愛知県支部とあま市

「災害時における応急物資の供給等に関する協定書」締結式

2019年11月12日(火)14時より愛知県あま市の市庁舎に於いて、「災害時における応急物資の供給等に関する協定書」の締結式が行われました。

今回の協定では、あま市の福祉部高齢福祉課から「医薬品や食糧だけでなく、避難所で不足しがちな介護用品を中心に協力してほしい」との要望があり、愛知県支部の他に地元の薬局と介護器具の扱いのある企業との合同での締結式となりました。

冒頭、村上浩司あま市長は「安心して暮らせる街づくりのために、この締結が活かせたらと思います」と挨拶されました。また、調印式後の意見交換では今年11月の台風19号について「台風で大きな被害が出るということに改めて思い知らされました。死者を出さないための避難誘導がこれからの課題。また避難生活が長期化した場合の物資の確保についても検討しないといけない」と話されました。愛知県支部の榊原支部長は「万一、中部地区が被災した場合、JACDSでは全国組織なので関東や関西からも物資を送れます。いざという時には業界全体でバックアップしますので、チェーンの長所を活かした支援をしたいと考えます」と応えました。



JACDS

10月月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
10月3日(木) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第127回JACDS記者意見交換会	1. JACDSブロック主催・第14回支部長会&特別セミナー 開催報告 2. 消費増税&軽減税率がスタート 3. キャッシュレスによるポイント還元事業に反対を表明 4. レジ袋有料化に同意する旨を公表 5. 2019(令和元)年度 薬事功労者厚生労働大臣表彰について 6. OTC医薬品普及啓発イベント「よく知って、正しく使おうOTC医薬品」に出展 7. 第15回セルフメディケーションアワード&第8回健康(セルメ)川柳 8. その他 前回、電子タグ(RFID)の件を報告しましたが、プロジェクトの活動報告書をJACDSのホームページ(会員専用ページ)にアップしましたので、報告します。 9. 次回の開催案内	35名
10月9日(水) JACDS東京事務所 10:00~12:00	第2回SDGs推進委員会	1. 塚本委員長挨拶 2. 徳廣副委員長挨拶 3. プラスチック製買物袋の有料化義務化に向けた制度見直しについて 経済産業省との意見交換 4. 環境問題対応 1)レジ袋削減について 2)その他 5. 返品削減問題対応 1)これまでの対応 2)最近の活動報告 3)業界活動の方向性について 6. その他 今後の開催スケジュールについて 第20回JAPANドラッグストアショーでのアピール 等	8名
10月11日(金) メルパルク東京 3階「百合の間」 11:00~12:00	第5回常任理事会	池野会長 挨拶 1. 濫用の恐れのある医薬品の対応について 2. 消費増税対策としてのキャッシュレス・ポイント還元事業の抜本的な見直しについて 3. 田中浩幸 事務総長補佐就任承認について 4. 「JACDS一般社団法人化等検討委員会」の設置承認について 5. 日本医薬品登録販売者協会改革案について 6. セルフメディケーション税制と軽減税率について 7. 理事会について 8. 秋の政治連盟特別講演会&レポート報告会の開催並びに 公明党「政策要望懇談会」について 9. 報告・提案事項 10. 今後のスケジュール 年内~来年3月までのスケジュールについて 11. その他	23名
10月11日(金) メルパルク東京 3階「百合の間」 12:00~14:30	第3回理事会	池野会長 挨拶 田中事務総長補佐 就任挨拶 1. 2019(令和元)年度 上半期JACDS事業活動および委員会活動報告重点内容説明 2. 台風15号のJACDS会員被害状況 3. 濫用の恐れのある医薬品の対応について 4. 「JACDS一般社団法人化等検討委員会」の設置について 5. 日本医薬品登録販売者協会改革案 6. SIP「スマート物流サービス」におけるJACDSの取り組みについて 7. レジ袋有料化義務化と返品削減について 8. 第13回支部長会&特別セミナー報告等について 9. 第20回ジャパンドラッグストアショーの概要報告 各委員長からの進捗説明 など ~理事からの質問、意見、要望~ 10. 報告事項・ご協力のお願い・今後の主なスケジュール	35名
10月18日(金) JACDS東京事務所 15:00~16:00	第140回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 令和元年台風19号による被災地支援対応について 2) 濫用のおそれのある医薬品への対応に関して 3) 日本家庭薬協会のイベントに参加・出展 4) 今後の予定 5) その他 6) 次回の開催案内について 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本医薬品登録販売者協会 活動報告 4. 日本置き薬協会から 限界集落に置き薬、その実態成否の要因は軽治療だけでなく	27名
10月28日(月) JACDS東京事務所 14:00~16:00	第3回法制委員会・第4回調剤推進委員会 合同委員会	1. 出展促進活動進捗報告 2. 式典ご挨拶の依頼について 3. イベント計画(案)について 4. 次回開催スケジュールについて 5. その他	11名
10月30日(水) JACDS東京事務所 14:00~16:00	第4回ドラッグストアショー実行委員会	1. イベントステージについて 2. 出展促進活動進捗報告 3. 式典ご挨拶の依頼について 4. イベント計画(案)について 5. 医薬品相談カウンター手配協力依頼について 6. ポスタービジュアルについて 7. 次回開催スケジュールについて 8. その他	15名
10月30日(水) JACDS東京事務所 16:00~17:00	第1回街の健康ハブステーション推進委員会	1. 委員長挨拶 2. 当委員会のおもな検討内容について 1)健康サポートドラッグの推進 要件の見直し 2)「食と健康」マニュアルについて 3)あまがさき健康フェスタ2020 地域連携モデルを作成 4)コンシェルジュマスター制度について 5)ながら筋トレ体操の推進 3. 委員の役割分担について 4. 関連制度の紹介 1)健康アンバサダーについて 2)薬機法改正に伴う新制度 「地域連携薬局」「専門医療機関連携薬局」について 5. 今後の開催日程について	7名

会議議事録

2019年度第1回法制委員会議事録

1. 日時：2019年6月19日(水) 13:00~14:30
 場所：協会 東京事務所(虎ノ門)会議室

2. 出席者

厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課
 薬事企画官(医薬情報室長併任) 安川 孝志
 薬局・販売制度企画室 主査 小澤 裕

3. 委員

委員長 関伸治 (株)セキ薬品代表取締役社長
 副委員長 平野 健二(株)サンキュードラッグ代表取締役社長
 委員 徳廣 英之 (株)トモズ代表取締役社長
 委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
 委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役
 委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス
 戦略事業推進本部本部長付担当部長
 委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部
 薬事行政担当サポートリーダー
 事務局 協会専務理事 中澤 一隆
 マネージャー 片桐 佐和子

4. 議事

(1) 厚生労働省との意見交換

厚生労働省幹部を招き、意見交換を行った。テーマは①対人業務充実のための調剤業務の合理化、②薬局機能のあり方、③登録販売者の諸問題、④その他。

活発な意見交換が行われたが、委員会では、この結果を制度改善につなげるため、当面の取組みとして登録販売者の諸問題に焦点をあてることとし、登録販売者委員会と相談しながら、具体的な要望を取りまとめることとした。

(2) 今後の日程

次回 10月28日
 次々回 12月20日

以上

2019年度第3回調剤推進委員会 議事録

日時：2019年9月4日(水) 10:00~12:30
 場所：日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所
 出席者：

委員長 榊原 栄一 (株)スギ薬局 代表取締役会長
 委員 大竹 富治 (株)マツモトキヨシホールディングス
 グループ出店企画部 調剤担当部長
 委員 多田 昌央 (株)トモズ 薬剤部長
 委員 久保 聡 (株)スギ薬局 ウェルネス事業部
 関東営業二部 部長
 委員 本橋 勝 ウェルシア薬局(株)
 総務本部 リスク管理部長
 委員 山邊 正史 コクミン 経営企画室
 事務局 中澤 一隆 JACDS 専務理事

議事

1. 日赤医療センターのヒアリング

日本赤十字社医療センター薬剤部長 細谷治(城西大学薬学部特任教授)氏から日赤医療センターとの薬局連携についてヒアリング。

連携をモデル的に進める方向で具体的な作業に入ることを決定。薬局の機能に関する情報収集のためのフォーマットの

原案を日赤に作成依頼し、調剤推進委員会の下の実行委員会にて調整することとなった(11月13日に日赤と協議)

2. JACDS設立20周年記念 薬剤師フォーラム開催報告

事務局から報告。ドラッグストア業界として開催を継続する必要がありと、3年に1度でもいいのではないかと提案があった。

3. 調剤推進委員会の今後の活動について

○薬剤師以外の者が調剤補助を行う場合の手順書について、協会標準を作成してはどうかとの提案があり、これを視野に資料や情報の収集を進めることとなった。

○無菌調剤室の共同利用の可能性について意見交換。

4. その他

次回は11月13日(水) 10:00~

以上

2019年度法制委員会第2回議事録

(厚生労働省との意見交換会)

1. 日時：2019年9月11日(水) 12:00~16:30
 場所：協会 東京事務所(虎ノ門)会議室

2. 出席者

厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課
 薬事企画官(医薬情報室長併任) 安川 孝志
 薬局・販売制度企画室 主査 小澤 裕

3. 委員

委員長 関伸治 (株)セキ薬品 代表取締役社長
 副委員長 平野 健二(株)サンキュードラッグ代表取締役社長
 委員 長基 健司 (株)コメヤ薬局 代表取締役
 委員 宮本 幸俊 (株)宮本薬局 代表取締役
 委員 藤代 庸一 (株)マツモトキヨシホールディングス
 戦略事業推進本部 調剤推進部長
 委員 田中 賢一 (株)カワチ薬品 店舗運営部
 薬事行政担当サポートリーダー
 委員 山口 義之 (株)トモズ 取締役
 事務局 協会専務理事 中澤 一隆
 マネージャー 片桐 佐和子

4. 意見交換会

以下の登録販売者の諸問題について意見交換を実施。

- ①既に管理者になった者の管理者継続要件の弾力化
- ②勤務時間月80時間の縮減
- ③育児休業等の取得者の救済
- ④離島等からの研修参加の特例措置の導入
- ⑤薬科大学卒業者への登録販売者資格付与

5. その他

次回は10月28日 厚生労働省との意見交換(特定機能薬局の認定要件について)

以上

2019年度 第3回 防犯・有事委員会 議事録

日時：2019年9月11日(水) 15:00~17:00
 場所：JACDS東京事務所

出席者：

委員長 石田 岳彦(ウエルシア薬局(株) 取締役副社長)
 委員 篠田 一(ユニバーサルドラッグ(株) 代表取締役社長)
 委員 細谷 淳郎((株)ウエルパーク 総務部 部長)

委員 館野 純一 (株)マツモトキヨシホールディングス
管理本部 総務部 副部長

事務局 山田

内容：石田委員長からの挨拶の後、以下の検討を行った。

1. **不自然な挙動等の振動を感知するシステムの紹介について**
 - ・人間の体の動きを振動として捉える事で、不自然な挙動や精神状態を感知し、盗難などを未然に防止する仕組みについて説明を受け、以下の確認を行なった。
 - ・コンビニ等では導入事例があり、ドラッグストアでも実証実験を行っているとのこと。毎日医薬品を購入している客が毎回異常値を検出するため、購入品を確認した所、濫用の恐れのある医薬品を購入していたという事例もあったと。
 - ・その他、導入当たりの仕様や価格等について確認を行なった。
 - ・万引きに限らず盗撮などの犯罪に関しても事前検知、予防に使えるのではないかと意見が出された。
2. **自然災害以外のリスク項目に関する意見交換について**
 - ・小売業における自然災害以外のリスク項目(クレーム対応、ロス対策(外部不正・内部不正)、従業員の規範意識・ロイヤリティの低下等)について説明を受け、以下の確認を行なった。
 - ・店舗でのトラブル発生時において、クレマーによる動画撮影に関して撮影をやめていただくようお願いする事は指し使えない、止めていただけない場合、トラブル対応の中止、警察への連絡等の対応を段階的に実施するのが望ましい。
 - ・女性従業員に対するストーカ的な被害の場合には、企業として従業員に対して警察への相談に関するアドバイスをしない、その記録を残しておくなど、安全配慮義務に配慮した行動を行なう事が重要である。
 - ・内部通報窓口を設置した場合、通報されたハラスメントに関する調査を行っていく過程の中で社内での不正が見つかる例も多い。
 - ・商品ロスに関しては、大量窃盗などの外部不正もあるが、従業員が関与する内部不正によるものが増加していると思われる。
 - ・大量窃盗は依然として活発に活動しているが、手口の巧妙化により全容が分かりにくくなっている。自己消費目的の万引では低年齢化と高齢化の二極分化している。また、高齢者は再犯率が非常に高く、社会問題化している。
 - ・「店舗運営に関する防犯・有事対応の困った点について」会員企業から意見を集め、対応に関する検討を行なうかどうか。
3. **日本赤十字からの国際救援派遣時の携行医薬品に関する支援協定について**
 - ・中澤専務より説明を受け、以下の確認を行なった。
 - ・具体的な進め方としては「そらぶちキッズ」への支援を同じような対応で良いのではないかと、との意見が出された。
 - ・対外的な協力、社会貢献の事業として、委員会として検討を進めていく見解である事を確認した。中澤専務より常任理事会に諮り、対応を進めていただくこととする。
4. **台風15号による被害に関する調査について**
 - ・地域的には偏っているが、被害が大きかったことが判明してきていることから会員企業の被害状況に関して調査を行なうこととする。
 - ・義援金協力に関しては赤十字がどのような条件で設定しているのか確認する。
5. **第16回万引き防止キャンペーンについて**
 - ・ポスター案(二校)について検討を行い、最終案の作成に

ついて意見を確認した。ポスターの決定はメールベースで決定した上で、印刷、配布を進めていくことを確認した。

6. **大量窃盗情報共有の今後の対応について**
 - ・大量窃盗情報共有を実施している企業からの回答のとりまとめ結果を事務局より報告した。委員からは次の意見が出された。
 - ・5万円以上の窃盗がないと回答している企業に関しては、本当に発生していないのか、あるいは確認できていないのか両方の可能性がある。
 - ・回答数が少なすぎるため再度提出をお願いし、とりまとめを行なう。また、大量窃盗情報との整合性を確認する。
 7. **全国万引犯罪防止機構からの依頼について**
 - ・機構からのお願いについて確認を行い、小売りの業界全体に向けてのお願いであることから、会員向けに案内を送付することを確認した。
 - ・案内の文面はメールベースで確認を行なった後に案内を行なうこととする。
 8. **その他**
 - 1) 企業と警察との連携に関する事例報告
 - ・委員の企業より警察からの窃盗犯の逮捕等の情報提供事例について説明をいただいた。
 - ・10万円以上の事例については防犯担当者が全国の所轄警察に直接協力をお願い、挨拶に行っていることが理由ではないかとのことであった。
 - 2) 組織委員会による地方行政との災害時物資支援協定の状況について
 - ・資料を基に事務局より締結状況を報告。
 - ・自治体により企業との締結を希望する場合と協会との締結を希望する場合がある。
- 次回開催
- ・日時：2019年11月21日(木) 16~18時
 - ・場所：JACDS東京事務所

以上

2019年度 第2回SDGs推進委員会 議事録

日時：2019年10月9日(水) 10:00~12:00
場所：JACDS東京事務所

出席者：

- 委員長 塚本厚志 (株)ココカラファイン代表取締役社長)
- 副委員長 徳廣英之 (株)トモズ 代表取締役社長)
- 委員 細谷淳郎 (株)ウェルパーク 総務部 部長)
- 委員 館野純一 (株)マツモトキヨシホールディングス
管理本部 総務部 副部長)
- 委員 武隈健司 (株)ココカラファイン 管理本部
企業品質部 品質管理担当 統括課長)
- 委員 瀧 勉 (株)あらた 商品本部 商品部
商品企画課統括マネージャー)
- 委員 関 光彦 (株)PALTAC 執行役員営業本部
副本部長HC担当)

事務局 田中事務総長補佐 本吉事務局長 山田チーフ

欠席者：

- 委員 小沼健一 (ウエルシア薬局(株) 総務担当部長)

内容：塚本委員長、徳廣副委員長の挨拶の後、以下の内容について意見交換が行われた。

1. プラスチック製買物袋(レジ袋)の有料化義務化に向けた制度見直しについて

経済産業省末藤尚希課長補佐より状況について報告をいただき、意見交換を実施した。

1) 委員からの質問と末藤課長補佐の回答について

- ・実施時期についてはどのように考えておけば良いか？
→2020年4月を基本とし、オリンピック前までには実施したい。
- ・「ガイドライン」に掲載される内容と、公表の時期はいつ位になるか？
→内容は対象と有償化の方法を具体的に記載する予定で、時期的にはパブコメ以降で制度化までの間を検討しているとのこと。また、JACDSからの内容に関する意見は随時いただければ検討の上、必要に応じてガイドラインに反映させる等の対応を実施する。
- ・有料化実施後に企業判断でプラスチック製買い物袋を無償で配布した場合の対応はどなるか？
→50t以上を消費する特定事業者は容り法の規定に沿った指導、罰則等の規定は適用される。
- ・レジ袋有料化のみがアピールされると本来のプラスチック削減がかえって進まなくなるのではないかという危惧があると思われるが、その点はどのように考えているか？
→本来の目的を生活者に理解してもらうための周知、可能な限りシンプルなルール構築等を行なっていききたい、また、実施する企業のイメージアップに繋がるアワードや表彰制度といった仕組みは今後の検討課題としたい。

2) 協会からの要望について

- ・軽減税率へのキャッシュレスポイント還元に関する即時還元の時のような業態・業界間での不公平が生じない対応をお願いしたい。
- ・省庁間での見解が異なる事の無いように意見を統一いただき、「繰り返し利用可能」や「バイオマス対象」等の基準については、数値で具体的に表記されるようしていただきたい。
- ・有料化対象の例外に関しては、無料提供を実施することが企業の差別可にならないように配慮をお願いしたい。

2. 委員会としての活動：環境問題対応について

上述の意見交換を踏まえ、委員による検討が行われ、以下の意見が出された。

- ・プラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化について対応する事をアピールする。
- ・委員会発足の意義、目的などを冒頭に記載し、開始時期は可能な限り4月1日、遅くとも東京オリンピック開催までとし、現時点で確定している予定を記載する。
- ・会員の混乱を招かないようにするため、有料化対象外の項目などの例外、検討中の項目は具体的には明記せず、不明点は事務局に問い合わせいただく対応とする。
- ・ドラッグストア業界が、他の業界に先んじて積極的に業界一丸となってレジ袋有料化（プラスチック削減）に取り組むことをアピールする。

3. 委員会としての活動：返品削減問題対応について

返品削減に関するこれまでの活動の確認を行なった後、検討が行われ、以下の意見が出された。

- ・対応を検討し、実施している企業においては、医薬品、化粧品に関しては、リニューアル・自主回収、値引き販売抑制依頼等による返品がほとんどであり、これ以上の返品率の低減は難しい。
- ・公取との兼ね合いがあり、卸連として個社の返品状況について情報を提供する事は出来ない。また、個社毎のばらつきが大きいという特徴がある。このため、全体数値の最高値、平均値、最小値を出すことで、これをベンチマークとして、協会としてそれぞれの削減目標を定め、各社での対応をお願いする。

- ・提供いただくデータは2018年1月から12月の1年分をまとめたもので、OTC医薬品とそれ以外という2つの分類とする。
- ・年内にデータをいただいて削減目標を作成し、事例紹介のセミナー開催案内も合わせて会員企業へ周知を行なう。
- ・返品率の業界間比較、経年比較は製配販連携協議会のデータを利用する。
- ・卸では数十年に渡り返品削減の取り組みが行われ、成果が出ている。対外的なアピールの意味も含めて、小売りでの先進事例と合わせてセミナーを実施してはどうか。
- ・具体的な対策は会社ごとに状況が異なるため、協会としては、取り組みを後押しするサポートを行なう必要がある。
- ・ESG投資の観点からの自主的な返品率削減の開示が大手を中心に進むのではないか。
- ・季節性商品の代表格である殺虫剤についてはメーカー業界団体として返品対策が進んでいない点が懸念事項としてあげられる。
- ・商品の違いによる特性を踏まえた返品率の違いに関して理解を求める活動も必要ではないか。

4. その他

- ・SDGs推進委員会の方針として理事会に報告し、外部に発信していく。
- ・理事会に報告する内容は、記者会等を通じて積極的に外部にも発信していく。
- ・ドラッグストアショーのイベントステージでシンポジウムを開催し、生活者にアピールを行なっていくことを検討する。次回の委員会で検討できるように事務局から事前に委員の皆様事前に案を送付する。ショーの実行委員会にステージの確保（仮押さえ）を依頼する。
- ・レジ袋削減の活動の一環として、例えば、アフリカで作られるエコバッグの取り扱いを行なう事を通じて、人権保護やフェアトレードの促進を図るといった取り組みもSDGsの活動につながるのではないかと、との意見が出された。
- ・SDGs推進委員会の活動としてのキャッチフレーズも今後作成していく必要がある。
- ・4月の開催日程は年明けに委員長、副委員長の都合を確認し、メールで委員に連絡を行なう。

●次回開催

- ・日時：2019年12月4日(水)10:00~12:00
- ・場所：JACDS東京事務所
- ・内容
- 1) ドラッグストアショーのイベントステージで開催するイベントの内容について
- 2) ドラッグストアショーのテーマブース等におけるSDGs推進委員会の活動紹介について
- 3) 返品率削減に関するテーマについて（削減目標値の設定、セミナー内容の検討等）
- 4) その他

以上

2019年度 登録販売者試験結果

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2019年10月18日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率	
北海道	8月28日(水)	10月1日(火)	1,340名	2,085名	64.3%	
青森県	8月28日(水)	10月1日(火)	433名	710名	61.0%	
岩手県	8月28日(水)	10月1日(火)	343名	603名	56.9%	
宮城県	8月28日(水)	10月1日(火)	800名	1,292名	61.9%	
秋田県	8月28日(水)	10月1日(火)	309名	542名	57.0%	
山形県	8月28日(水)	10月1日(火)	326名	543名	60.0%	
福島県	8月28日(水)	10月1日(火)	1,473名	2,487名	59.2%	
茨城県	9月11日(水)	10月11日(金)	584名	1,644名	35.5%	
栃木県	9月11日(水)	10月11日(金)	368名	1,147名	32.1%	
群馬県	9月11日(水)	10月11日(金)	491名	1,421名	34.6%	
埼玉県	9月8日(日)	10月8日(火)	734名	3,138名	23.4%	
千葉県	9月8日(日)	10月8日(火)	683名	2,749名	24.8%	
東京都	9月8日(日)	10月8日(火)	1,334名	5,126名	26.0%	
神奈川県	9月8日(日)	10月8日(火)	956名	3,396名	28.2%	
新潟県	9月11日(水)	10月11日(金)	370名	1,034名	35.8%	
富山県	9月4日(水)	10月18日(金)	310名	710名	43.7%	
石川県	9月4日(水)	10月18日(金)	293名	790名	37.1%	
福井県	8月25日(日)	10月4日(金)	344名	846名	40.7%	
山梨県	9月11日(水)	10月11日(金)	180名	469名	38.4%	
長野県	9月11日(水)	10月11日(金)	318名	997名	31.9%	
岐阜県	9月4日(水)	10月18日(金)	571名	1,351名	42.3%	
静岡県	9月4日(水)	10月18日(金)	1,107名	2,081名	53.2%	
愛知県	9月4日(水)	10月18日(金)	1,392名	2,874名	48.4%	
三重県	9月4日(水)	10月18日(金)	484名	1,020名	47.5%	
連合★ 関西広域 圏	滋賀県	8月25日(日)	10月4日(金)	5,711名	9,713名	58.8%
	京都府					
	大阪府					
	兵庫県					
	和歌山県					
徳島県						
奈良県	8月20日(火)	10月15日(火)	1,516名	2,637名	57.5%	
鳥取県	10月30日(水)	12月13日(金)				
島根県	10月30日(水)	12月13日(金)				
岡山県	10月30日(水)	12月13日(金)				
広島県	10月30日(水)	12月13日(金)				
山口県	10月30日(水)	12月13日(金)				
香川県	10月24日(木)	12月3日(火)				
愛媛県	10月24日(木)	12月3日(火)				
高知県	10月24日(木)	12月3日(火)				
福岡県	12月8日(日)	1月15日(水)				
佐賀県	12月8日(日)	1月15日(水)				
長崎県	12月8日(日)	1月15日(水)				
熊本県	12月8日(日)	1月15日(水)				
大分県	12月8日(日)	1月15日(水)				
宮崎県	12月8日(日)	1月15日(水)				
鹿児島県	12月8日(日)	1月15日(水)				
沖縄県	12月8日(日)	1月15日(水)				
計			22,770名	51,405名	44.3%	

★2019年度から関西広域連合にて実施 ※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■JACDS政治連盟主催特別セミナー&ドラッグストア研究レポート報告会のご案内

2019年11月28日(木) ホテルグランドパレスに於いてJACDS 政治連盟主催セミナーとドラッグストア業界研究レポート報告会を開催いたします。ぜひともご参加いただきますよう、お願いいたします。

【資料:後頁3ページ分あり】

■セルフメディケーションアワード作品募集のご案内

9月15日より第15回セルフメディケーションアワードの作品募集が始まっています。応募期限は約3か月後の12月15日です。エントリーシートは協会ホームページからダウンロード可能です。多数の方の応募をお待ちしています。【資料:後頁2ページ分あり】

■健康(セルメ)川柳コンクール作品募集のご案内

10月1日より第8回の作品募集が始まっています。応募期限は約4か月後の1月31日です。協会ホームページのエントリーフォームから応募可能です。多数の方の応募をお待ちしています。【資料:後頁2ページ分あり】

■「コンシェルジュマスター研修」のご案内

日本チェーンドラッグストア協会の基本方針にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想に欠かせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。日本薬業研修センターでは「コンシェルジュマスター研修」を行っています。ドラッグストアで重要な役割を担う、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。【資料:後頁3ページ分あり】

■「健康サポート薬局研修」のご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁2ページ分あり】

■薬剤師資質向上研修ネットセミナー・集合研修 募集のご案内

薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務です。本研修は、厚生労働省に提出し確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。【資料:後頁2ページ分あり】

■ダブルライセンス認定制度を実施

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者でアドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方に新しい認定名を付け、生活者の信頼や本人の自信を高める人材育成につなげています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成の制度として、ご活用ください。【資料:後頁2ページ分あり】

■日本ヘルスケア協会 ご案内

健康食品・介護食品の新しいマーケット創造はリアル店舗でないと実現しません。この研究会はスーパーマーケットやドラッグストアの企業や団体が参画し、メーカー・卸・サポート企業が協働することで健康食品市場を拡大させる唯一の研究会です。【資料:後頁5ページ分あり】

■「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分あり】

■「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぷちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料:後頁1ページ分あり】

日本チェーンドラッグストア協会から報告会と成長戦略を提言（同時開催：政治連盟主催特別講演）

令和元年後期 ドラッグストア業界研究レポート報告会 「どうしてドラッグストアは 伸び続けることが可能なのか」

主催：日本チェーンドラッグストア協会

2019年11月28日（木） 13:30～15:30 ホテルグランドパレス 2階ダイヤモンドルーム

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ドラッグストア業界研究レポート報告会では、当協会が対応している課題、活動、新マーケット創造、現在のドラッグストア業界を取り巻く最新動向についてご報告しています。

JACDSは2025年までに10兆円産業化をめざしています。そのためにはヘルスケアにかかわる商品、サービス、機能を強化し、専門家による相談、情報提供、販売を幅広い分野で行ない、より高いお客様、患者様のニーズに答えていく必要があります。健康寿命を延伸させるためにはどうしたらいいか。

事務総長の今西信幸より「どうしてドラッグストアは伸び続けることが可能なのか」と題して、特別講演を行ないます。

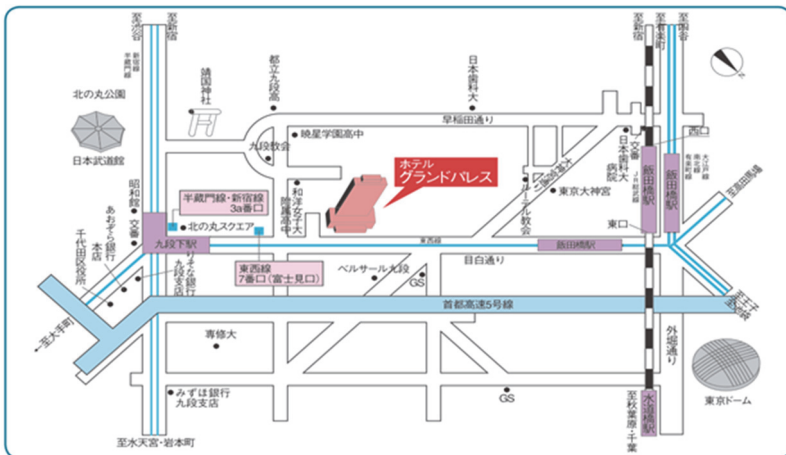
どうか多くの業界関係者の方々にお集まりいただき、ドラッグストア再成長に向けた記念すべき報告会にして頂きますようお願い申し上げます。

令和元年11月吉日

日本チェーンドラッグストア協会 会長 池野 隆光

- 「街の健康ハブステーション構想」の狙い、地域住民に向けた機能、役割がわかります。
- 国が2025年に進める健康政策の大転換までに、ドラッグストアがすべきことがわかります。

- 日時：令和元年11月28日（木） 13:30～15:30
- 会場：ホテルグランドパレス ダイヤモンドルーム
東京都千代田区飯田橋1-1-1 TEL 03-3264-1111
- 会費：15,000円（お1人様） ※同時開催される「政治連盟主催特別講演」のチケットと同時購入された場合は報告会を5,000円値引きいたします。



- 申込み・お問合せ先 日本チェーンドラッグストア協会
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階（〒222-0033）
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569
- 締切 令和元年11月21日（木）
- お振込先 三井住友銀行 新横浜支店（普通）1480713 又は、三菱UFJ銀行 新横浜支店（普通）0196944
口座名義：日本チェーンドラッグストア協会 ※ご注意：「政治連盟主催特別講演」とは振込先が異なります。

○特別講演



事務総長

今西 信幸（いまにし のぶゆき）

●プロフィール

1970年 東京薬科大学薬学部薬学科卒業、1977年 みどり薬品(株)設立・代表取締役就任(2007年迄)、1981年 医療法人 秀和会設立、理事就任(2004年迄)、1990年 医学博士号取得（東京医科大学）、2004年 医療法人 慶寿会設立・代表理事就任、2011年 学校法人 東京薬科大学理事長就任、2016年 日本ヘルスケア学会会長就任、2017年 一般財団法人 日本ヘルスケア協会会長就任、2018年 日本チェーンドラッグストア協会事務総長就任

○レポートの報告

- 第1章 ドラッグストアの現状（概況）
- 第2章 JACDSの課題と今後の展望
- 第3章 ドラッグストア経営と運営に影響を与える動向
- 第4章 数値で見るドラッグストアの状況
- 第5章 日本チェーンドラッグストア協会の活動報告

●地下鉄九段下駅

東西線7番口（富士見口）より徒歩1分。
半蔵門線・都営新宿線3a番口より徒歩3分。

●JR・地下鉄飯田橋駅より徒歩7分

総武線・有楽町線・南北線・大江戸線。

政治連盟主催特別講演

2020年日本経済の見方

主催：日本チェーンドラッグストア協会政治連盟

令和元年11月28日(木)	講演	11:00~12:30	2階 ダイヤモンドルーム
ホテルグランドパレス	昼食(立食)	12:30~13:30	2階 チェリールーム

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、日本チェーンドラッグストア協会政治連盟の活動にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和の時代に入りましたが、台風による水害や韓国との外交問題、イギリスのユーロ離脱など様々な問題が国内外で起こっていて、その経済への影響が大変心配されます。

日本チェーンドラッグストア協会では2025年、ドラッグストア業界10兆円産業化をめざして、プロジェクトを行ない、目標に向かって邁進していますが、達成するには経済の展望を知る必要があります。

今回の政治連盟主催 特別公演では「2020年日本経済の見方」と題して、デービッド・アトキンソン先生にご講演いただきます。

今後の日本経済の行方、外交問題、安倍政権などについて、詳しく解説していただきます。

我々の業界がさらなる発展をしていくには、セルフメディケーションを推進するための新しい取り組み、法律の整備、さまざまな問題を解決していくための提言をしていく必要があります、そのためには政治力が必要となります。

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟では積極的なロビー活動を行ない、これらの課題の解決やドラッグストア業界成長に向けて邁進してまいります。皆様方には政治連盟の活動にご理解をいただき、是非とも特別講演へご参加いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

令和元年 11月吉日

日本チェーンドラッグストア協会政治連盟 会長 松本 南海雄

講演者

デービッド・アトキンソン



●プロフィール

1965年イギリス生まれ。オックスフォード大学(日本学専攻)卒業後、大手コンサルタン

ト会社や証券会社を経て、1992年ワールドマン・サックス証券会社入社。大手銀行の不良債権問題をいち早く指摘し、再編の契機となった。同社取締役を経てパートナー(共同出資者)となるが、2007年退社。2009年に創立300年余りの国宝・重要文化財の補修を手掛ける小西美術工藝社入社、取締役に就任。2011年代表取締役会長兼社長、2014年に代表取締役社長に就任し現在に至る。

著書は『新・観光立国論』(山本七平賞、不動産協会賞、東洋経済新報社)、『新・所得倍増論』(東洋経済新報社)、『日本再生は、生産性向上しかない!』(飛鳥新社)、『世界一訪れたい日本のつくりかた』、『新・生産性立国論』、『日本人の勝算』(以上、東洋経済新報社)、『国運の分岐点』(講談社)など多数

- 日時：令和元年11月28日(木) 11:00~13:30
- 会場：ホテルグランドパレス 2階 チェリールーム(昼食)/ダイヤモンドルーム
東京都千代田区飯田橋 1-1-1 TEL 03-3264-1111
- 会費：15,000円(お1人様) ※同時開催される「ドラッグストア業界研究レポート報告会」のチケットと同時購入された場合は報告会を5,000円値引きいたします。

※「ドラッグストア業界研究レポート報告会」と同一会場につき、会場案内図は裏面を参照ください。

(注) この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。

- 申込み・お問合せ先 日本チェーンドラッグストア協会政治連盟
神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 9階(〒222-0033)
TEL.045-474-0097 FAX.045-474-2569
- 締切 令和元年11月21日(木)
- お振込先 三井住友銀行 新横浜支店(普通)0298388 又は、三菱UFJ銀行 新横浜支店(普通)0196960
口座名義：日本チェーンドラッグストア協会政治連盟 ※ご注意：「ドラッグストア研究レポート報告会」とは振込先が異なります。

**日本チェーンドラッグストア協会 特別セミナー
〔政治連盟主催 特別講演〕〔ドラッグストア業界 研究レポート報告会〕**

2019年11月28日(木)11:00~15:30ホテルグランドパレス 「ダイヤモンドルーム」「チェリールーム」

参加申込書

会社名	
所属 役職	担当者氏名
住所 (入場券送付先)	
Eメール	
連絡先TEL	連絡先FAX

※下記に参加者名をご記入下さい。

※それぞれ購入されるチケットに○印をご記入下さい。

所属・役職	氏名	どちらか購入の場合		同時購入の場合 (※報告会5,000円値引)	
		(A)政治連盟 主催特別講演 (11:00~)	(B)ドラッグストア 業界研究 レポート報告会 (13:30~)	(A)政治連盟 主催特別講演 (11:00~)	(B)ドラッグストア 業界研究 レポート報告会 (13:30~)
		15,000円 (1名様)	15,000円 (1名様)	15,000円 (1名様)	10,000円 (1名様)
★ぜひ、同時購入をお願いいたします (同時購入価格 25,000円)		政連合計	報告会合計	政連合計	報告会合計
会費合計		円	円	円	円

※請求書が必要な場合は右欄に○をつけてください。⇒

請求書希望

※4名を超える場合は行を追加して入力をお願いします。

※それぞれ、振込み先が異なります。お間違えのなきよう、お願いいたします。

※出来るだけご記入をお願いします。

※同時購入の場合でも振込先は異なりますので、お間違いのなきよう、お願いいたします。

ご紹介企業様(ドラッグストア)

※入場券は、ご入金確認後、ご担当者様に一括にてご送付いたします。

お取次ぎ企業様(メーカー、卸様)

※「政治連盟主催 特別講演」は、政治資金規正法第8条の2に規定する、政治資金パーティーです。

主催：日本チェーンドラッグストア協会、日本チェーンドラッグストア協会政治連盟

	(A)政治連盟主催 特別講演	(B)ドラッグストア業界 研究レポート報告会
会費	15,000円 (1名様)	15,000円 (※同時購入の場合10,000円) (1名様)
お振込先	三井住友銀行 新横浜支店 普通 0298388 三菱UFJ銀行 新横浜支店 普通 0196960 名義：日本チェーンドラッグストア協会政治連盟	三井住友銀行 新横浜支店 普通 1480713 三菱UFJ銀行 新横浜支店 普通 0196944 名義：日本チェーンドラッグストア協会

申込書送付先：日本チェーンドラッグストア協会

申込み締め切り：2019年11月21日(木)

FAX : 045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

※協会報11月号

JACDSは専門知識を活かし地域の生活者に貢献する専門家を応援します!

第15回

セルフメディケーション アワード

作品大募集!!

募集
期間

2019年 9月15日(日)

2019年12月15日(日) 必着

15th SELF-MEDICATION AWARD

最終選考会は2020年3月19日(木)幕張メッセ国際会議場で開催!

応募詳細は、裏面又は
協会のホームページをご覧ください。
<http://www.jacds.gr.jp>

 <small>※個人の活動部門 団体の活動部門</small> 各1作品		 <small>※学生部門での応募はグランプリ、準グランプリの対象外です。 ※準グランプリ、フレッシュ部門賞、学生部門特別賞は該当作品が無い場合があります。</small>	
--	--	---	--

第20回 JAPANドラッグストアショー(3/19~21会場:幕張メッセ国際展示場ホール)共催イベント

テーマ 20回目の誓い、地域に寄りそドラッグストア~本気のセルフメディケーション、はじめましょう~

募集テーマと応募対象者

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- テーマ
- ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
 - 街の健康ハブステーション構想の実現に向けた取り組みの紹介や提言
 - 地域包括ケアへの対応、多職種・地域連携や在宅支援、地域生活者の健康支援等に関する取り組みと成果について

- 応募対象者
- ◆薬局・ドラッグストア業界に従事する専門家
エキスパート部門：業界経験3年超
フレッシュ部門：業界経験3年以内(募集時点での業界での勤務年数)
 - ◆薬学生、薬業専門学校生
学生部門：薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生

主催
問い合わせ

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会「セルフメディケーションアワード」募集係
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL: 045-474-1311 FAX: 045-474-2569 E-mail: sec@jacds.gr.jp

後援(予定)

厚生労働省、経済産業省、公益社団法人日本薬学会、一般社団法人日本薬局協会の、一般財団法人日本ヘルスケア協会、日本薬業連絡協議会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本薬業研修センター、一般社団法人日本置き薬協会、日本OTC医薬品協会、一般社団法人日本医薬品卸売連合会・大衆薬卸協議会、日本薬業専門学校連絡協議会(以上12団体順不同)

第15回 セルフメディケーションアワード 作品応募要項

応募方法

- 協会ホームページにアップした応募票、応募用原稿データをダウンロードしてご利用ください。
- 必要事項を入力した応募票と論文を入力した応募用原稿データをE-MAILにて送信下さい。
送付先：sec@jacds.gr.jp
件名：第15回セルフメディケーションアワード作品応募係
- 手書き原稿の受付は行なっておりませんのでご了承ください。
- CD-R等に記録したデータを送付される場合は、以下の郵送先は以下の通りです。
〒222-0033
神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
日本チェーンドラッグストア協会
第15回セルフメディケーションアワード作品応募係

募集期間

2019年9月15日(日)～2019年12月15日(日)(必着)

募集テーマ

次の内容について、専門家としての資格を活用して実践した事例・成果について、あるいは応募者の立場や資格にもとづいた提言、等に関する論文を募集します。

- 薬局・ドラッグストアにおけるセルフメディケーションの推進について
- 街の健康ハブステーション構想の実現に向けた取り組みの紹介や提言
- 地域包括ケアへの対応、多職種・地域連携や在宅支援、地域生活者の健康支援等に関する取り組みと成果について

応募資格と部門

- ◆ 薬局・ドラッグストア業界に従事する専門家
(JACDS認定アドバイザー、薬剤師、登録販売者、栄養士・管理栄養士等々)
【応募部門】
 - エキスパート部門：業界経験3年超
 - フレッシュ部門：業界経験3年以内
(募集時点での業界での勤務年数)
- ◆ 薬学生、薬業専門学校生
(薬科大学、薬学部、薬業専門学校に在籍する学生)

応募条件

次の条件を満たしている事を確認の上、ご応募下さい。条件を満たない場合、虚偽の事実が判明した場合は応募や受賞を取り消すことがあります。

- 応募者自身のオリジナル作品であること(公私を問わずその他の論文募集に応募していないこと)。
- 企業や学校、団体等から作品応募について了解を得ていること。
- 文字数：2000文字以上4000文字程度まで。
- 図表、写真などは字数に含みませんが、適宜、文中に配置して下さい。
- フレッシュ部門への応募については応募時点での業界経験が3年以内であること。
- 応募票に必須項目として記載されている項目は必ず記入して下さい。

審査方法

- ① 応募された論文をもとに審査を行い、グランプリ候補作品、佳作等の選考を行います。
- ② グランプリ候補作品は、応募論文及び、2020年3月19日(木)に開催される最終選考会での発表および質疑応答により審査を行い、グランプリ、準グランプリ、特別賞を決定します。
※グランプリ候補作品の論文を作成した方には2020年1月中旬に通知を行なう予定です。
※当日、最終選考会の会場にて発表が行える方がグランプリ候補として作品がノミネートされます。
※最終選考会是一般には公開を行わず、候補者と審査委員と業界関係者、報道関係者の参加で行います。

表彰と報奨

- グランプリ：賞金20万円 1作品
 - 準グランプリ：賞金10万円
個人の活動部門／団体の活動部門 各1作品
※審査結果によっては受賞作品のない部門も生じます。
 - 特別賞(JACDS会長賞、実行委員長賞、学生部門特別賞等)：賞金5万円
※上記の賞は、2020年3月19日(木)に開催される最終選考会において発表が行われた作品が対象です。
※本アワードの趣旨から、薬学生、薬業専門学校生はグランプリ、準グランプリの対象外となります。
 - フレッシュ部門賞：賞金5万円 1作品
※審査結果によっては受賞作品が無い場合も有ります。
 - 佳作：賞金1万円
※佳作は全体を通して合わせて5～10作品程度が表彰される予定です。
 - 奨励賞：図書カード 千円分
※薬学生(薬業専門学校生)を対象に、佳作に準じるレベルの5～10作品程度が表彰される予定です。
- 薬学生(薬業専門学校生)の受賞者には賞金相当額の図書カードを報奨とします。

JACDS認定アドバイザーの方々へ

- 応募条件を満たしたアドバイザーの方へは認定更新のためのポイントを30ポイント付与します。
- 複数のアドバイザー認定を保有する場合、2つめ以降は各10ポイント付与となります。
- ※応募票に必ず各アドバイザーの認定番号を記入下さい。

その他

- 応募作品の返却は行ないません。
- 応募者の氏名、所属、作品についてJACDS協会報、業界紙・誌、等を通じ外部に公表を行います。
- 応募作品の著作権は日本チェーンドラッグストア協会に帰属します。
- 内容について事務局より問い合わせを行なう場合があります。
- 誤字、脱字がある場合は事務局にて修正を行います。
- 審査内容や経過の詳細、結果などに対する異議申し立ては一切、受け付けいたしません。
- 受賞作品について報道関係者から個別に取材が依頼される場合があります。業界、企業のアピールにもなりますので積極的な協力をお願いします。
※プライバシー等の問題から取材をお断りすることは差し支えありません。

健康(セルメ)川柳 コンクール作品大募集!!

地域の皆様の「からだ」と「こころ」の健康を願い、
健康(セルメ)川柳を大募集します

応募概要

応募はどなたでもOK!ふるって応募ください。

- 健康に関するテーマや風刺を「5・7・5」の文字数で応募ください
- 応募者ご自身、ご家族、高齢者、知人、ペットなどの健康を題材にした作品を募集します



【セルフメディケーションとは?】

「セルメ」とはセルフメディケーションの略語(造語)です。自分の健康を自分で管理し、毎日元気で暮らすことを意味します。その結果、高騰する日本の医療費が抑制され、国民負担が軽減し、現行のすぐれた医療制度が維持されます。「セルフメディケーションの推進」は日本再興戦略にも取り上げられ、まさに国策と言える状況になりつつあります。日本チェーンドラッグストア協会は元気な街づくりのための「セルフメディケーション推進」を目指し、様々な活動に力を入れております。

【セルフメディケーションのキーワード】

薬、健康食品、機能的食品、サプリメント、医師、薬剤師、登録販売者、病院、薬局、ドラッグストア、ダイエット、メタボ、ウォーキング、介護、スマイルケア食品、等々…

賞・記念品

- | | | |
|-------------------------|-------|--------|
| ● 大賞 | 1作品 | 賞金20万円 |
| ● 準大賞 | 1作品 | 賞金10万円 |
| ● 日本チェーンドラッグストア協会会長賞 | 2作品 | 賞金5万円 |
| ● JAPANドラッグストアショー実行委員長賞 | 2作品 | 賞金3万円 |
| ● 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員長賞 | 2作品 | 賞金3万円 |
| ● スポンサー賞 | 各社1作品 | 賞金5千円 |

【記念品】

- 受賞者にはトロフィー
- 優秀100作品(受賞作品除く)にはオリジナル図書カード

審査・発表

【審査】 第20回JAPANドラッグストアショーで大賞、各賞が決定します。
～2020年3月19日(木)幕張メッセ(千葉)～

- 川柳学会専務理事 尾藤川柳先生に優秀100作品を選考していただき、3月19日に最終選考会を行い、各賞が決定します。

【発表】

- JAPANドラッグストアショー会場内イベントステージ横での展示
- 協会ホームページでの公表
- 受賞者へは個別に連絡を行います(2020年4月下旬予定)

《主催者・問い合わせ先》

日本チェーンドラッグストア協会 健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階 TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

http://www.jacds.gr.jp/ E-mail:sec@jacds.gr.jp

第8回 健康(セルメ)川柳コンクール 作品募集要項

《募集期間》

2019年10月1日(火)～2020年1月31日(金)
 (郵送の場合は当日消印有効、パソコン、携帯電話の場合は日付変更までに登録完了した分)

《応募資格》

特にございません。
 広く国民の皆様からの応募をお待ちしています。

《応募方法》

次の方法から選び、応募ください。

■スマートフォンによる応募

右下のQRコードを読み取り、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■パソコンによる応募

JACDSホームページ等のリンクバナーをクリックし、入力フォームの画面へ移動します。画面に必要事項を入力、登録することで応募完了となります。

■応募用紙による応募

このリーフレットに印刷されている点線に沿って応募用紙を切り取り、葉書の形に貼付けてください。必要事項を記入いただき、63円切手を貼って投函ください。または切り取らずにFAXにて送付ください。

FAX送付先: 045-474-2569

※必要事項が記載されていれば官製はがきでの応募も受け付けます。

《応募上の諸注意》

- 未発表であり、他のコンクール等への応募がされていないこと。
- 応募作品は本人が創作したものであること。
- ご本人が記入・入力すること。
- 5・7・5 作品への「ふりがな」を記入してください。
- 1人あたりの応募数に上限はありません。
 (受賞は1人1作品となります)
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募時の記載事項に虚偽が判明した場合は受賞を取り消す場合があります。
- 受賞作品が発表済み、あるいは発表されたものに類似していた場合、受賞を取り消す場合があります。
- 応募作品の利用に関し、著作権はJACDS健康(セルメ)川柳コンクール実行委員会に帰属します。

応募はどなたでもOK!
 ふるって応募ください。



スマートフォン用QRコード



キリトリ線

応募作品

* 「ふりがな」をつけてください。

作品1

五	ふりがな					
七	ふりがな					
五	ふりがな					

作品2

五	ふりがな					
七	ふりがな					
五	ふりがな					

キリトリ線

郵便はがき

63円切手を貼った上で投函ください。

2 2 2 0 0 3 3

神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10
 楓第2ビル4階

日本チェーンドラッグストア協会
 健康(セルメ)川柳コンクール応募係 行

氏名(ふりがな)	年齢	才
	性別	男 女
	○で囲んでください	

雅号(ペンネーム)※任意

発表の際に使用します。
 表彰では氏名と併記します。

住所 〒

TEL

E-mail
 (携帯メール可)

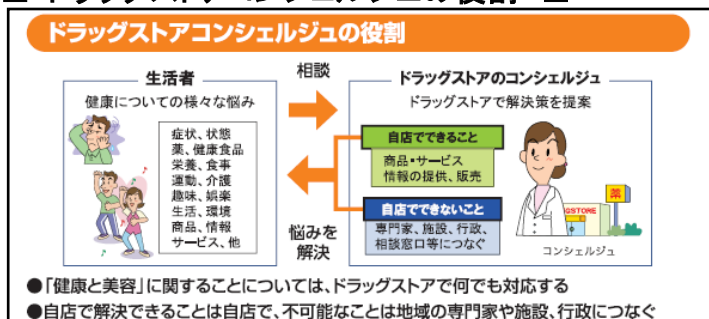
6月より、受講者の学習画面を見やすくリニューアル 「コンシェルジュマスター研修」実施中

日本チェーンドラッグストア協会の基本重点施策にも掲げられ、業界をあげて取り組む「街の健康ハブステーション」構想にかかせないのは、健康案内人「コンシェルジュマスター」の育成です。

日本薬業研修センターでは、生活者の健康寿命延伸に貢献できる「コンシェルジュマスター」を養成する「コンシェルジュマスター研修」を実施しております。生活者の健康寿命延伸のため、ドラッグストアで様々な健康と美容の相談や要望、悩みに対応していく重要な役割を担うため、「コンシェルジュマスター研修」をご活用下さい。

6月に、受講者の方が見やすく、学習できるように、サイドのリニューアルを行いました。今後、カテゴリーテーマを増やしていく予定ですので、まだ登録されていない方は、お早めに登録し、受講を開始して下さい(リニューアルサイトの主な特徴を後頁に紹介していますので、ご参照下さい)。

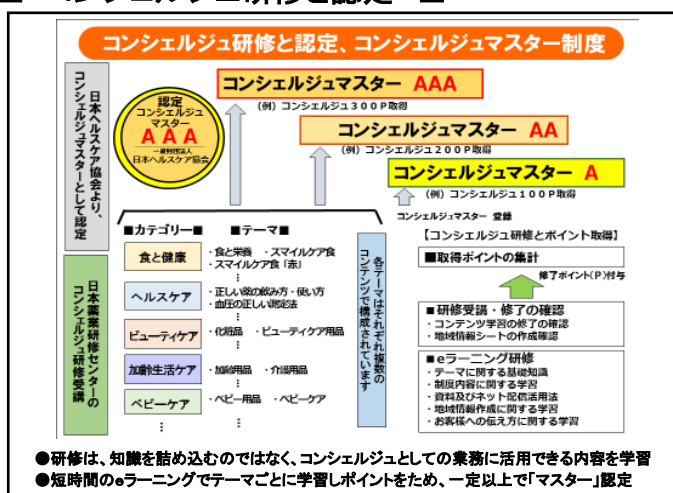
■ ドラッグストアコンシェルジュの役割 ■



健康維持や健康づくりにかかわる相談ごとは、幅広くあります。薬やサプリメント、食事、運動、介護、環境、趣味など、日常生活にかかわる数多くの相談に、ドラッグストアで対応しなければなりません。

生活者からの相談に、自店で取扱っている商品やサービスを提供して悩みを解決したり、自店では解決できない場合は、地域の専門家や相談窓口の紹介を行うことが重要です。

■ コンシェルジュ研修と認定 ■



日本薬業研修センターでは、コンシェルジュ研修として、1000以上の幅広い健康に関わる研修テーマを用意し提供していきます。

医薬品やスマイルケア、ペットなどの分野ごとに細かなテーマの研修を用意し、テーマを修了するごとに内容に応じて数ポイントが付与されます。

ポイント数により、「コンシェルジュマスターA」、「コンシェルジュマスターAA」、「コンシェルジュマスターAAA」の称号が、一般財団法人日本ヘルスケア協会(認定委員会)より与えられます。

■ 会員向けコンシェルジュ学習内容 ■

コンシェルジュマスター研修のコンテンツ内容	
コンテンツの範囲	健康と美容およびその周辺テーマに関するコンテンツに特化した内容
提供する3つの情報	「基本情報」と「コンシェルジュ研修情報」「商品・サービス情報」の3情報提供
・基本情報	基本用語、成分、疾病や症状対応、使用方法等に関する情報提供
・コンシェルジュ研修情報	各テーマごとに、コンシェルジュ機能を修得できる情報
・商品・サービス情報	メーカー協力による商品紹介(法律に抵触しない範囲・方法で)
地域情報の収集	店舗周辺の専門施設や機関、組織、サービス事業者、行政窓口などを調べて記録
添付情報	公的資料、協力者制作資料、動画、メーカーCM等をリンク、情報精度を高める情報

会員向けコンシェルジュ研修は、知識を詰め込むことを目的にしておらず、生活者の悩みを一緒に解決する方法を探せることを目的としています。そのため学習内容は、相談窓口としての一定の基礎知識や書籍、データなどの資料を活用し悩みを解決する方法の提案を行うための学習となっております。

また、自店で解決できない相談には、地域の専門家や施設などを紹介、案内できるような知識情報をまとめたフォームや資料の作成を行います。

「コンシェルジュ研修コース」テーマ(一例紹介、1000コンテンツを予定)

各テーマは、それぞれ複数のコンテンツで構成されています。

※現在、学習できるコンテンツは、テーマの前に★印がついています。

★オリエンテーション講座		ベビーケア		コンテンツ	
■食と健康	食と栄養	食と健康の分類/食品表示と景表法/プロテイン活用法/他			
	★スマイルケア食	そしやく・えん下・とろみ調整食品/水分補給と脱水症/口腔ケアと関連商品/その他			
	★スマイルケア食「赤」	摂食・えん下と誤えん・誤嚥性肺炎			
	★知っておきたい健康食品とサプリメント	健康食品の現状、健康食品に関する情報提供、健康食品と医薬品の相互作用、健康食品の販売に関する注意点(法的側面)			
	★エイコサペンタエン酸	脂質栄養の基礎、EPAの効果(中性脂肪低下効果)、EPA/AA比について、EPAの効果(スポーツパフォーマンス向上効果)			
その他	疾病別・状態別おいしい食事ネットサービス/その他				
■ヘルスケア	★正しい薬の飲み方・使い方	服用の現状/薬の正しい服用方法/薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー			
	★血圧の正しい測定法	血圧・高血圧について/血圧の正しい測定方法/オムロン自動血圧計の紹介			
	医薬品	成分と薬効/医薬品の提供制度/漢方医薬品の活用法/他			
	ヘルスケア用品	応急処置法、テーピング法、用品の正しい使用方法/他			
	サポート用品	オーラルケア法/スキンケア法/部位別管理法/その他			
■ビューティケア	化粧品	メイクの基本/TPOメイク法/フェイスマッサージ/法/その他			
	ビューティケア用品	スキンケア用品活用法/メイク用品使用方法/その他			
	サポート用品	美顔用品活用法/用途別サポート用品活用法/その他			
■加齢生活ケア	加齢用品	加齢の基本知識/尿漏れパット使用方法/TPO対処法/他			
	介護用品	介護の基本知識/紙おむつの正しい選び方と使い方/他			
	サポート用品	疾病・怪我予防用品使用方法/介護・介護用品使用方法/他			
■健康維持生活	★高齢者の運動の必要性	高齢者の運動の必要性/ながら筋トレ体操/カーブスの紹介			
	ペット飼育	ペットフード知識/ペットの健康と飼育/ペットと社会/その他			
	救急救命	心肺停止状態蘇生法/AED機器使用法/予防法/その他			
	健康関連制度	コンテンツ			
■その他	業機法	医薬品の分類/販売制度/薬局許可/店舗販売業/調剤業務/他			
	医療費控除制度	医療費控除/セルフメディケーション税制/その他			
	社会保障制度	国民医療費/健康保険制度/健康寿命延伸政策/その他			
■その他	部位別ケア	ネイルケア・ネイルアート法/ヘアメイク法/膝・腰元気法/他			
	部位別対処法	フットケア・管理法/毎日の肌管理法/受診勧奨法/その他			
	美と健康管理	検査数値の読み方/検査機器の正しい使い方と管理法/他			
	地域情報	分野別関係機関・施設・行政等の把握/地域健康情報/その他			
その他	疾病の診療所・病院・専門病院の治療/関係機関の仕事/その他				

■ コンシェルジュ研修受講方法 ■

学習方法 : eラーニング(セルメ・プラザから学習できます)

年会費 : しばらくの間は無料で受講可能(有料になった時、継続をご希望かご連絡します)

受講対象者 : 登録販売者、薬剤師、など主に店舗販売従事者向け(以下の方には特典有)。

申込方法 : 受講を希望される企業の方は、日本薬業研修センター事務局まで、お問合せ下さい。

申込フォームをお送りしますので、企業で取りまとめてお申込み下さい。

※日登協A会員の方でセルメ・プラザに登録されている方は、すでにコンシェルジュ研修はアップされています。

※日登協A会員の方でも、JACDS認定アドバイザーの方は、ポイント加算を行うため、申込フォームにお名前とアドバイザー認定番号を記入下さい。

	特典	コンシェルジュ会員申込
日登協A会員	無料で受講できます。	不要です。セルメ・プラザに登録後、自動的にセルメ・プラザの教育コースのページに「コンシェルジュマスター研修」をアップします。
JACDS認定アドバイザー	オリエンテーション講座受講後、マスターA認定が交付され、その後無料で受講できます。	日本薬業研修センターにご連絡下さい。ポイント加算を行います。

コンシェルジュ研修受講申込・問合せ先: 日本薬業研修センター

TEL: 045-478-5453 FAX: 045-478-5461 Mail: cme@yakken-ctr.jp

【コンシェルジュマスター研修 リニューアルサイトの主な特徴】

2019年6月から、受講者の学習画面がより見やすく、使いやすくなりました。
スマートフォン対応もしております。



◎学習メニューの表示

▼自分が学習しているコンテンツと、まだ学習していないコンテンツが一目で分かるようにしました。

食と健康				
スマイルケア食	テキスト	問題・解答		取得ポイント
■スマイルケア食-1 そしゃく・えん下・とろみ調整食品 (1点)	有	合格		1
■スマイルケア食-2 低栄養と改善のための商品選び (1点)	有	未提出		0
■スマイルケア食-3 水分補給と脱水症対策 (1点)	有	未提出		0
■スマイルケア食-4 口腔ケアと関連商品 (1点)	有	合格		1
■スマイルケア食-5 スマイルケア食とその選び方 (1点)	有	未提出		0
■スマイルケア食-6 UDFの基本と活用方法 (1点)	有	合格		1
テーマ修了 ボーナスポイント (2点)				0
テーマ合計ポイント				3

すべての問題回答が合格し、結果を事務局に提出をした方は、「合格」と表示されます。
まだ、回答していない方、または回答途中の方は、「未提出」と表示されます。

▼すべてのテーマを修了すると「合格」マークが表示されます。

ヘルスクエア				
正しい薬の飲み方・使い方	テキスト	問題・解答		取得ポイント
正しい薬の飲み方・使い方-1 服用の現状-問題提起- (1点)	有	合格		1
正しい薬の飲み方・使い方-2 薬の正しい服用方法 (1点)	有	合格		1
【広帯】正しい薬の飲み方・使い方-3 薬を飲み込むメカニズムと服薬補助ゼリー (無糖角散) (1点)	有	合格	合格	1
テーマ修了 ボーナスポイント (2点)				2
テーマ合計ポイント				5

▼学習メニューの下部に現在のポイントが表示されています。

コンテンツの問題をすべて合格し結果を事務局に提出すると、すぐにポイントが加算されます。
※地域情報収集シートのポイントは、今まで通り月末締め、翌月10日に加算とします。

現在の取得ポイント	37点
コンシェルジュマスター-Aまで	あと63点
コンシェルジュマスター-AAまで	あと163点
コンシェルジュマスター-AAAまで	あと263点

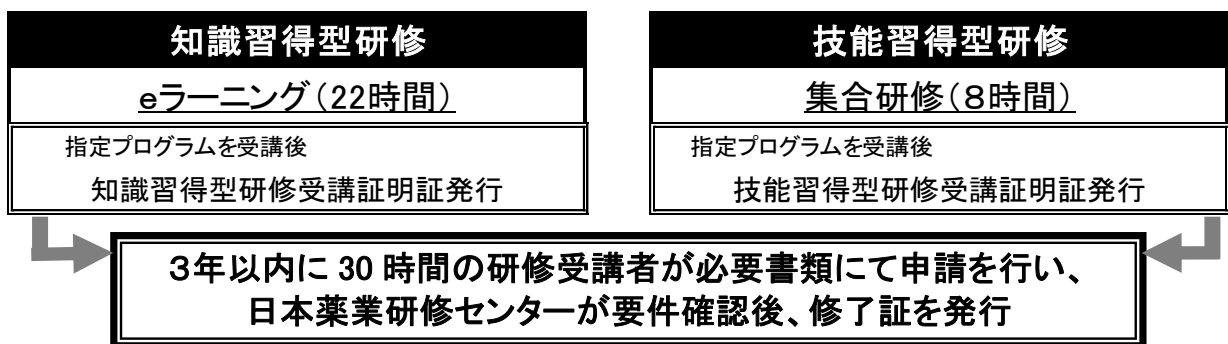
問題・回答のポイントは、
ここに加算されます

～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、昨年より健康サポート薬局研修を実施しています。健康サポート薬局研修の技能習得型研修は、一昨年3月からスタートし、全国各地で、研修を実施しています。受講者からのアンケートでは、「健康サポート薬局の基本的な機能・役割が良く理解できた」「地域包括ケアシステムや包括センターの具体的な取り組みについて学べる良い機会となった」「来局者への対応の様々なケースを想定しての講義とディスカッションは、とても勉強になった」との声が寄せられています。

地域の薬務課の方が来場し、講義を行う会場もありました。今後も、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施していくことを予定しています。

■研修概要



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修

eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座: 地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。 (PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座: 要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座: 要指導医薬品等概説-2		
④講座: 要指導医薬品等概説-3		
⑤講座: 健康食品、食品	2時間	
⑥講座: 禁煙支援	2時間	
⑦講座: 認知症対策	1時間	
⑧講座: 感染対策	2時間	
⑨講座: 衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座: 薬物乱用防止	1時間	
⑪講座: 公衆衛生	1時間	
⑫講座: 地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座: コミュニケーション力の向上	1時間	

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体で負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協利団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**

② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。

別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円で作成し、郵送します。

③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。

知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。

技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。

B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
 シヤ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

薬剤師資質向上研修 通信研修・集合研修 募集のご案内

● 資質向上研修の実施は開設者の義務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。)に伴う体制省令により、薬剤師への継続研修の実施は「指針の策定」と同様に開設者に求められる義務になります。(体制省令 第2条第1項第7号、および第2条第2項)

薬機法では、薬局、店舗販売業の許可の基準に関して、体制省令で定める基準に適合しないときは改善命令等に該当する場合があります、研修の実施は許可要件となります。

(薬局:薬機法第5条第1項第2号 店舗販売業:薬機法第25条第2項第2号)

● 継続的な資質向上研修を実施中

本研修は、厚労省に提出し、確認していただいた研修内容に沿って実施いたします。

■ 薬剤師資質向上研修概要(通信研修と集合研修の2つから構成されています)

通信研修(1年間)	集合研修(前期・後期開催)
eラーニング ※1) パソコンを使用し、ネットを通じたテキスト学習 と自動採点の問題回答に取り組む	1日 ※2) (年1回以上参加下さい) 最新情報やネット形式では学習しにくい 内容をスクール形式で学習
年間プログラム 1. 症状・部位別医薬品通信研修 12回 2. ヘルスケア実践セミナー 12回	1. 薬事行政情報 2. 医薬品販売業に係る法規と制度 3. 専門家のための技術・知識 4. 確認試験
指定プログラムを修了 1) 通信研修受講証明証を発行	年1回以上の受講 2) 集合研修受講証明証を発行
※パソコンによるネット環境がなく、通信研修が受講できない場合は、郵送による通信教育も用意しています。 (テキスト代、送料等の実費を含み、3,670円)	※1地区50名以上の参加希望者がいた場合に、開催します。

資質向上研修受講証明証の発行

(3) 法律が求める資質向上研修受講証明証を発行

(1)と(2)両方をもとに、体制省令に対応する資質向上研修の受講証明証を発行します。

※必要に応じ、都道府県(保健所)へ資質向上研修を修了した薬剤師の名簿提出等の対応を実施

※通信研修受講中で、受講証明を発行出来ない方へは、求めに応じ、受講歴の証明を発送

■ 受講費用

1) 通信研修 2,620 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加入している
薬剤師の方

※郵便による通信研修の場合、テキスト、送料等含め 3,670 円(税込)

2) 集合研修 3,000 円 (税込)

受講対象者: 日本チェーンドラッグストア協会に加盟する団体・
企業に勤務している薬剤師の方

※テキスト代を含みます。 ※昼食は各自でご用意願います。

通信研修と集合研修は個別に
受講費用が必要となります。

通信研修 集合研修 合計
(2,620 円)+(3,000 円) = (5,620 円)

郵送通信 集合研修 合計
(3,670 円)+(3,000 円) = (6,670 円)

■カリキュラム

1) 通信研修

□症状・部位別 医薬品通信研修				※基礎講座1から順番に学習します。 基礎講座の7回以降は、1つのテーマを2回に分けて学習します。			
○基礎講座			○応用講座				
1	胃腸症状	19・20	咳	1・2	胃腸薬	25・26	皮膚疾患用薬
2	疲労・虚弱症状	21・22	禁煙	3・4	便秘薬	27・28	口腔内用薬・ うがい薬・ オーラルケア用品
3	目の症状	23・24	肩こり	5・6	止瀉薬・整腸薬	29・30	痔疾用薬
4	かぜ症候群	25・26	頭痛	7・8	滋養強壮薬	31・32	鎮咳去痰薬
5	一般用検査薬	27・28	腰痛・関節痛	9・10	目薬	33・34	禁煙補助剤
6	アレルギー 症状	29・30	口内炎	11・12	検査薬	35・36	外用消炎 鎮痛剤
7・8	動悸・ 更年期症状	31・32	乗物酔い	13・14	かぜ薬	37・38	乗り物酔い 防止薬
9・10	痛み (解熱鎮痛薬)	33・34	スキンケア	15・16	女性用薬・ ハーブ医薬品	39・40	スキンケア
11・12	精神神経症状	35・36	育毛・発毛	17・18	強心薬・高コレ ステロール改善薬・ 貧血用薬	41・42	育毛剤・発毛剤
13・14	虫さされ	37・38	水虫	19・20	抗アレルギー薬・ 鼻炎用薬・ 点鼻薬	43・44	水虫薬
15・16	オーラルケア	39・40	爪から見える 病気	21・22	解熱鎮痛薬・ 生理痛専用薬	45・46	泌尿器用薬
17・18	痔の症状	41・42	すり傷・切り傷・ やけど	23・24	睡眠改善薬・ 眠気防止薬・ 小児鎮静薬	47・48	傷薬・消毒薬

□ヘルスケア実践セミナー	
1月	オーラルケア対策
2月	水虫対策
3月	アイケア対策
4月	禁煙対策
5月	香り・ リラクゼーション対策
6月	セルフチェックと 生活習慣病対策
7月	アンチエイジング・ シルバー対策
8月	胃腸対策
9月	かぜ対策
10月	花粉症対策
11月	スキンケア対策
12月	ヘアケア対策

※学習月の内容を学びます

○症状・部位別医薬品通信研修は、テーマごとに病理・薬理・対処法や主な薬効を学習し、情報提供のために必要なポイントを学習します。
○ヘルスケア実践セミナーは、仕事で活かせる売場づくりや販売促進方法なども含めた内容を学習します。

2) 集合研修

スケジュール(予定)	
60分	薬事行政情報
60分	医薬品販売業に係る法規と制度 (昼食 30分)
60分	専門家のための技術・知識① (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識② (休憩 10分)
80分	専門家のための技術・知識③
20分	確認試験

終了 ※昼食は各自でご対応願います。

研修内容

1. 薬事行政情報
リスク区分等の変更があった医薬品等、最新の情報について説明します。
2. 医薬品販売業に係る法規と制度
最新の法規と制度について説明します。
3. 専門家のための技術・知識①②③
専門家として実践力をつける知識を学習します。
4. 確認試験
筆記による確認試験を行います。

※内容、スケジュールについては変更になる場合があります。

■申込方法

1) 通信研修

※毎月20日を受付締切とし、翌日より開始できます。随時申込みを行っております。

・通信研修は研修用ホームページ(セルメブラザ: <http://www.selme.jp>)にて実施します。

2) 集合研修

1地区50名以上の参加希望者がいた場合に開催いたします。

・受講をご希望の方は、事務局までお問い合わせ下さい。

研修内容
問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-474-1311 FAX:045-474-2569

専門領域をさらに広げた人材として高く評価

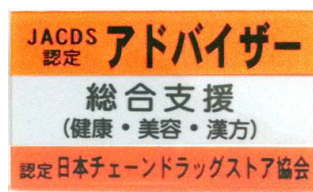
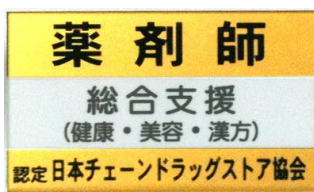
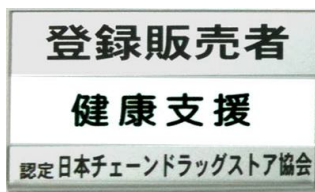
ダブルライセンス認定制度

これからのドラッグストアは、セルフメディケーションの推進のための知識や技術を習得し、生活者の生活をより健やかにするための人材が重要です。

JACDSでは、医薬品の専門家である薬剤師や登録販売者で各種アドバイザーを取得した方や、複数のアドバイザーを取得した方を、「ダブルライセンス認定者」として新しい認定名をつけ、生活者にアピールしています。

ぜひ、企業や店舗の成長に貢献する人材育成制度として、ご活用ください。

●認定者の方には新しい認定名のネームプレートを発行します（配布物1）



対象者と新しい認定名

●それぞれ取得したアドバイザーにより、専門領域の支援名をつけます

ヘルスケアアドバイザー	…	健康支援
ビューティケアアドバイザー	…	美容支援
ベビーケアアドバイザー	…	育児支援
漢方アドバイザー	…	漢方支援

（表①）

●薬剤師・登録販売者で1つのアドバイザーを取得した場合

	薬剤師	登録販売者
ヘルスケアアドバイザー取得	健康支援 薬剤師	健康支援 登録販売者
ビューティケアアドバイザー取得	美容支援 薬剤師	美容支援 登録販売者
ベビーケアアドバイザー取得	育児支援 薬剤師	育児支援 登録販売者
漢方アドバイザー取得	漢方支援 薬剤師	漢方支援 登録販売者

●薬剤師・登録販売者で複数のアドバイザーを取得した場合、アドバイザーが複数認定を受けた場合

総合支援（支援名）※1 + 資格・認定名※2

※1：支援名 → 取得したアドバイザーにより支援名をつけます。表①を参照ください。

※2：資格名・認定名 → 薬剤師、登録販売者、アドバイザー

- 例** ヘルスケアアドバイザーと漢方アドバイザーを持っている薬剤師
総合支援（健康・漢方）薬剤師
ビューティケアアドバイザーとベビーケアアドバイザーを持っているアドバイザー
総合支援（美容・育児）アドバイザー

より意欲の高い専門家としてダブルライセンス取得者を広くアピール

●お客様にダブルライセンスの方をアピールするポスター（配布物2）

当店にはWライセンス認定者がいます

ダブルライセンス認定者

薬剤師や登録販売者の資格を持ち、さらに皆様の悩みや相談に応える知識を習得したアドバイザーや、複数の専門領域を学んだ、JACDS認定アドバイザーがいます。

ネームプレートに、皆様の悩みや相談にお答えできる専門分野（認定名）が明記されています。

健康支援 健康づくり **漢方支援** 漢方薬の活用
育児支援 妊娠・出産・育児 **美容支援** 美と健康

総合支援 複数領域を学んでいる認定者です

お気軽にご相談ください！ JACDS 日本フェンドラッグストア協会

薬剤師
健康支援
■日本フェンドラッグストア協会
○ヘルスケアアドバイザーを習得した薬剤師

登録販売者
総合支援（健康・美容）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ヘルスケアとビューティケアを習得した登録販売者

JACDS認定アドバイザー
総合支援（美容・育児・漢方）
■日本フェンドラッグストア協会
◆ビューティ、漢方、漢方を取得したアドバイザー

より専門領域を広げたダブルライセンスの方を、紹介するポスターを作成。認定者に送付しますので、店頭でお客様にアピールしていただくため活用ください。

申込・手続き方法と認定者への配布物

●現在、認定者の方で、ダブルライセンス認定の対象者

登録内容の確認のため、申込用紙に必要事項を記入の上、事務局までお申し込み下さい。ネームプレートとポスターを無料で発行します。（新規更新登録の場合は、更新料に含まれます）申込用紙は、人材育成センターのHPに掲載していますので、ダウンロードして下さい。または、お電話でお問い合わせください。

●認定者への配布物

◆1：ネームプレート（横6cm×縦3.5cm） ◆2：告知用ポスター（A3サイズ）

現在、未更新者の方

●過去にアドバイザーの認定を受け、認定期間中にポイントを達成できなかった方や更新手続きを行わなかった方は、現在「未更新者」となっており、ダブルライセンスの対象となっておりません。再認定のための条件を用意しておりますので、事務局までお問い合わせください。

●以前、1つだけアドバイザーを取得されていて現在未更新の方で、ダブルライセンスを目指したい方も、同様に救済策の対象となります。

- 【救済例】 ①問題・レポートでポイント達成を目指す
②認定試験を受験する、他

未更新期間や認定時の状況により、有料の場合もあります。
再認定の時は、登録費用は有料となります。

お問合せ先

JACDS ヘルス・アンド・ビューティケア人材育成センター

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-478-5451 FAX.045-478-5461 e-mail info@hbc-ctr.gr.jp

H&BC 人材育成センター HP (<http://www.hbc-ctr.gr.jp>) E-mail info@hbc-ctr.gr.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

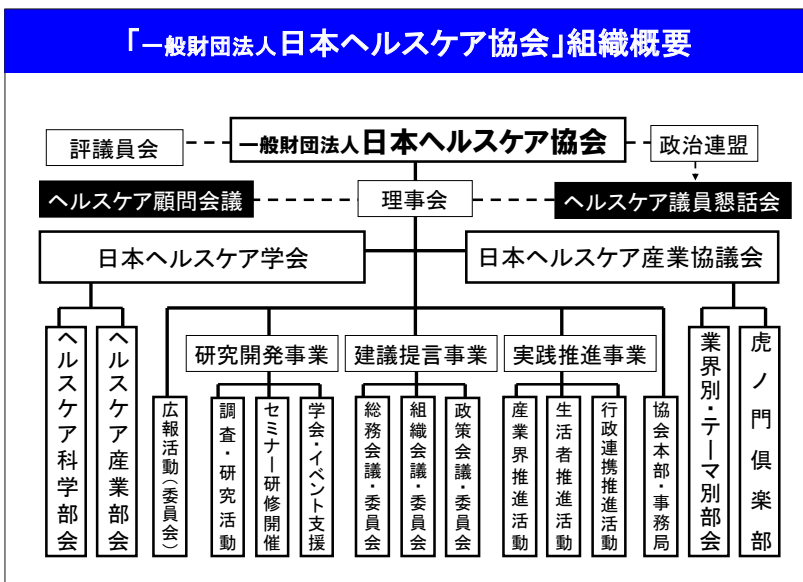
そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会
区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

- ※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。
- ※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。
- ※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■お振込み先

- 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873
- 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄

法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名		
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	法人所在地 (連絡先)	〒		
	業種	TEL: FAX:		
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名	
	担当者所在地 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入				請求書 (どちらかに○)
申込口数 → 口、合計金額(年会費) → 万円				必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄

本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)	
	住所 (連絡先)	〒		
		TEL: FAX: E-mail:		
年会費	3千円(人/年)		請求書(どちらかに○)	必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2019年2月15日午後4時から2020年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額 (1事故)
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険: 1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険: 1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額は業務危険の支払限度額または施設危険の対人賠償支払限度額と同額かつ共有となります。			
保険料(注)	3,460円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害					
保険料(注)			1,260円	1,420円	1,610円

中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店
（口座番号）普通口座 0406415
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】2019年

■ 薬局および店舗販売業契約（1店舗あたり保険料）

＜補償内容＞

業務危険：1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険：対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万／対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約（業務危険・施設危険）と同一

＜年間保険料＞

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,170
3月25日	4月15日	10	2,890
4月25日	5月15日	9	2,600
5月27日	6月15日	8	2,300
6月26日	7月15日	7	2,010
7月25日	8月15日	6	1,740
8月26日	9月15日	5	1,450
9月25日	10月15日	4	1,160
10月25日	11月15日	3	870
11月25日	12月15日	2	580
12月25日	1月15日	1	290

■ 勤務薬剤師・勤務登録販売者契約（1名あたり保険料）

＜補償内容＞

Aタイプ：業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ：業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ：業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ：1,260円

Bタイプ：1,420円

Cタイプ：1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月25日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月27日	6月15日	8	840	950	1,070
6月26日	7月15日	7	740	830	940
7月25日	8月15日	6	630	710	810
8月26日	9月15日	5	530	590	670
9月25日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月25日	1月15日	1	110	120	130

seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい! と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【厚生労働省】

1. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を指定する件等について

—医薬・生活衛生局長(10月21日) ※福島県、埼玉県、東京都、佐賀県

JACDS 事務連絡No.19086でもご案内した、台風19号が特定非常災害に指定された事による各種届出許可の有効期限延長等の周知依頼です。後頁の資料に目を通していただき、被災地域の店舗の各種届出対応にお役立て下さい。【資料:後頁26ページ分あり】

2. 企業における人事育成の推進に関する要請について —人材開発統括官(10月23日)

毎年11月は「人材開発促進月間」と定められており、これを受けての「人材開発支援策」の周知依頼です。後頁の資料にお目通しをお願いします。【資料:後頁7ページ分あり】

【経済産業省】

3. 令和元年十月十一日から同月十四日までの暴風雨および豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について —経済産業大臣(11月1日)

災害発生時における下請中小企業との取引に関する周知です。後頁の資料をご確認いただき、適切な対応にご協力をお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】

4. 下請取引の適正化について —経済産業大臣(11月1日)

経済産業大臣、公正取引委員会より、周知の依頼がありました。「しわ寄せ防止キャンペーン月間」、「働き方改革を阻害する不当な行為について」、「消費税の円滑かつ適正な転嫁」について後頁の資料をご確認いただき、適切な対応にご協力をお願いします。【資料:後頁24ページ分あり】

5. 令和2年4月1日から施行されるフロン排出抑制法の改正について

—消費・流通政策課(11月15日)

フロン類の大気中への排出抑制等を目的としたフロン排出抑制法が改正され、令和2年4月1日から施行されることとなりました。これにより、フロン類が入っていた業務用冷凍空調機器を廃棄する際には、フロンの回収証明がなされない限り、廃棄できなくなりました。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応をお願いします。【資料:後頁1ページ分あり】

6. 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について(依頼) —経済産業省(11月15日)

令和2年1月1日より、公文書における日本人の姓名のローマ字表記においては、差し支えない限り「姓一名」の順を用いることになりました。民間において同様の配慮をお願いしたいとのことです。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応をお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

7. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(8月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の8月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしく願い申し上げます。【資料:後頁15ページ分あり】

【農林水産省】**8. 「全国一斉」商慣習見直し運動実施について**

—食料産業局バイオマス循環資源課食品産業 環境対策室長(10月30日)

サプライヤーチェーン全体で食品ロスを削減するための対策に関する周知依頼です。後頁の資料をご確認いただき、積極的なご協力をお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

9. 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流に関わるご協力のお願い

—食品流通課(11月15日)

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流に関わる協力依頼に関する情報提供です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁8ページ分あり】

【国土交通省】**10. ホワイト物流自主行動宣言企業数の公表について(9月末時点)**

—自動車局貨物課(10月25日)

国土交通省が推進している「ホワイト物流」推進運動に対する賛同企業についての報告です。後頁ならびにホームページの資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁1ページ分あり】

「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト <https://white-logistics-movement.jp/>

【財務省】**11. 令和元年台風第19号に伴う製造たばこの小売販売業の許可等の取扱いについて**

—理財局長(11月14日)

今般、被災されたたばこ小売販売業者に係る許可等に関する周知です。後頁の資料をご確認いただき、適切な対応にご協力をお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

【内閣官房】**12. 民間関係者における 2020 年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会を契機とした風しん・麻しんに関する特別対策の実施について(依頼)** —内閣官房副長官補室(10月24日)

開催期間中に訪日外国人と接する機会の多い業務に従事する者について、風しん・麻しんの感染リスクを一層低下させる観点からの対応に関する周知です。後頁の資料をご確認いただき、適切な対応にご協力をお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】

【岐阜県】**13. 偽造処方せんに係る注意喚起について** —岐阜県健康福祉部薬務水道課長(11月6日)

岐阜県内の複数薬局において、向精神薬を含む偽造処方せんが持ち込まれるという事案が立て続けに発生したとの報告がありました。後頁の資料にお目通しをお願いします。【資料:後頁1ページ分あり】

【団体】**13. 容器包装リサイクル法に基づく令和2年度再商品化委託申込み受付ならびに制度説明会開催のご案内** —公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

小売業においては年間売上7千万以下かつ従業員5名以下の小規模事業者以外は制度の対象となります。後頁の資料をご確認いただき、適切な対応にご協力をお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】

薬生発1021第5号
令和元年10月21日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長
地方厚生局長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を指定する件等について

「令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和元年政令第129号)」が、別添1-1、1-2のとおり、令和元年10月18日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)」(以下「法」という。法については別添1-3参照)の規定の一部が、令和元年台風第19号による災害に適用されることとなりました。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に令和元年台風第19号による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものです。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を指定する件等について(令和元年厚生労働省告示第148号)」(以下「告示」という。)が、別添2-1のとおり、本日付けで公布され、同日から適用されました。

この告示は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 4 条第 1 項に基づく薬局の開設の許可等に関し、令和元年台風第 19 号に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村（注）の区域内に薬局を有する者等について、有効期間等を延長し、その満了日を令和 2 年 3 月 31 日とするものです。

（注）災害救助法が適用された市町村の一覧は下記の内閣府ホームページに掲載されています。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

これらに伴う薬事に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応方御配慮いただきますよう、お願いいたします。

記

第 1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

- 1 告示により有効期間の満了日を延長した許可等につきましては、別添 2 - 2 のとおりです。
- 2 告示により指定された措置のほか、法第 3 条第 1 項に規定する行政庁又は行政機関は、令和元年台風第 19 号による災害の被害者であって、理由を記載した書面によりその特定権利利益（法第 3 条第 1 項参照）に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、令和 2 年 3 月 31 日までの期日を指定してその満了日を延長することができます（法第 3 条第 3 項）。薬事に関する法令に基づく届出等のうち、法第 3 条第 3 項の規定の適用を受ける許可等の例は、次のとおりです。
 - 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許
 - 大麻取締法（昭和 23 年法律第 124 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく大麻栽培者又は大麻研究者の免許
 - 覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 3 条第 1 項等の規定に基づく覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料輸入業

者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定

- 覚せい剤取締法第 35 条第 1 項等の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定等

第 2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

1 法令に基づき令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 1 月 30 日までの間に履行期限が到来する義務が令和元年台風第 19 号により履行されなかった場合において、当該義務が令和 2 年 1 月 31 日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われません（法第 4 条第 2 項）。

2 薬事に関する法令に基づく届出等のうち、法第 4 条第 2 項の規定の適用を受ける届出等の例は、次のとおりです。

(1) 医薬品医療機器等法関係

- 薬局開設者による薬局に関する情報の報告（第 8 条の 2）
- 薬局の休廃止等の届出（第 10 条）
- 医薬品、医療機器等の承認後の定期適合性調査（第 14 条第 6 項、第 23 条の 2 の 5 第 6 項、第 23 条の 2 の 23 第 3 項、第 23 条の 25 第 6 項及び第 80 条第 1 項から第 3 項まで）
- 新医薬品、新医療機器等の再審査（第 14 条の 4 第 1 項、附則第 13 条、第 23 条の 29 第 1 項）
- 医療機器等の使用成績評価（第 23 条の 2 の 9 第 1 項）
- 医薬品、医療機器等の製造販売の届出事項変更の届出（第 14 条の 9 第 2 項、第 23 条の 2 の 12 第 2 項）
- 医薬品、医療機器等の製造販売業者による事業の休廃止等の届出（第 19 条第 1 項、第 23 条の 2 の 16 第 1 項、第 23 条の 36 第 1 項）
- 医薬品、医療機器等の製造業者又は外国製造業者による製造所の休廃止等の届出（第 19 条第 2 項、第 23 条の 2 の 16 第 2 項、第 23 条の 36 第 2 項）
- 外国特例承認取得者等の製造販売業者に関する変更の届出（第 19 条の 3、第 23 条の 2 の 18、第 23 条の 3 第 2 項、第 23 条の 38）
- 指定高度管理医療機器等の登録認証機関の業務の休廃止の届出（第 23 条の 15）
- 医薬品の販売業の休廃止等の届出（第 38 条で準用する第 10 条）

- 高度管理医療機器等販売業及び貸与業の休廃止等の届出（第 40 条第 1 項で準用する第 10 条）
- 管理医療機器販売業及び貸与業の休廃止等の届出（第 40 条第 2 項で準用する第 10 条）
- 再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出（第 40 条の 7 第 1 項で準用する第 10 条）
- 医療機器修理業の休廃止等の届出（第 40 条の 3 で準用する第 23 条の 2 の 16 第 2 項）
- 医薬品、医療機器等の製造販売業者による添付文書等記載事項の届出及び公表（第 52 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 63 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 65 条の 4 第 1 項及び第 2 項）
- 特定医療機器に関する記録及び保存の事務の委託に係る届出（第 68 条の 5 第 4 項）
- 再生医療等製品に関する記録及び保存の事務の委託に係る届出（第 68 条の 7 第 6 項）
- 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例承認取得者による副作用等の報告（第 68 条の 10 第 1 項）
- 再生医療等製品の製造販売業者又は外国特例再生医療等製品承認取得者による感染症定期報告（第 68 条の 14 第 1 項）
- 生物由来製品に関する記録又は保存の事務の委託に係る届出（第 68 条の 22 第 6 項）
- 生物由来製品の製造販売業者、外国特例医薬品等承認取得者又は外国特例医療機器等承認取得者による感染症定期報告（第 68 条の 24 第 1 項）

- 外国特例承認取得者に関する変更の届出（施行令第 34 条第 1 項、第 37 条の 34 第 1 項、第 43 条の 35 第 1 項）
- 医薬品、医療機器等の軽微変更の届出（施行規則第 48 条第 2 項、第 114 条の 26 第 2 項、第 137 条の 29 第 2 項）
- 新医薬品等の使用成績調査（施行規則第 62 条第 3 項）
- 医療機器等の使用成績調査（施行規則第 114 条の 43 第 2 項）
- 新再生医療等製品等の使用成績調査（施行規則第 137 条の 43 第 3 項）
- 条件及び期限付承認を受けた再生医療等製品の使用成績調査（施行規則第 137 条の 35 第 3 項）
- 新医療用医薬品の安全性定期調査（施行規則第 63 条第 3 項）
- 原薬等登録原簿の軽微変更の届出（施行規則第 280 条の 12 第 2 項）
- 指定高度管理医療機器等の軽微変更の届出（施行規則第 118 条第 1 項で準

用する第 114 条の 26 第 2 項)

- 医薬品、医療機器等の治験中の副作用等報告（施行規則第 273 条第 1 項及び第 3 項、第 274 条の 2 第 1 項及び 3 項、第 275 条の 3 第 1 項及び第 3 項）
- 放射性物質の盗取等の報告（放射性医薬品の製造及び取扱規則第 13 条第 1 項）
- 放射性物質による汚染の除去等の報告（放射性医薬品の製造及び取扱規則第 13 条第 2 項）

(2) 薬剤師法（昭和 35 年法律 146 号）関係

- 薬剤師名簿の訂正（施行令第 5 条第 1 項）
- 薬剤師名簿の登録の消除（施行令第 6 条第 2 項）

(3) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）関係

- 毒物劇物取扱責任者の設置の届出（第 7 条第 3 項前段）
- 毒物劇物取扱責任者の変更の届出（第 7 条第 3 項後段）
- 毒物劇物営業者の氏名等の変更の届出（第 10 条第 1 項）
- 特定毒物研究者の氏名等の変更の届出（第 10 条第 2 項）
- 登録失効時等の特定毒物の品名及び数量の届出（第 21 条第 1 項）
- 死亡又は消滅の際の登録失効時等の特定毒物の品名及び数量の届出（第 21 条第 4 項において準用する第 21 条第 1 項）
- 業務上取扱者の届出（第 22 条第 1 項）

(4) 麻薬及び向精神薬取締法関係

- 麻薬取扱者の業務廃止等の届出（第 7 条第 1 項から第 3 項まで）
- 麻薬取扱者の免許証の返納（第 8 条）
- 麻薬取扱者の免許証の記載事項変更の届出（第 9 条第 1 項）
- 麻薬取扱者の免許証の再交付の申請（第 10 条第 1 項）
- 亡失した麻薬取扱者の免許証を発見した場合の返納（第 10 条第 2 項）
- 麻薬の輸出許可証明書の提出（第 15 条）
- 麻薬の輸入許可書の返納（第 16 条）
- 麻薬の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納（第 19 条）
- 調剤済麻薬の廃棄の届出（第 35 条第 2 項）
- 麻薬営業者等の免許失効時等の所有麻薬の品名及び数量の届出（第 36 条第 1 項）
- 麻薬営業者等の免許失効後等の麻薬の譲渡の届出（第 36 条第 3 項）
- 死亡又は解散により麻薬営業者等の免許が失効した場合の相続人等の届出

(第 36 条第 4 項において準用する第 36 条第 1 項)

- 麻薬小売業者による麻薬の品名及び数量の届出 (第 47 条)
- 麻薬管理者による麻薬の品名及び数量の届出 (第 48 条)
- 麻薬研究者による麻薬の品名及び数量の届出 (第 49 条)
- 向精神薬営業者の業務廃止等の届出 (第 50 条の 4 において準用する第 7 条第 1 項及び第 3 項)
- 向精神薬営業者の免許証の返納 (第 50 条の 4 において準用する第 8 条)
- 向精神薬営業者の免許証記載事項の変更の届出 (第 50 条の 4 において準用する第 9 条第 1 項)
- 向精神薬営業者の免許証の再交付の申請 (第 50 条の 4 において準用する第 10 条第 1 項)
- 亡失した向精神薬営業者の免許証を発見した場合の返納 (第 50 条の 4 において準用する第 10 条第 2 項)
- 向精神薬試験研究施設設置者の研究廃止等の届出 (第 50 条の 7 において準用する第 7 条第 1 項及び第 3 項)
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の返納 (第 50 条の 7 において準用する第 8 条)
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証記載事項の変更届出 (第 50 条の 7 において準用する第 9 条第 1 項)
- 向精神薬試験研究施設設置者の登録証の再交付の申請 (第 50 条の 7 において準用する第 10 条第 1 項)
- 亡失した向精神薬試験研究施設設置者の登録証を発見した場合の返納届出 (第 50 条の 7 において準用する第 10 条第 2 項)
- 第 1 種向精神薬の輸出許可証明書の提出 (第 50 条の 9 第 3 項において準用する第 15 条)
- 第 2 種向精神薬の輸出届出書の提出 (第 50 条の 9 第 4 項において準用する第 15 条)
- 第 1 種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納 (第 50 条の 9 第 3 項において準用する第 16 条)
- 第 2 種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納 (第 50 条の 9 第 4 項において準用する第 16 条)
- 第 3 種向精神薬を輸入しなかった場合の輸入許可書の返納 (第 50 条の 9 第 5 項において準用する第 16 条)
- 第 2 種向精神薬の輸出届出書の提出 (第 50 条の 10)
- 第 1 種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納 (第 50 条の 12 第 3 項において準用する第 19 条)

- 第2種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納（第50条の12第4項において準用する第19条）
- 第3種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書の返納（第50条の12第5項において準用する第19条）
- 特定第2種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書及び輸出許可証明書の返納（第50条の13第2項において準用する第19条）
- 特定第3種向精神薬を輸出しなかった場合の輸出許可書の返納（第50条の13第3項において準用する第19条）
- 特定向精神薬を輸出しなかった場合の特別輸入許可書の返納（第50条の13第7項）
- 向精神薬営業者の向精神薬取扱責任者設置の届出（第50条の20第4項）
- 向精神薬輸入業者等による向精神薬の品名及び数量等の届出（第50条の24第1項）
- 向精神薬試験研究施設設置者による向精神薬の品名及び数量等の届出（第50条の24第2項）
- 麻薬等原料輸入業者等の業務廃止等の届出（第50条の28第1項及び第2項）

(5) 大麻取締法関係

- 大麻取扱者の死亡又は解散による相続人等の届出（第10条第2項）
- 大麻取扱者の登録事項の変更届出（第10条第5項）
- 大麻取扱者の免許証の再交付の申請（第10条第6項）
- 亡失した大麻取扱者の免許証を発見した場合の返納（第10条第7項）
- 大麻栽培者による報告（第15条）
- 大麻研究者による報告（第17条）

(6) あへん法関係

- けしの栽培許可証の返納（第27条）
- 麻薬製造業者等によるあへん又はけしがらの数量の届出（第40条）
- 麻薬製造業者等の免許失効時等のあへん又はけしがらの数量の届出（第41条第1項）
- 麻薬製造業者等の免許失効後等のけしがらの譲渡又は譲受の届出（第41条第4項において準用する第21条第1項）
- 死亡又は解散の際の麻薬製造業者等の免許失効時等のあへん又はけしがらの数量の届出（第41条第5項において準用する第41条第1項）
- 死亡又は解散の際の麻薬製造業者等の免許失効後等のけしがらの譲渡又は

譲受の届出（第 41 条第 5 項において準用する第 41 条第 4 項）

(7) 覚せい剤取締法関係

- 覚せい剤製造業者等の業務の廃止等の届出（第 9 条第 1 項から第 3 項まで）
- 覚せい剤製造業者等の指定証の返納及び提出（第 10 条第 1 項及び第 2 項）
- 亡失した覚せい剤製造業者等の指定証を発見した場合の返納（第 11 条第 2 項）
- 覚せい剤製造業者等の氏名又は住所等の変更の届出（第 12 条第 1 項から第 3 項まで）
- 覚せい剤製造業者等の指定失効時の覚せい剤の品名及び数量の報告（第 24 条第 1 項）
- 覚せい剤製造業者等の指定失効後の覚せい剤の譲渡及びその報告（第 24 条第 2 項）
- 死亡又は解散の際の覚せい剤製造業者等の指定失効時の覚せい剤の品名及び数量の報告並びに指定失効後の覚せい剤の譲渡及びその報告（第 24 条第 4 項）
- 覚せい剤製造業者の報告（第 29 条）
- 覚せい剤施用機関の管理者又は覚せい剤研究者の報告（第 30 条）
- 覚せい剤輸入業者等の業務の廃止等の届出（第 30 条の 4 第 1 項）
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定証の返納（第 30 条の 5 において準用する第 10 条第 1 項）
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定証の提出（第 30 条の 5 において準用する第 10 条第 2 項）
- 亡失した覚せい剤原料輸入業者等の指定証を発見した場合の返納（第 30 条の 5 において準用する第 11 条第 2 項）
- 覚せい剤原料輸入業者等の氏名又は住所等の変更の届出（第 30 条の 5 において準用する第 12 条第 1 項から第 3 項まで）
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定失効時等の覚せい剤原料の品名及び数量の報告（第 30 条の 15 第 1 項）
- 覚せい剤原料輸入業者等の指定失効後等の覚せい剤原料の譲渡及びその報告（第 30 条の 15 第 2 項）
- 死亡又は解散の際の覚せい剤原料輸入業者等の指定失効時等の覚せい剤原料の品名及び数量の報告並びに指定失効後等の覚せい剤原料の譲渡及びその報告（第 30 条の 15 第 4 項において準用する第 24 条第 4 項）

「令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案」(概要)

1 政令案の趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下「法」という。)は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を、政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害(特定非常災害)について適用されるもの。
- 今回の令和元年台風第十九号においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であり、政府としても、非常災害対策本部を設置し対応に当たっているところ。
- このように大規模な非常災害である「令和元年台風第十九号による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするものである。

2 政令案の概要

- (1) 令和元年台風第十九号を特定非常災害として指定する。(法第2条)
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長(法第3条)
 - ② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責(法第4条)
 - ③ 法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)
 - ④ 相続の承認又は放棄すべき期間の特例(法第6条)
 - ⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例(法第7条)

3 今後の予定

- 令和元年10月18日(金) 閣議(予定)

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十九号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として令和元年台風第十九号による災害を指定し、同年十月十日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として、法第三条から第七条までに規定する措置を指定する。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、令和二年三月三十一日とする。

（特定義務の不履行についての免責に係る期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、令和二年一月三十一日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、令和三年十月九日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、令和二年五月二十九日とする。

（調停の申立ての手数料の特例に関する措置に係る地区及び期日）

第七条 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める地区は、令和元年台風第十九号に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域とする。

2 第一条の特定非常災害についての法第七条の政令で定める日は、令和四年九月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 河井 克行

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案 参照条文

目次

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）	1
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	5
○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）	6
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	6
○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）	7
○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）	7
○民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（抄）	9
○災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）（抄）	9

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）
（趣旨）

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び景観法（平成十六年法律第一百十号）による応急仮設住宅の存続期間等の特例について定めるものとする。

（特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）

第三条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七條第三項若しくは第五十八條第四項（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八條第一項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは内閣府設置法第七條第五項若しくは第五十八條第六項若しくは宮内庁法第八條第五項若しくは国家行政組織法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九條第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法第三條第二項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第四十九條第一

項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利益利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利益利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利益利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づき行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利益利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利益利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利益利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利益利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利益利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置）

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかつたものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係る

ものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもつて債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者）が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の期間（この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。）の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合 その者の相続人

二 相続人（前号の場合にあつては、同号に定める者）が未成年者又は成年被後見人である場合 その法定代理人
（民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置）

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

（建築基準法による応急仮設住宅の存続期間等の特例に関する措置）

第八条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項若しくは第八十七条の三第一項の非常災害又は同法第八十五条第二項若しくは第八十七条の三第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同法第八十五条第四項又は第八十七条の三第四項に規定する期間を超えて、当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させ、又はその用途を変更して当該被災者の居住の用に供する住宅とした建築物を引き続き当該被災者の居住の用に供する住宅として使用する必要があるが、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内においてこれらの規定による許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

（景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置）

第九条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（内閣総理大臣の権限）

第七条 （略）

2 （略）

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができる。

4 （略）

5 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6・7 （略）

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 （略）

（長の権限等）

第五十八条 （略）

2・3 (略)

4 各委員会及び各庁の長官は、法律の定めるところにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

5 (略)

6 各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

7・8 (略)

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第八条 (略)

2・4 (略)

5 長官は、宮内庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6・7 (略)

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 (略)

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 (略)

第十二条 各省大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、

それぞれその機関の命令として省令を発することができる。

2・3 (略)

第十三条 各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところにより、政令及び省令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができない。

2 (略)

第十四条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができない。

2 (略)

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（相続の承認又は放棄をすべき期間）

第九百十五条 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知った時から三箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

2 (略)

○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2・4 (略)

別表第一（第三条、第四条関係）

項	上欄	下欄
一 一 一三の	(略)	(略)
一四	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立て	調停又は労働審判を求める事項の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額 (一) 調停又は労働審判を求める事項の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに 五百円 (二) 調停又は労働審判を求める事項の価額が百万円を超え五百万円までの部分 その価額二十万円までごとに 五百円 (三) 調停又は労働審判を求める事項の価額が五百万円を超え千万円までの部分 その価額五十万円までごとに 千円 (四) 調停又は労働審判を求める事項の価額が千万円を超え十億円までの部分 その価額百万円までごとに 千二百円 (五) 調停又は労働審判を求める事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分 その価額五百万円までごとに 四千元 (六) 調停又は労働審判を求める事項の価額が五十億円を超える部分 その価額千万円までごとに 四千元
一四の二	民事調停法による調停の申立て又は労働審判法による労働審判手続の申立ての変更	変更後の申立てにつき一四の項により算出して得た額から変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額

一五〇一九

(略)

(略)

○民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）（抄）

（調停事件）

第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。

（調停の申立て）

第四条の二 調停の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。

2 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び紛争の要点

○災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）（抄）

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。

以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九

第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

○厚生労働省告示第百四十八号
 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を令和二年三月三十一日とする措置を次のように指定する。
 令和元年十月二十一日
 厚生労働大臣 加藤 勝信

対象となる特定権利利益	対象者
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（令和元年台風第十九号に際し、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年一月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）
職業安定法第三十三條第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（令和二年一月十日までに当該許可の有効期間が満了する者を除く）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第十九條の三第三項の規定に基づく小児慢性特定疾病医療費の支給認定	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十條第一項の規定に基づく療育の給付	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十一條の五の三第一項の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
児童福祉法第二十一條の五の五第一項の規定に基づく障害児通所給付費等の給付決定	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十四條の二第二項の規定に基づく指定障害児施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）	特定被災区域内に施設を有する者
児童福祉法第二十四條の三第四項の規定に基づく障害児入所給付費の給付決定	特定被災区域内に居住者を有する者
児童福祉法第二十四條の二十六第一項の規定に基づく指定障害児相談支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第十三條第一項の規定に基づく総合衛生管理製造過程の承認（特定被災区域内に在る製造所又は加工所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所又は加工所を有する者
食品衛生法第五十二條第一項の規定に基づく営業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五條第一項の規定に基づく同法第十六條第二項第一号の医療費及び医療手当、同項第四号の遺族年金若しくは遺族一時金又は同項第五号の葬祭料の給付の請求	特定被災区域内に居住者を有する者
旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三條の三第一項の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の申請（特定被災区域内において経営される旅館業に係るものに限る。）	特定被災区域内において経営される旅館業を承継する者
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五條第二項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付	特定被災区域内に居住者を有する者
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九條の規定に基づく指定医療機関の指定（特定被災区域内に在る指定医療機関に係るものに限る。）	特定被災区域内に指定医療機関を有する者

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条第一項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業若しくは輸入業又は販売業の登録（特定被災区域内に在る製造所若しくは営業所又は店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条第一項の規定に基づく向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造業者若しくは向精神薬使用業者又は向精神薬卸売業者若しくは向精神薬小売業者の免許（特定被災区域内に在る向精神薬営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定に基づく障害者雇用調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第二項の規定に基づく在宅就業障害者特例調整金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第三項の規定に基づく障害者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第四項の規定に基づく在宅就業障害者特例報奨金の支給	特定被災区域内に主たる事務所を有する者
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十三年法律第四十五号）以下「医薬品医療機器等法」という。第四条第一項の規定に基づく薬局の開設の許可（特定被災区域内に在る薬局に係るものに限る。）	特定被災区域内に薬局を有する者
医薬品医療機器等法第十二条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条第一項の規定に基づく医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医薬部外品又は化粧品等の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第十三条の三第一項の規定に基づく医薬品等外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十三条の二第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二の四第一項の規定に基づく医療機器等外国製造業者の登録	特定被災区域内にその製造する医療機器等の製造販売業者の主たる事務所が在る者

医薬品医療機器等法第二十三条の六第一項の規定に基づく指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可（特定被災区域内に在る事務所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事務所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十二第一項の規定に基づく再生医療等製品の製造業の許可（特定被災区域内に在る製造所に係るものに限る。）	特定被災区域内に製造所を有する者
医薬品医療機器等法第二十三条の二十四第一項の規定に基づく再生医療等製品外国製造業者の認定	特定被災区域内にその製造する再生医療等製品の製造販売業者の主たる事務所が在る者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内に在る店舗に係るものに限る。）	特定被災区域内に店舗を有する者
医薬品医療機器等法第二十四条第一項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く）の許可（特定被災区域内において行われる業務に係るものに限る。）	特定被災区域内において業務を行う者
医薬品医療機器等法第三十九条第一項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の二第一項の規定に基づく医療機器の修理業の許可（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に事業所を有する者
医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十条第一項の規定に基づく養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給	特定被災区域内に居住地を有する者
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録（特定被災区域内に在る営業所に係るものに限る。）	特定被災区域内に営業所を有する者
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）以下「労働者派遣法」という。第五条第一項の規定に基づく労働者派遣事業の許可	労働者派遣法第五条第一項の許可を受けた者又は労働者の確保等に関する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第三条第七項の規定により労働者派遣法第五条第一項の許可派

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十二条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十六条第一項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第四十八条第一項第一号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	介護保険法第五十三条第一項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第五十四条の二第一項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第五十八条第一項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	介護保険法第六十九条の七第一項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護保険法第九十四条第一項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	介護保険法第七十七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設の許可(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	介護保険法第十五条の四十五の三第一項の規定に基づく第一号事業に係る指定事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)以下「障害者総合支援法」という。第十九条第一項の規定に基づく介護給付費等の支給決定	障害者総合支援法第二十九条第一項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の指定(特定被災区域内に在る事業所又は施設に係るものに限る。)
を有する者	を有する者	を有する者	を有する者	を有する者	を有する者	を有する者	を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者又は特定被災区域を包括する都道府県員の登録を受けている者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所又は施設を有する者

障害者総合支援法第五十一条の五第一項の規定に基づく地域相談支援給付費等の給付決定	障害者総合支援法第五十一条の十四第一項の規定に基づく指定一般相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	障害者総合支援法第五十一条の十七第一項の規定に基づく指定特定相談支援事業者の指定(特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。)	障害者総合支援法第五十二条第一項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定	障害者総合支援法第五十四条第二項の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定(特定被災区域内に在る指定自立支援医療機関に係るものに限る。)	健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の規定に基づく指定介護型医療施設の指定(特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。)	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の支給の請求(平成二十年法律第二号)第七条第一項の規定に基づく追加給付金の請求	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)第八十一条第一項、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当の支給の請求	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第七条第一項の規定に基づく特定医療費の支給認定	民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)第六条第一項の規定に基づく養子縁組あつせん事業の許可	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)第十三条第一項の規定に基づく自立支度金の支給の申請
特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に指定自立支援医療機関を有する者	特定被災区域内に施設を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者	特定被災区域内に事業所を有する者	特定被災区域内に居住地を有する者

令和元年台風第 19 号による被害者の方々の特定権利利益の保全等について
(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 3 条第 2 項に基づく
厚生労働省告示第 54 号 (令和元年 10 月 21 日公布))

1 概要

- 厚生労働省では、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条第 2 項に基づいて告示を制定しました。今回の告示は、令和元年台風第 19 号による被害者の方々の特定権利利益（厚生労働省関係）の満了日を令和 2 年 3 月 31 日まで延長するものです。

- 対象となる特定権利利益（今回の豪雨による被害者の方々が法令に基づいて付与された権利等のうち、災害発生日（令和元年 10 月 10 日）以降に期限の到来するもの）のうち、薬事に関する法令に基づくものとその概要は、下記一覧表のとおりですので、お知らせいたします。

2 一覧表

(※概要中の特定被災区域とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域を指します。)

番号	対象となる特定権利利益	概要
1	毒物劇物営業の登録機関の延長	令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に有効期間が満了する毒物又は劇物の製造所若しくは輸入業又は販売業の登録について、特定被災区域内に製造所若しくは営業所又は店舗を有する者については、その期間を延長する。
2	向精神薬輸入業者等の免許期間の延長	令和元年 10 月 10 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に有効期間が満了する向精神薬輸入業者、向精神薬小売業者等の免許について、特定被災区域内に向精神薬営業所を有する者については、その期間を延長する。

3	薬局開設許可期間の延長	令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に有効期間が満了する薬局の開設の許可について、特定被災区域内に薬局を有する者については、その期間を延長する。
4	医薬品、医療機器等の製造業の許可又は登録期間の延長	令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造業の許可又は登録について、特定被災区域内に製造所を有する者については、その期間を延長する。
5	医薬品、医療機器等の製造販売業の許可期間の延長	令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の製造販売業の許可について、特定被災区域内に事務所等を有する者については、その期間を延長する。
6	医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定又は登録期間の延長	令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に有効期間が満了する医薬品、医療機器等の外国製造業者の認定又は登録について、特定被災区域内にその製造する医薬品等の製造販売業者の主たる事務所が在る者については、その期間を延長する。
7	指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録期間の延長	令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に有効期間が満了する指定高度管理医療機器等に係る登録認証機関の登録について、特定被災区域内において登録認証機関の登録の申請をする者については、その期間を延長する。
8	医薬品の販売業の許可期間の延長	令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に有効期間が満了する医薬品の販売業の許可について、特定被災区域内に店舗を有する者（配置販売業については、特定被災区域内において業務を行う者）については、その期間を延長する。
9	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可期間の延長	令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に有効期間が満了する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可について、特定被災区域内に

		営業所を有する者については、その期間を延長する。
10	医療機器の修理業の許可期間の延長	令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に有効期間が満了する医療機器の修理業の許可について、特定被災区域内に事業所を有する者については、その期間を延長する。
11	再生医療等製品の販売業の許可期間の延長	令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に有効期間が満了する再生医療等製品の販売業の許可について、特定被災区域内に営業所を有する者については、その期間を延長する。
12	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者の追加給付金の請求期限の延長	令和元年10月10日から令和2年3月31日までの間に追加給付金の請求期限が到来する場合について、特定被災区域内に居住地を有する者については、その期限を延長する。

開発 1023 第 9 号
令和元年 10 月 23 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

企業における人材育成の推進に関する要請について

人材開発行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

毎年 11 月は、「人材開発促進月間」と定められております。これは、昭和 45 年 11 月にわが国において「技能五輪国際大会」がアジアで初めて開催されたことを記念して設けられたものであり、職業能力の開発・向上の促進及び魅力ある技能社会の形成を目指しております。

本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)において、「人づくり革命の実現と拡大」を重点的な取組の一つに引き続き掲げるとともに、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行ったいわゆる就職氷河期世代に対する支援プログラムを新たに盛り込み、現状よりもよい処遇、そもそも働くことや社会参加を促すこととしている等、人材開発施策の推進に対する期待がますます高まっています。

このため厚生労働省としては、ものづくり分野における専門的な知識及び技能・技術等を習得させる訓練、様々な分野における企業の生産性向上に必要な知識・スキル等を習得させる訓練、若年技能者を指導するためのものづくりマイスターの派遣、人材育成施策の基盤であるジョブ・カード、人材育成に取り組む企業を対象とした各種助成金等について、企業の方々に更に活用していただきたいと考えております。

貴団体におかれましては、人材開発促進月間の趣旨等をご理解いただくとともに、事業主向け支援メニューのリーフレット(別添)もご活用いただき、貴団体の傘下団体・企業に対します周知啓発に向けたご協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

人材開発に取り組む事業主を支援します！ 「人材開発支援策」のご案内

[平成31年4月1日改訂版]

厚生労働省では、人材開発に取り組む事業主・事業主団体の皆さまを支援するため、様々な支援策を用意しています。平成31年度からの新設・拡充項目もご案内していますので、従業員のキャリアアップを図る際は、ぜひご活用ください。



◆ 全国のポリテクセンターなどに設置されている「生産性向上人材育成支援センター」では、おもに中小企業を対象に、人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施まで、人材育成に必要な支援を一貫して行っています。

おもに下の4つのメニューで、生産性や技能・技術の向上を支援します

高度な技能・技術の習得を支援（在職者訓練：ハロートレーニング）

「技能・技術などの向上」や「新たな製品づくり」といった企業の生産現場が抱える課題解決のために、“ものづくり分野”を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの実習を中心とした高度な訓練コースを体系的に実施しています。



生産性向上に必要な知識等の習得を支援（生産性向上支援訓練）

中小企業等の生産性向上に必要な知識等を習得するために、あらゆる産業分野で必要とされる“生産管理、IoTやクラウドの活用、組織マネジメント、マーケティング”などのカリキュラムを、利用企業の課題に合わせてカスタマイズし、専門的な知見とノウハウを有する民間機関等を活用して実施しています。



基礎的ITリテラシーの習得を支援（基礎的ITセミナー）

第4次産業革命による技術革新に対応するために、中小企業や製造現場等で働く人を対象としたITの活用や情報セキュリティなどの基礎的なITリテラシー習得のための訓練コースを、民間機関等を活用して実施します。



テクノインストラクター（職業訓練指導員）の派遣、施設・設備の貸出

「研修したいが講師がいない、機械を止められない、研修場所がない」などといった企業の要望に応じて、職業訓練指導員を企業に派遣することや、ポリテクセンター等の施設・設備（会議室、実習場及び訓練用設備・機器）の貸出しを行っています。



【お問合せ先】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください

生産性向上人材育成支援センター

検索



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

ご存じですか？ ハロートレーニング

ハロートレーニングは、「公的職業訓練」の愛称です。キャリアアップや希望する就職を実現するために、必要な職業スキルや知識を習得することができる公的な訓練制度で、在職者向けの訓練と、離職者向けの訓練があります。

求人申込みの際は、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください！

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練（愛称：ハロートレーニング）を行っています。平成29年度の総受講者数は約11.2万人で、訓練分野も多岐にわたります。ハローワークで求人申込みを行う際には、ハロートレーニング受講者の採用をご検討ください。



社外訓練

都道府県が実施する訓練

- ◆ 都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設、及び都道府県立の職業能力開発施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設での訓練（認定職業訓練）

事業主等が雇用する従業員等に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定める教科、訓練期間、設備などの基準に合うものとして、都道府県知事が認定した訓練をいいます。※中小企業が共同で訓練施設を運営している場合が多いです。



【主な訓練科】

建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理 など

都道府県立の職業能力開発施設での訓練（在職者訓練：ハロートレーニング）

地域企業や地場産業の訓練ニーズに対応した、基礎的な訓練を実施しています。（訓練期間：概ね2～5日）



【主な訓練コース】

主に初心者を対象に、機械・機器操作などの基礎的な取扱いを習得させる訓練など地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な訓練
（例）機械加工科、機械製図科、建築科、情報ビジネス科 など



【地域の実情に応じた訓練コース】

地場産業などで必要とされる人材を育成するための地域の実情に応じた訓練

（例）観光ビジネス科、陶磁器製造科、繊維エンジニア科、自動車整備科 など

【お問合せ先】 都道府県能力開発主管課

講師派遣

ものづくりマイスター

- ◆ 製造業・建設業の職種で優れた技能、経験を備えた「ものづくりマイスター」が、実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。

ニーズにあわせて最適なものづくりマイスターを選定し、派遣します。

【主なものづくりマイスター対象職種】

機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など

【ものづくりマイスターの認定人数（平成29年度まで）】

9,624人（全国）



【お問合せ先】 地域技能振興コーナー

キャリアコンサルティングとは…

◆ キャリアコンサルタント（国家資格）が、相談・助言を行います

キャリアコンサルタントは、キャリア形成や職業能力開発などに関する相談・助言（キャリアコンサルティング）を行う専門家です。平成28年4月から国家資格になりました。守秘義務などが課せられており、**安心して仕事や職業に関する相談ができます。**

企業では、キャリアコンサルティングを通じて、社員の人材育成（職業能力向上）や若手社員の定着支援など、多様な社員層の課題解決などに結びつけることが可能です。

セルフ・キャリアドックとは…

◆ 企業内でキャリアコンサルティング面談やキャリア研修などを組み合わせて実施することにより、従業員の主体的なキャリア形成を支援します

セルフ・キャリアドックとは、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、**体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組（仕組み）**のことです。

入社時や役職登用時、育児休業からの復職時など、効果的なタイミングで従業員にキャリアコンサルティングを受ける機会を提供することで、従業員の職場定着や、働く意義の再認識を促すことを目的とします。また、企業にとっても、人材育成上の課題や従業員のキャリアに対する意識の把握、ひいては生産性向上につながるといった効果が期待されます。

政府では、セルフ・キャリアドックの普及拡大を通じて、企業におけるキャリアコンサルティングの実施を推進しています。

【お問合せ先】厚生労働省ホームページをご覧ください

キャリアコンサルティング 厚生労働省

検索

◆ ジョブ・カードを活用して職務経験などを整理することにより、個々の課題を把握し、従業員の能力開発を促します

ジョブ・カードは、「（1）生涯を通じたキャリア・プランニング」および「（2）職業能力証明」のためのツールとして、生涯を通じて活用することができます。

事業主が人材育成を行う際にジョブ・カードを活用することで、従業員のキャリア形成上の課題の把握や、それらを踏まえた能力開発を推進することができます。

採用活動にあたっては、能力証明のツールでもあるジョブ・カードを、通常の履歴書と組み合わせて用いることで、応募者の職業能力に関する情報をより多く知ることができます。また、ジョブ・カード様式を編集してエントリーシートや職務経歴書として活用することで、求職者本人のキャリア・プランが明確になり、採用後のミスマッチを防止することができます。

なお、自社の従業員に対してジョブ・カードを活用した人材育成（雇用型訓練）を実施する事業主は、「人材開発支援助成金」を受給できる場合があります（P.6参照）。

ジョブ・カード制度総合サイトでは、ジョブ・カードの活用を支援する様々な情報・ツールを掲載していますので、ぜひご覧ください。<https://jobcard.mhlw.go.jp/>



【お問合せ先】ハローワーク、都道府県労働局

自ら費用を負担して主体的にキャリア形成に取り組む従業員への支援策です。

◆ キャリア形成に積極的な従業員に、ぜひご紹介ください。

対 象	雇用保険の被保険者（※）または被保険者だった方で、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了などした場合 （※）雇用保険の被保険者とは一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このページにおいて同じです。
支給額	◆ 一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（年間上限10万円）
	◆ 特定一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の40%に相当する額（年間上限20万円） ※ 平成31年10月から適用開始します。 ※ 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の процедуруを行う必要があります。
	◆ 専門実践教育訓練 ① 従業員が教育訓練施設に支払った経費の50%に相当する額（年間上限40万円、訓練期間は最大で4年間のため最大160万円） ② 資格取得などをして、修了から1年以内に被保険者として再就職またはすでに雇用されている場合は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%を追加給付 ※ ①と②の合計は、従業員が教育訓練施設に支払った経費の70%に相当する額（年間上限56万円、訓練期間は最大で4年間のため、最大224万円） ただし、この措置は法令上最短4年の専門実践教育訓練を受講する者に限るとともに、在職者であって、かつ、比較的高い賃金を受ける者についてはこの限りではありません。 ※ 受講開始前に訓練対応キャリアコンサルタントが作成支援したジョブ・カードを添付して事前の процедуруを行う必要があります。

- 自社の従業員が専門実践教育訓練を受講することを支援する事業主は、「人材開発支援助成金（特定訓練コース）」を受給できる場合があります（P.6参照）。
- 一般教育訓練と専門実践教育訓練の指定講座については、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム（http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku）」でもご覧になれます。

【お問合せ先】ハローワーク

◆ 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。

認定基準をクリアし、ユースエール認定企業になることで、以下の効果が期待されます。

1. 学卒者などの若者の応募が増える！
2. 社員が自社の雇用環境の良さを認識し、定着率が向上する！
3. 地元メディアなどに「雇用管理のよい優良企業」として注目される！

この他にも、公共調達における加点評価や、日本政策金融公庫の低利融資、若者の採用・育成を支援する関係助成金の加算などのメリットがあります。

認定基準など、詳しくは「若者雇用促進総合サイト」をご覧ください！



<認定マーク>



【お問合せ・申請書類提出先】都道府県労働局

若者雇用促進総合サイト

検索

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

対象労働者	支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：()内は中小企業以外	
					生産性の向上が認められる場合※1
正規雇用労働者向け	特定訓練コース	事業主 事業主団体等	以下の訓練について助成 ・労働生産性の向上に資する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 〔・特定分野認定実習併用職業訓練 ・認定実習併用職業訓練 ・中高年齢者雇用型訓練〕	[OFF-JT] ・経費助成 45(30)% 〔60(45)%※2〕 ・賃金助成 760(380)円/時・人 [OJT※3] ・実施助成 665(380)円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円※4＞	[OFF-JT] ・経費助成 60(45)% 〔75(60)%※2〕 ・賃金助成 960(480)円/時・人 [OJT※3] ・実施助成 840(480)円/時・人
	一般訓練コース	事業主 事業主団体等	他の訓練コース以外の訓練について助成	[OFF-JT] ・経費助成 30% ・賃金助成 380円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大500万円※4＞	[OFF-JT] ・経費助成 45% ・賃金助成 480円/時・人
	教育訓練休暇付与コース	事業主	有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 事業主が長期の教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	定額助成30万円 ・経費助成(定額)20万円 ・賃金助成※5 ＜有給の場合に限る＞ 6,000円/日・人	定額助成36万円 ・経費助成(定額)24万円 ・賃金助成※5 ＜有給の場合に限る＞ 7,200円/日・人
非正規雇用労働者向け	特別育成訓練コース	事業主	以下の訓練について助成 ・一般職業訓練 ・雇用型訓練 〔・有期実習型訓練〕 ・中小企業等担い手育成訓練	[OFF-JT] ・経費助成 実費※6 ・賃金助成 760(475)円/時・人 [OJT※7] ・実施助成 760(665)円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円＞	[OFF-JT] ・経費助成 実費※6 ・賃金助成 960(600)円/時・人 [OJT※7] ・実施助成 960(840)円/時・人

※1 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コースの長期教育訓練休暇付与制度、及び特別育成訓練コースについては、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から5ヶ月以内に割増支給申請をした場合に、通常の支給額からの割増し分を支給します。

※2 以下の場合に適用されます。

- ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）
- ・若者雇用促進法に基づく認定事業主またはセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 雇用型訓練に限ります。

※4 1年度に特定訓練コースと一般訓練コースの両方を受給する場合、両コース合わせて最大1,000万円となります。

※5 最大150日分の日額助成とし、雇用する企業全体の被保険者数（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者は除く）が100人未満の企業は1名分、同100人以上の企業は2名分を支給対象者数の上限とする。

※6 一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。中小企業等担い手育成訓練は対象外。

※7 一般職業訓練を除く。

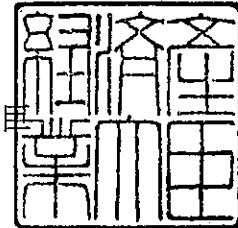
※8 支給対象となる通信制（eラーニングを含む）の場合は、経費助成のみ対象。

経済産業省

20191029中第1号
令和元年11月1日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨によって、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県において交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、当該暴風雨及び豪雨の発生に伴う取引上の影響は、被災地域の親事業者、下請事業者と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模地震発生時においても、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなったといった相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること（別添の参考参照）
2. 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

(参考)

災害発生時における、受領拒否や返品など取引上の問題に対する、独占禁止法^{注1}及び下請法^{注2}における考え方について、公正取引委員会が東日本大震災時に取りまとめておりますので以下をご参照ください。

問 1

震災後、生活物資等の流通が滞っていることに伴い、商品等の販売価格が上昇しているようですが、独占禁止法上の問題はないですか。

答

今次の震災により、東北・関東地区における生産活動及び物流機能が大きな被害を受け、生活必需品を含め物資の供給に支障が生じています。今後、こうした事態に便乗して生活必需品等の物資に関して価格カルテル等の独占禁止法違反行為による不当な価格引上げが行われることがあれば問題となりますので、公正取引委員会としては、そのような行為がないかどうか監視してまいります。

問 2

今次の震災による物資の不足を受けて、事業者が共同して又は事業者団体が、顧客 1 人当たりの販売個数を調整したり決定したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災地に優先的に物資が供給されるようにする、顧客に物資が広く行き渡るようにするといった緊急の対応として専ら行われるものであって、物資の不足が深刻な期間及び地域において実施されるものであれば、独占禁止法上問題となるものではありません。一方、そのような調整を、著しい物資の不足が解消された後になっても続ける場合には、独占禁止法上の問題が生じますので、御注意ください。

問 3

大規模小売業者が、納入業者に対して、被災したスーパーの原状回復や再陳列作業への協力を要請することは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者の生活の糧を供給する拠点となる大規模小売業者の営業が迅速に開始されることは、被災地の復興や被災者の生活支援にも資するものであり、大規模小売業者と納入業者との間で協議が行われた結果、被災した大規模小売業者の原状回復や再陳列作業への協力を行うことになったとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかしながら、震災を口実として大規模小売業者が納入業者に対し、不当に不利益を与えることとなるような場合には、独占禁止法上の問題が生じ得ますので、御注意ください。

問 4

親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして親事業者を受領能力がないことを理由に、受領拒否することは下請法上問題となりますか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので、代替的な工場での受領の可能性も含め、親事業者は可能な限り受領する手段を講ずる必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして、客観的にみて当初定めた納期に受領することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、相当期間納期を延ばすこととなったときには、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問 5

仕事を失った被災者を地域でなるべく多く従業員として受け入れたい。その際、関係事業者が共同して、又は事業者団体が、賃金、労働時間等について調整したり決定することは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者をどのような条件で雇用するかという雇用契約上の問題ですので、労働関係法令上の考慮の必要性は別として、独占禁止法上は問題となるものではありません。

問 6

親事業者が、風評に基づき受領拒否や返品を行うことは、下請法上問題ないですか。

答

下請事業者に責任がある場合を除き、親事業者が、発注した商品の受領を拒むことや一旦受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法上問題となります。

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することになりますが、例えば、震災の被害を受けた原子力発電所の所在する県と同一の県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むこと又は一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法違反となるおそれがありますので御注意ください。

問 7

自社の工場が被災し、操業開始のめどが立っていない。また、製品の在庫も尽きつつある。顧客への供給を確保するため、当該製品を生産している競争事業者に自社に代わって顧客に供給してもらったり、生産を委託したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災によって自社の供給能力が喪失又は減少した場合に、自社の供給能力が復旧するまでの間、顧客への供給を確保するために必要な範囲で、競争事業者に代替供給を行ってもらうことや生産委託を行うことは、独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、代替供給等を契機に、複数の事業者間で相互に価格や供給量等について制限することは問題となりますので、御注意ください。

問 8

震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

答

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者に責任があるとはいえ、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

問 9

親事業者は部品 A と部品 B によって商品 C を製造しており、部品 B については下請事業者に製造を発注している場合、被災により部品 A が手に入らなくなったことを理由に、下請事業者に発注していた部品 B の受領を拒否することは、下請法上問題となりますか。

答

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、下請事業者に責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので御注意ください。

問 10

親事業者の保管施設が被災したことにより、下請事業者が納品しようとした商品をその下請事業者へ保管させ、倉庫代等の追加費用が発生した場合、当該費用を下請事業者へ負担をさせることは、下請法上問題となりますか。

答

下請事業者に対し、親事業者が支払うべき費用を負担させることは、不当な経済上の利益提供要請として下請法上問題となりますので、親事業者が追加費用を負担する必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、客観的にみて震災の影響により発生した追加費用を直ちに負担することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、一時的に下請事業者が費用の一部を負担するときは、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問 11

震災の影響により生産・調達コストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が従来の単価を据え置くことは下請法上問題となりますか。

答

御指摘の生産・調達コストが大幅に上昇するなど震災の影響による単価の引上げについては、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行って決定することが望まれます。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、例えば、震災の影響により下請事業者のコストが通常の発注に比べて大幅に増加するような発注にもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、通常の発注をした場合の単価と同一の単価に一方的に据え置くことは、買ったたきとして下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

【引用・東日本大震災に関連する Q&A (公正取引委員会ホームページ)】

<http://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>

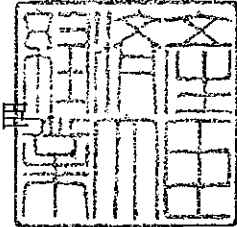
注 1 独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

注 2 下請法：下請代金支払遅延等防止法

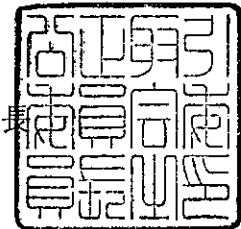
20191010 中第4号
公取企第53号
令和元年11月15日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



公正取引委員会委員長



下請取引の適正化について

公正取引委員会及び経済産業省は、日頃より、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」といいます。）に違反する行為に対して厳正に対処するとともに、同法の普及啓発を行っております。

<中小企業の取引環境>

我が国経済は緩やかな回復基調にあり、企業収益の拡大や倒産件数の減少が続くなど、経済の好循環が浸透する一方、度重なる災害をはじめ、人手不足の深刻化、労働生産性の伸び悩みなど、中小企業を取り巻く環境は厳しい面もあります。また、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが必要です。

<下請法の理解と下請代金支払の適正化>

経済の好循環を実現するには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要という問題意識の下、政府を挙げて下請対策の強化に取り組んでおり、平成28年12月には、違反行為の未然防止や事業者による情報提供に資するよう、下請法に関する運用基準を改正するとともに、親事業者による下請代金の支払についても以下の事項を旨とした通達を発出しました。

- 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする
- 手形で下請代金を支払う場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう下請代金の額を十分に協議すること
- 手形サイトは、将来的に60日以内とするよう努めること

引き続き、下請取引の適正化に取り組むよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

<働き方改革>

本年4月より大企業に対して罰則付きの時間外労働の上限規制の適用が開始され、来年4月には中小企業に対しても同規制が適用されます。人手不足が深刻化している中、中小企業における働き方改革への対応は、重要な経営課題の一つとなっております。政府を挙げて働き方改革を推進しておりますが、取引の一方当事者の働き方改革に向けた取組の影響がその取引の相手方に対して負担となって押し付けられることは望ましくないと考えられます。

そのため、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請などの「しわ寄せ」を生じさせることにより、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとならないことが重要です。

貴団体におかれましても、下請等中小事業者に対して発注を行うに当たっては、下請法等の違反にもなり得る「しわ寄せ」を生じさせないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

<災害時における取引条件>

令和元年台風第15号及び第19号に伴う災害により災害救助法の適用が決定されるなど、台風や前線を伴った低気圧などがもたらす大雨によって河川の氾濫や土砂災害が発生しており、被災地域における事業者と取引のある全国の事業者に影響が広がっております。

貴団体におかれましても、災害等の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることにより、取引のある経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に悪影響を与えることのないよう、親事業者となる会員に対して周知徹底するよう要請いたします。

<消費税の円滑かつ適正な転嫁>

令和元年10月1日から、消費税率が8%から10%に引き上げられ、併せて、消費税の軽減税率制度が実施されました。貴団体におかれましては、減額や買ったたき等による消費税の転嫁拒否等の行為が生じないよう、親事業者をはじめ、会員事業者に対して周知徹底するよう要請いたします。

<親事業者となる会員に対する周知徹底のお願い>

貴団体におかれましても、このような取引環境を御理解いただき、下請事業者と協議をした上で適切な対価の決定を行う、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、親事業者となる会員が下請法の遵守に取り組むよう御協力をお願いいたします。

特に、別紙の記載事項については、親事業者となる会員に対して周知徹底を図るなど、適切な措置を講じるよう要請いたします。

親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

1 親事業者の義務

(1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。（下請法第3条）
- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。（下請法第5条）

(2) 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。（下請法第2条の2）
- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。（下請法第4条の2）

2 親事業者の禁止行為

親事業者は次の行為をしてはならない。

(1) 受領拒否

- ・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。（下請法第4条第1項第1号）

(2) 下請代金の支払遅延

- ・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。（下請法第4条第1項第2号）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額

- ・ 下請事業者には責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。（下請法第4条第1項第3号）
（減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。）
例えば以下の行為は禁止行為に当たります。
 - － 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものまで新単価を遡及適用すること。
 - － 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品

- ・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせること。（下請法第4条第1項第4号）

(5) 買いたたき

- ・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- － 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- － 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注ししかない場合の単価として下請代金の額を定めること。
- － 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。

(注) 買いたたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2019/191101pointkaisetsu.pdf>

(6) 物の購入強制・役務の利用強制

- ・ 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者に強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)

(7) 報復措置

- ・ 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済

- ・ 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)

(9) 割引困難な手形の交付

- ・ 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)

手形サイトは、繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めることとされている。

(通達：公取企第140号及び20161207中第1号)

(10) 不当な経済上の利益の提供要請

- ・ 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)

(11) 不当な給付内容の変更・やり直し

- ・ 下請事業者に対して責任がないのに、発注内容の変更(納期の前倒しや納期変更を伴わない追加作業などを含む。)を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後(役務提供委託の場合は役務の提供後)にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)

11月は「しわ寄せ防止 キャンペーン月間」です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



STOP!
しわ寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



 公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



(しわ寄せ防止特設サイト)



厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」が改正され(平成31年4月1日施行)、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう!



「働き方改革」を阻害する不当な行為を しないよう気を付けましょう!!

以下の行為は、下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性があります。

01 買ったとき

(下請法第4条第1項第5号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例① 短納期発注による買ったとき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方向的に定めた。

悪いけど、
発注した製品について、
代金は変えずに納期を
早めてもらいたい。

発注者



短納期対応のために
休日出勤等、追加で
費用が発生してしまうよ。

受注者



事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方向的に定めた。

もらった製造原価計算
資料等を分析すると、
利益率が高いよだから、
値下げに応じられるはず。

発注者



自分たちの
努力で
業務を効率化
したのに…

受注者



02 減額

(下請法第4条第1項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかった。

予算が
足りないから、
いつもと同じ代金で
よろしく。

発注者



「特急料金」に基づく
対応をしたのに
いつもと同じ代金だなんて。

受注者



03 不当な給付内容の変更・やり直し

(下請法第4条第2項第4号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。



04 受領拒否

(下請法第4条第1項第1号・独占禁止法第2条第9項第5号ハ)

事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。



05 不当な経済上の利益提供要請

(下請法第4条第2項第3号・独占禁止法第2条第9項第5号ロ)

事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。



消費税の

円滑かつ

適正な

転嫁のために

〈10%引上げ対応版〉

内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省、経済産業省、中小企業庁



1 消費税率引き上げの趣旨・消費税の性格

POINT ① 消費税率引き上げの趣旨

今般の消費税率の引き上げは、幅広く国民各層に社会保障の安定財源の確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指すものです。

消費税率の段階的引き上げ

消費税率は段階的に引き上げることで、経済活動に与える影響を抑えます。

平成9年4月より

平成26年4月より

令和元年10月より



(消費税4%、地方消費税1%)

(消費税6.3%、地方消費税1.7%)

(消費税7.8%、地方消費税2.2%)

※軽減税率の対象となる飲食物品（酒類及び外食を除く）及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞については、8%（消費税6.24%、地方消費税1.76%）となります。



なぜ消費税？

- ✓ 税収が安定しています。
- ✓ 負担が世代間で公平です。
- ✓ 経済活動に中立的です。
- ✓ 高い財源調達力があります。

社会保障の安定財源の確保



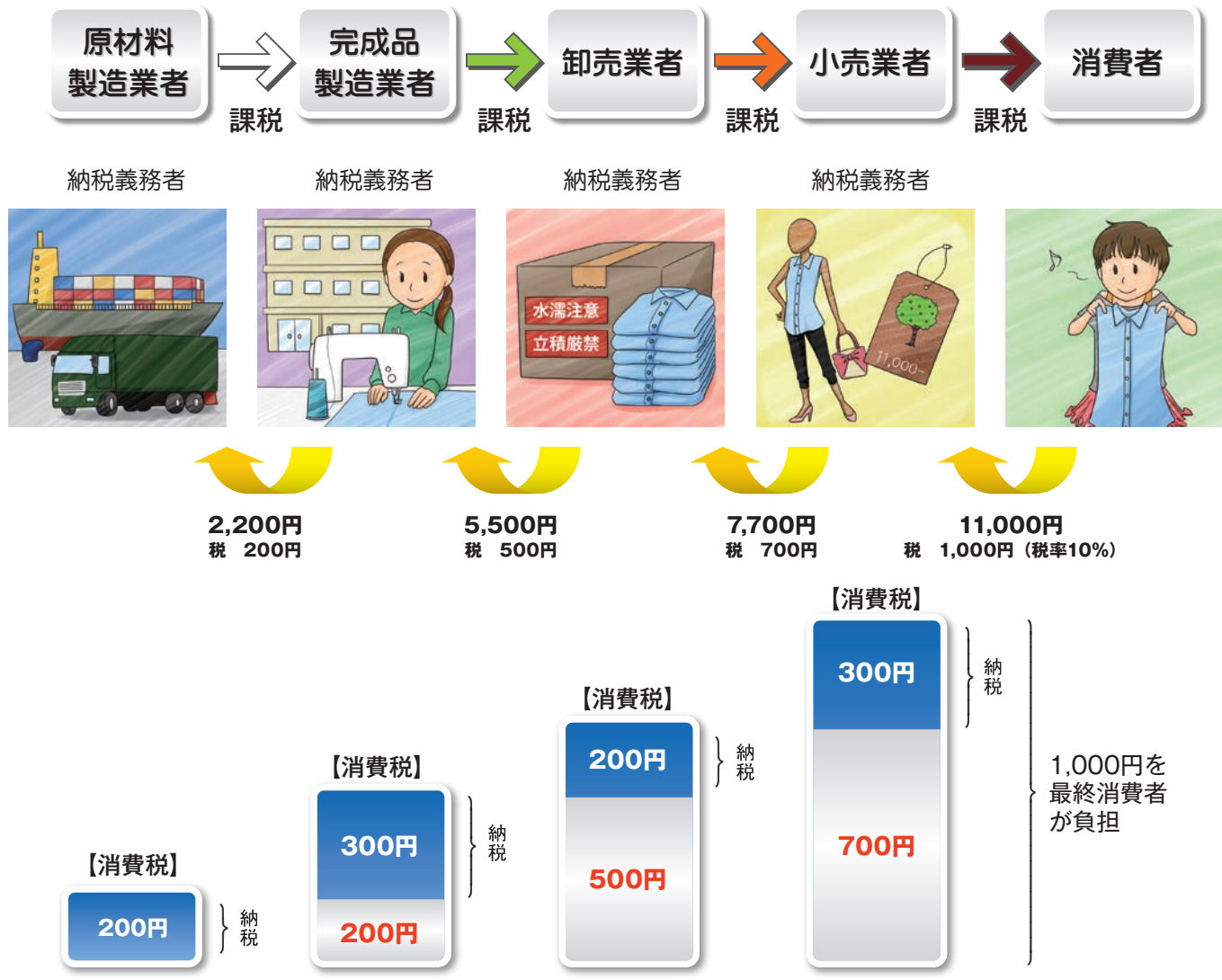
- 1 消費税引上げの趣旨・消費税の性格
- 2 需要動向の平準化に向けた価格設定の柔軟化
- 3 小売事業者による宣伝・広告
- 4 ポンプ・増元・キャッシュレス・消費還元券等について
- 5 転嫁拒否等の行為の是正
- 6 事実上反する「たけおぼ得」の禁止
- 7 総額表示義務の特例
- 8 総額表示に係る景品表示法の適用除外
- 9 自由な価格設定と乗値上げ
- 10 軽減税率・素元への独自追加課税
- 11 消費税価格転嫁等総合相談センター

POINT ② 消費税の性格・仕組み

消費税は、消費一般に対して広く公平に負担を求める税金です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などを課税対象とし、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税を行うとともに、税の累積を排除するために、事業者は売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除（仕入税額控除）し、その差引税額を納付することとされています。

事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されています。

消費税の転嫁の仕組み



1 に対するお問い合わせ先 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111(代表)

2 需要変動の平準化に向けた 価格設定の柔軟化

平成26年4月の消費税率引上げの際は、税率引上げ時に様々な物・サービスの価格が一斉に上昇し、引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減が発生しました。この経験を踏まえ、政府において、事業者による自由な価格設定が原則であることを再確認する価格設定ガイドラインが取りまとめられました。

消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン) 平成30年11月28日

1 価格設定に関する考え方

- ▶我が国においては、消費税が1989年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格が引き上げられるものとの認識が広く定着しています。
- ▶これに対し、1960年代から1970年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断しています。このため、税率引上げの日に一律一斉に税込価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していません。
- ▶たしかに、消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されていますが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではありません。例えば、「10月1日以降○%値下げ」「10月1日以降○%ポイント付与」などと表示することは問題ありません。
- ▶また、今回は、中小・小規模小売事業者に対して、来年10月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援などを行う予定です。これにより、中小・小規模小売事業者は、消費税率引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるようになります。

3

4

▶大企業においても、消費税率引上げ後、自らの経営資源を活用して値引きなど自由に価格設定を行うことに何ら制約はありません。

2 適正な転嫁の確保

▶このように消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売事業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはなりません。

▶消費税転嫁対策特別措置法は、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています。来年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行っていきます。

3 その他

▶消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、事実反して、消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。

▶消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定しており、これについて特に変更はありません。

▶また、従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではありません。



2 に対するお問い合わせ先

内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室

03-3539-2907

3 小売事業者による宣伝・広告

消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税率引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されています（平成25年10月1日から令和3年3月31日までの措置）。

ただし、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではなく、「10月1日以降〇%値下げ」「10月1日以降〇%ポイント付与」などと表示することは問題ありません。

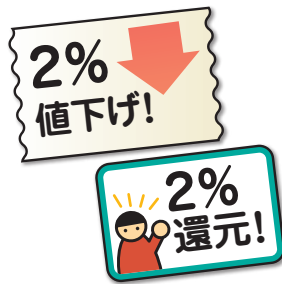
○ 禁止されない表示

次の1～4のような表示は、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、いずれも、消費税分を値引きする等の表示には該当しませんので、本法律で禁止されることにはなりません。

1 消費税との関連がはっきりしない



2 たまたま消費税率の引上げ幅と一致するだけ



3 たまたま消費税率と一致するだけ



4 「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない



✕ 禁止される表示

消費税は最終的に消費者が負担するものですので、以下のようなあたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまうおそれのある表示は禁止されます。

① 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

- ▶「消費税は転嫁しません。」
- ▶「消費税は一部の商品にしか転嫁していません。」
- ▶「消費税を転嫁していないので、価格が安くなっています。」
- ▶「消費税はいただきません。」
- ▶「消費税は当店が負担しています。」

- ▶「消費税はおまけします。」
- ▶「消費税はサービス。」
- ▶「消費税還元」、「消費税還元セール」
- ▶「当店は消費税増税分を据え置いています。」



② 取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

- ▶「消費税率上昇分値引きします。」
- ▶「消費税10%分還元セール」
- ▶「消費税分は勉強させていただきます。」
- ▶「消費税率の引上げ分をレジにて値引きします。」



③ 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの

- ▶「消費税相当分の商品券を提供します。」
- ▶「消費税相当分のお好きな商品1つを提供します。」
- ▶「消費税率の引上げ分を後でキャッシュバックします。」
- ▶「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します。」



消費税の転嫁を阻害する表示に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、報告を求めたり、職員に立入検査を行わせたりします。
- 消費者庁長官、公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、消費者庁長官に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
なお、違反行為が繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 消費者庁長官は、違反行為があると認めるときは、速やかにその行為を取りやめることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、消費者庁に対する措置請求を行います。

 **3**に対するお問い合わせ先 **消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)**

4 ポイント還元(キャッシュレス・消費者還元事業)について

令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援します。

(1) 消費者への還元

令和元年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、**個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元**します。


なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す**加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要**があります。

(2) 端末導入支援

キャッシュレス決済を導入する際に、決済事業者が提供する決済端末等について、費用を国が補助します。
※**対象店舗の端末の導入費用はゼロ**。(国が2/3、決済事業者が1/3を負担)。

(3) 手数料の引下げ

キャッシュレス決済の**加盟店手数料を一定以下に引下げ**。
※実施期間中の手数料は、3.25%以下。さらに、国が1/3を補助します。

 **4**に対するお問い合わせ先 **経済産業省商務・サービスグループキャッシュレス推進室 03-3501-1511 (代表)**

5 転嫁拒否等の行為の是正

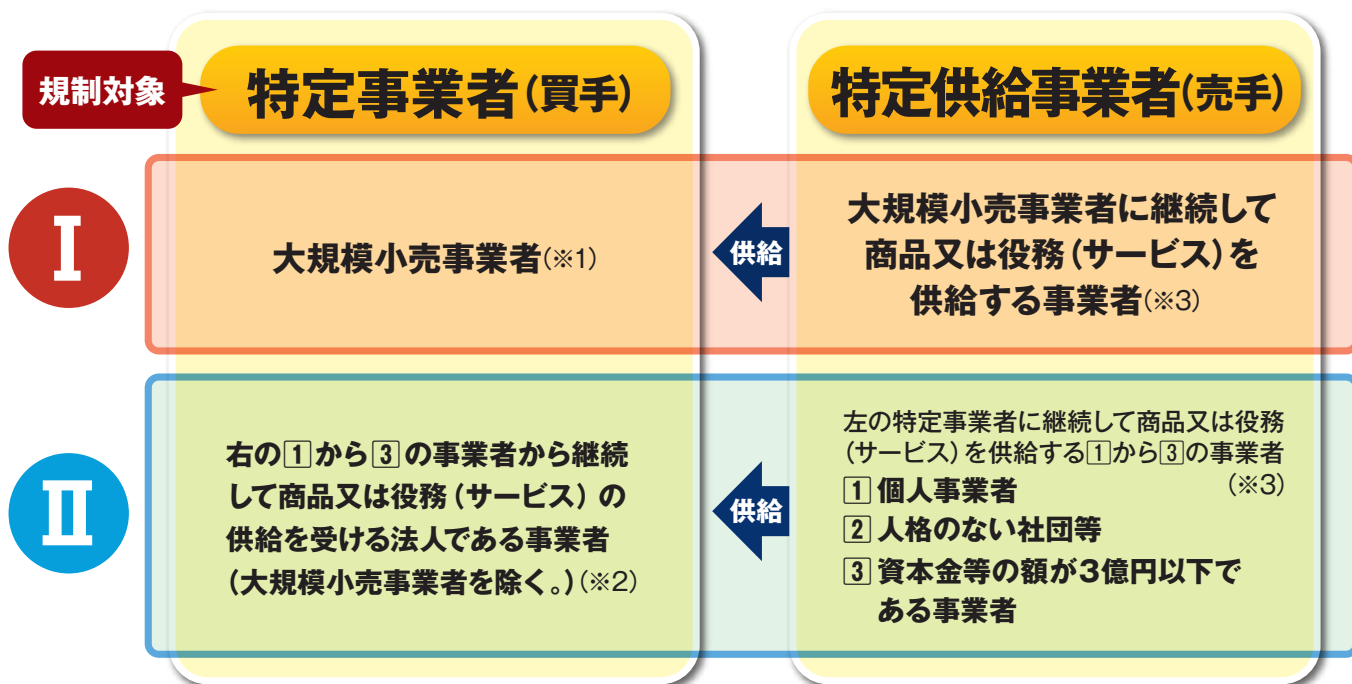
消費税率引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売業者に製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分を負担させられるような事態があってはなりません。

消費税転嫁対策特別措置法は、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています（平成25年10月1日から令和3年3月31日までの措置）。令和元年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行っています。

▶ 規制対象となる消費税の転嫁拒否等の行為

平成26年4月1日以降に特定供給事業者から受ける商品または役務（サービス）の供給に関して、特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行う場合が対象となります。

特定事業者と特定供給事業者との適用関係



(※1) 大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業者であって前事業年度における売上高が100億円以上である事業者や一定の面積の店舗を有する事業者をいいます。

(※2) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当し規制対象となります。

(※3) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当します。

▶ 消費税の転嫁拒否等の禁止行為

①減額、②買ったとき、③商品購入、役務(サービス)利用、利益提供の要請、④本体価格での交渉の拒否、⑤報復行為

POINT 1 減額

特定事業者は、消費税率引上げ分の全部又は一部を、事後的に減じて支払うことにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶リベートを増額する又は新たに提供しよう要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を対価から減じる場合
- ▶消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を対価から一方的に切り捨てて支払う方法

【以下のような場合には、減額とはなりません】

〈具体例〉

- ▶商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合



POINT 2 買ったとき

特定事業者は、合理的な理由なく、通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否してはいけません。

〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ前に税込価格で対価を定めている場合（いわゆる内税取引の場合）に、①そのことを理由として、又は②取引先からの対価引上げの要請や価格交渉の申出がないことを理由として、対価を据え置く場合
- ▶安売りセールを実施することを理由に、大量発注などにより特定供給事業者のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、取引先に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ▶消費税の免税事業者であることを理由に、合理的な理由がないにもかかわらず、消費税率引上げ分を上乗せせず対価を定める場合
- ▶標準税率が適用される商品を購入する取引先に対して、自己の供給する商品が軽減税率の対象品目であることを理由として、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合



注 「通常支払われる対価に比べて対価の額を低く定めること」とは、具体的には、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品又は役務（サービス）の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めることです。

【以下のような場合には、買ったときとはなりません】

〈具体例〉

- ▶大量発注、共同配送、共同購入などにより、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果に対価に反映させる場合

POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請

特定事業者は、消費税の転嫁を受け入れる代わりに、特定事業者の指定する商品を購入させたり、役務（サービス）を利用させたり、また、経済上の利益を提供させる行為を行ってははいけません。

〈具体例〉

- ▶消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、
 - 取引先にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
 - 協賛金を要請する場合
 - 取引先に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- ▶取引先に対し、消費税率の引上げに対応した受発注システム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- ▶自社の費用負担を明確にすることなく、取引先に対し、消費税率の引上げに対応した値札の変更や値札の付け替え作業を要請する場合



POINT ④ 本体価格での交渉の拒否

特定事業者は、価格交渉を行う際、特定供給事業者から本体価格^(※)での交渉の申出を受けた場合には、その申出を拒否してはいけません。

(※) 消費税を含まない価格

〈具体例〉

- ▶本体価格での交渉の申し出があった際に、それを拒否する場合
- ▶特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したところ、税込価格での見積書等を再提出させる場合
- ▶税込価格しか記載できない見積書等の様式を定め、その使用を余儀なくさせる場合



POINT ⑤ 報復行為

特定事業者は、消費税の転嫁拒否等の行為があるとして、特定供給事業者が公正取引委員会等にその事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じたり、取引を停止したり、不利益な取扱いを行ってははいけません。

消費税の転嫁拒否等の行為に対しては、政府一丸となって監視・取締りを行っています。

- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者などに対して、報告を求めたり、職員に立入検査を行わせたりします。
- 公正取引委員会、事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、特定事業者に対して、違反行為を防止又は是正するために、必要な指導を行います。
- 事業を所管する大臣等、中小企業庁長官は、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会に対して、適当な措置をとるよう求める措置請求を行います。
なお、違反行為が多数の特定供給事業者に対して行われている場合や繰り返し行われている場合などには必ず措置請求を行います。
- 公正取引委員会は、違反行為があると認めるときは、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるよう勧告し、その旨を公表します。

(注) 建設業、宅地建物取引業、不動産鑑定業、浄化槽工事業、解体工事業の一部については、都道府県知事も検査や指導、公正取引委員会に対する措置請求を行います。
 (注) 消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、独占禁止法違反行為や下請法違反行為については、公正取引委員会において、厳正に対処します。

5に対するお問い合わせ先 **公正取引委員会 消費税転嫁対策調査室 03-3581-5471 (代表)**
中小企業庁 消費税転嫁対策室 03-3501-1511 (代表)

6 事実に反する「今だけお得」の禁止

POINT



禁止される表示

消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、事実に反して、消費税率引き上げ前に「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。



6に対するお問い合わせ先 **消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)**

7 総額表示義務の特例

消費税転嫁対策特別措置法では、二度にわたる消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保及び事業者による値札の貼替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされています。

※消費者の利便性に配慮する観点から、令和3年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定されています。

特例を適用した場合の事務負担の軽減

▶ 特例がない場合(総額表示義務あり)の例 ▶ 特例を適用する場合の例



具体的な表示例

① 税抜価格のみを表示する場合

1 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例



※上記のような表示は、例えば、値札、チラシ、看板、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において行うことが考えられます。

2 店内における掲示等により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等においては、「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。

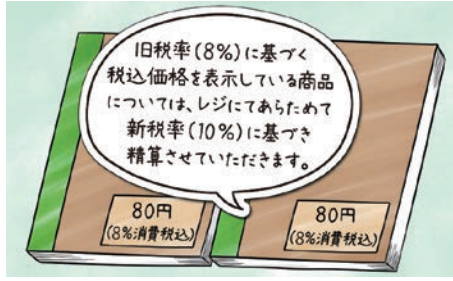


具体的な表示例

② 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合

1 新税率の適用後においても一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合の表示例

個々の値札等においては、「〇〇〇円」と旧税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



2 新税率の適用前から新税率に基づく税込価格の表示を行う場合の表示例

個々の値札等においては、「〇〇〇円」と新税率に基づく税込価格を表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に【右図】のような表示を行うことが考えられます。



📞 7 に対するお問い合わせ先 財務省主税局税制第二課 03-3581-4111 (代表)

8 総額表示に係る景品表示法の適用除外

消費税転嫁対策特別措置法では、税込価格と税抜価格が併記される場合において、税込価格が明瞭に表示されている場合には、価格について一般消費者に誤認を与えることにならないため、景品表示法第5条(不当表示)の規定の適用が除外される旨を確認的に規定しています。

▶ 税込価格が明瞭に表示されているか否かの考え方と具体例

税込価格が明瞭に表示されているか否かについては、表示媒体における表示全体からみて、税込価格が一般消費者にとって見やすく、かつ、税抜価格が税込価格であると一般消費者に誤認されないことがないよう表示されているか否かにより判断されます。

この判断に当たっては、基本的に、①税込価格表示の文字の大きさ、②文字間余白、行間余白、③背景の色との対照性の各要素が総合的に勘案されることとなります。

明瞭に表示されているといえる例	明瞭に表示されているとはいえない例
① 9,800円 (税込10,780円)	① 9,800円 (税込10,780円)
② 9,800円 (税込10,780円)	② 9,800円 (税込10,780円)
③ 9,800円 (税込10,780円)	③ 9,800円 (税込10,780円)

📞 8 に対するお問い合わせ先 消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

9 自由な価格設定と便乗値上げ

POINT 合理的な理由があれば便乗値上げには当たりません

- ▶ 従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではありません。
- ▶ 一般に、個々の商品などの価格は、自由競争の下で、需給の動向やコストの変動などの市場条件を反映して決定されるものであり、経営判断に基づく自由な価格設定は妨げられません。税率の上昇に見合った幅以上の値上げを行う場合には、通常のタイミングで値上げを行う場合と同様に、事業者において、値上げの理由を消費者に丁寧に説明できるようにしてください。

【以下のような事例は、便乗値上げには当たりません】

- 消費税率引上げに近接したタイミングで生じた別の要因（例：原材料価格や人件費の変動等）への対応として値段を変更する。
- 消費税率引上げ前の需要の高まり（駆け込み需要）に対応して、値上げを行う。

📞 9 に対するお問い合わせ先 消費者庁消費者調査課 03-3507-9196

10 転嫁カルテル・表示カルテルの独占禁止法適用除外

今般の消費税率の引上げに伴い、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するため、消費税転嫁対策特別措置法では、事業者又は事業者団体は、公正取引委員会に事前に届け出ることにより、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）を独占禁止法に違反することなく行うことができることとされています（平成25年10月1日から令和3年3月31日までの措置）。

POINT ① 転嫁カルテル

消費税の
転嫁の方法の決定

転嫁カルテルとは、「消費税の転嫁の方法の決定」についての共同行為です。転嫁カルテルを行うことができるのは、主に**中小事業者**やその団体です。

〈具体例〉

- ▶ 各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格に消費税額分を上乗せする旨の決定
 - ▶ 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数について、対象となる商品の値付け単位、取引慣行、上乗せ前の価格からの上昇の度合等を考慮して、切上げ、切捨て、四捨五入等により合理的な範囲で処理する旨の決定
- 例1 本体価格98円×10%=消費税額9.8円 → 10円 例2 本体価格93円×10%=消費税額9.3円 → 9円

【以下のような行為は認められません】

- ▶ **消費税率引上げ後の税抜価格（本体価格）又は税込価格を統一する旨の決定**
- ▶ 消費税率引上げ分と異なる額（率）を転嫁する旨の決定
- ▶ 合理的な範囲を超える不当な端数処理を行う旨の決定

POINT

② 表示カルテル

消費税についての表示の方法の決定

表示カルテルとは、「消費税についての表示の方法の決定」についての共同行為です。表示カルテルは、全ての事業者又は事業者団体が行うことができます。表示カルテルとして行うことができる行為は、例えば、以下のとおりです。

〈具体例〉

▶消費税率引上げ後の価格について統一的な表示方法を用いる旨の決定

ア 税込価格を表示する場合

例1 「税込価格」と「消費税額」とを並べて表示

例2 「税込価格」と「税抜価格」とを並べて表示

イ 税込価格を表示しない場合

(7 総額表示義務の特例(11頁～12頁)を利用する場合)

例1 個々の値札に、税抜価格を表示した上、「+税」と表示する旨の決定

例2 個々の値札は税抜価格を表示した上、商品棚等の消費者に見やすい場所に、「消費税は別途いただきます」などと表示する旨の決定

【形式上、表示の方法を決定するものであっても、共同行為の内容に転嫁カルテルの内容が含まれている場合には、「転嫁カルテル」の届出が必要です】 POINT 1

〈具体例〉

▶消費税率引上げ分を消費税率引上げ前の対価に上乘せした結果、計算上生じる端数を切上げにより処理して、税込価格を表示する旨の決定

注

1

中小事業者とは？

製造業・建設業・
運輸業等

3億円以下又は300人以下

卸売業

1億円以下又は100人以下

サービス業

5千万円以下又は100人以下

小売業

5千万円以下又は50人以下

〈凡例〉業種
資本金規模・従業員規模

注 このほか、政令による特例があります。

注

2

転嫁の方法の決定に係る共同行為と表示の方法の決定に係る共同行為とは、要件が異なります

▶転嫁の方法の決定に係る共同行為には参加事業者の3分の2以上が中小事業者であることが必要です。

注 表示の方法の決定に係る共同行為は、全ての事業者又は事業者団体に認められています。

注

3

共同行為を行う場合、公正取引委員会への事前の届出が必要です

▶共同行為を行うには、公正取引委員会に対して、共同行為の内容等について、事前に届出する必要があります。

▶届出書の様式など、具体的な届出の方法については、公正取引委員会ホームページ (<https://www.jftc.go.jp/>) を御覧ください。

注

4

以下の期間の共同行為が認められます

▶平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間の商品又は役務の供給を対象とした共同行為が独占禁止法の適用除外の対象となります。

注 共同行為の期間中に、消費税率引上げがあっても、共同行為の内容に変更がなければ、改めて届出をする必要はありません。

注意点

共同行為はあくまで任意のものです。これを行うか、これに参加するかどうかは、個別の事業者又は事業者団体の自主的な判断に委ねられており、この法律によって、共同行為の実施や参加を強制するものではありません。



10 に対するお問い合わせ先
公正取引委員会
消費税転嫁対策調査室
 03-3581-5471 (代表)

11 消費税価格転嫁等 総合相談センター



消費税価格転嫁等総合相談センターは
内閣府が設置している政府共通の
相談窓口です。

センターでは次のような相談を受け付けます。

- 転嫁に関するお問い合わせ ● 広告・宣伝に関するお問い合わせ
 - 消費税の総額表示に関するお問い合わせ ● 便乗値上げに関するお問い合わせ
 - 軽減税率に関するお問い合わせ ● 価格設定ガイドラインに関するお問い合わせ
 - センターでは、このような相談に関して、法令等の考え方を回答するほか転嫁拒否など消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者の御意向により、センターから担当省庁へ通知します。
- ※消費税法改正の内容（適用される税率等）に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

御相談は専用ダイヤル又はメール（HP上の専用フォーム）を御利用下さい。

専用ダイヤル：0570-200-123

【受付時間】9：00～17：00（土日祝日・年末年始を除く）

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスで御案内しております。

メール（HP上の専用フォーム）

（24時間受付）

<http://www.tenkasoudan.go.jp>



お問い合わせ先
【一覧】

消費税率引上げの趣旨・消費税の性格

財務省主税局税制第二課

03-3581-4111（代表）

価格設定ガイドライン総論・広報

内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室

03-3539-2907

転嫁を阻害する表示の是正

消費者庁表示対策課

03-3507-8800（代表）

ポイント還元

経済産業省商務・サービスグループキャッシュレス推進室

03-3501-1511（代表）

転嫁拒否等の行為の是正

公正取引委員会消費税転嫁対策調査室

03-3581-5471（代表）

中小企業庁消費税転嫁対策室

03-3501-1511（代表）

宣伝・広告（「消費税還元セール」、「今だけお得」等）

消費者庁表示対策課

03-3507-8800（代表）

総額表示義務の特例

財務省主税局税制第二課

03-3581-4111（代表）

景品表示法の適用除外

消費者庁表示対策課

03-3507-8800（代表）

便乗値上げ

消費者庁消費者調査課

03-3507-9196

転嫁カルテル・表示カルテル

公正取引委員会消費税転嫁対策調査室

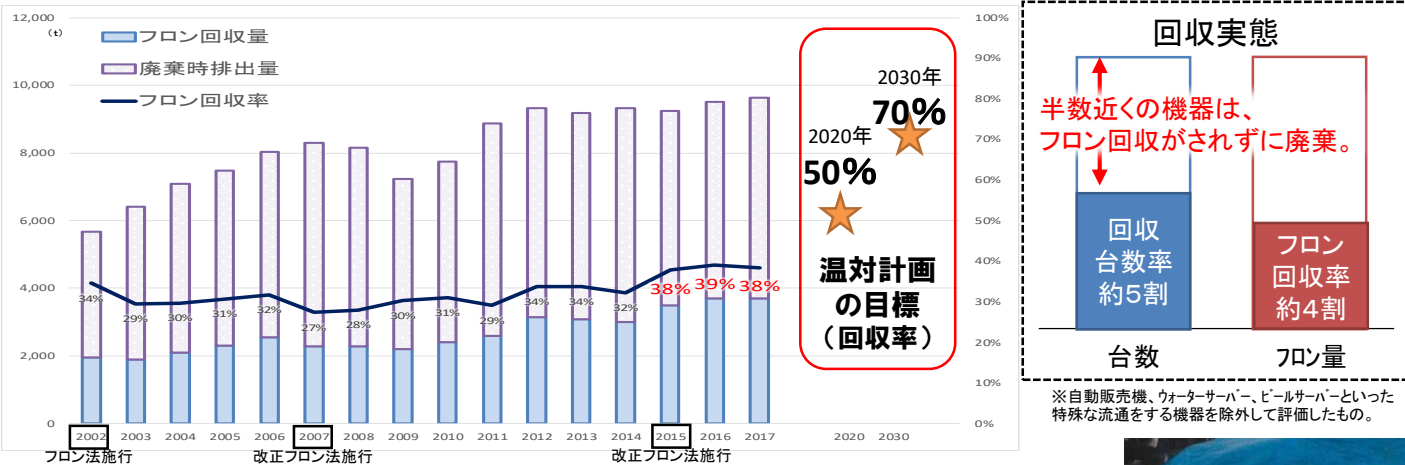
03-3581-5471（代表）

現行法の概要

オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類を使用する業務用冷凍空調機器について、廃棄時のフロン類の充填回収業者への引渡し等を義務付け。

現状

- ◆ 業務用機器廃棄時のフロン回収率は10年以上**3割程度に低迷し、直近でも4割弱。**
- ◆ 地球温暖化対策計画(2016年5月閣議決定)の目標達成には、**対策の強化が不可欠。**



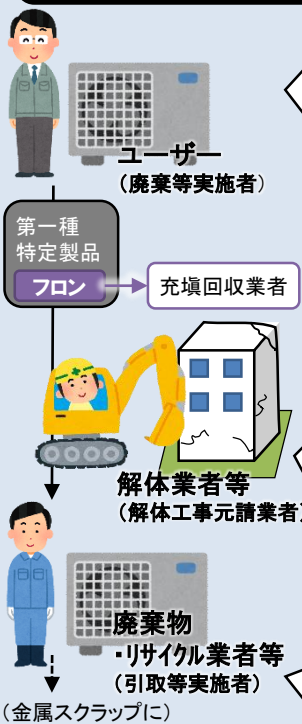
主な改正事項

(中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議で提案。)

回収率向上のため、**関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実にされる仕組みへ。**



建物解体時にフロン類の回収がされず放置されている業務用エアコン



【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
 - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する**直接罰の導入** (現行: 間接罰(指導→勧告→命令→罰則の4段階)⇒直接罰(1段階)へ)
- 廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の**交付を義務付け** (充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
 - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - 解体現場等への立入検査等の**対象範囲拡大**
 - 解体業者等による機器の有無の確認記録の**保存を義務付け** 等

【機器が引き取られる際の取組】

- 廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、**確認できない機器の引取りを禁止** (廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

2020年度に廃棄時回収率50%の達成へ

令和元年 11 月 15 日
経 済 産 業 省

別記 宛て

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について（依頼）

標記については、令和元年 10 月 25 日の公用文等における日本人の姓名のローマ字表記に関する関係府省庁連絡会議において、別添のとおり申合せを行いました。

日本人の姓名のローマ字表記については、国語審議会答申「国際社会に対応する日本語の在り方」（平成 12 年 12 月 8 日）により、「姓一名」の順とすることが望ましいとされているところですが、今般の申合せにより、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記することとしたものです。

ついては、この申合せの趣旨を御理解いただくとともに、この趣旨に沿って対応していただけるよう御配慮をお願いします。

また、このことについて、会員企業各位に対して御周知くださるようお願いいたします。

公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について

〔 令和元年 10月25日 〕
〔 関係府省庁申合せ 〕

グローバル社会の進展に伴い、人類の持つ言語や文化の多様性を人類全体が意識し、生かしていくことがますます重要となっており、このような観点から、日本人の姓名のローマ字表記については、「姓一名」という日本の伝統に即した表記としていくことが大切である。

したがって、今後、各府省庁が作成する公用文等において、日本人の姓名をローマ字表記する際は、原則として「姓一名」の順で表記することとし、下記のとおり取り扱うこととする。

なお、本件の対応に当たりシステムの改修を要するなど、特別の事情がある場合は、当分の間これによらなくてもよい。

記

- 1 各府省庁が作成する公用文等における日本人の姓名のローマ字表記については、差し支えない限り「姓一名」の順を用いることとする。
- 2 各府省庁が作成する公用文等のうち、次のものを対象とする。なお、国際機関等により指定された様式があるなど、特段の慣行がある場合は、これによらなくてもよい。
 - (1) 各行政機関が保有する外国語（英語等）のウェブサイト、ソーシャルメディア
 - (2) 外国語（英語等）で発信する文書（二国間・多数国間の共同声明等、白書、基本計画、戦略、答申）
 - (3) 我が国及び各行政機関が主催する会議（公開）における名簿、ネームプレート等
 - (4) 外国語（英語等）の文書（書簡、国際機関・相手国などに対し我が方立場を説明する資料、その他の原議書による決裁を要する文書）
 - (5) 外国語（英語等）による行政資料等
 - (6) 我が方大使の信任状・解任状の英仏語訳
 - (7) 交換公文等の署名欄、国際約束の署名権限委任状の英仏語訳
- 3 各府省庁が作成する公用文等において日本人の姓名をローマ字表記する際に、姓と名を明確に区別させる必要がある場合には、姓を全て大文字とし（YAMADA Haruo）、
「姓一名」の構造を示すこととする。

4 地方公共団体，関係機関等，民間に対しては，日本人の姓名のローマ字表記については，差し支えのない限り「姓一名」の順を用いるよう，配慮を要請するものとする。

5 上記の内容は，令和2年1月1日から実施するものとする。ただし，各府省庁において対応可能なものについては，実施日前から実施することができる。

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2 0 1 9 年 8 月 分

August, 2019

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年[2013年]10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として2017年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2019年8月の家電大型専門店販売額は4108億円、前年同月比で見ると17.4%の増加となった。商品別にみると、生活家電が同26.7%の増加、AV家電が同26.2%の増加、その他が同11.2%の増加、情報家電が同7.8%の増加となった。
一方、カメラ類が同▲10.8%の減少、通信家電が同▲6.6%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
4,108	581	721	246	127	2,033	400	2,515
17.4	26.2	7.8	▲6.6	▲10.8	26.7	11.2	1.4

6. ドラッグストア販売額の動向

2019年8月のドラッグストア販売額は5787億円、前年同月比で見ると6.5%の増加となった。商品別にみると、調剤医薬品が同14.3%の増加、その他が同8.8%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同8.1%の増加、食品が同7.7%の増加、トイレタリーが同4.9%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同4.7%の増加、OTC医薬品が同3.8%の増加、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同3.5%の増加、健康食品が同2.3%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
5,787	362	762	352	200	862	544	901	1,701	103	16,167
6.5	14.3	3.8	3.5	2.3	4.7	4.9	8.1	7.7	8.8	5.2

7. ホームセンター販売額の動向

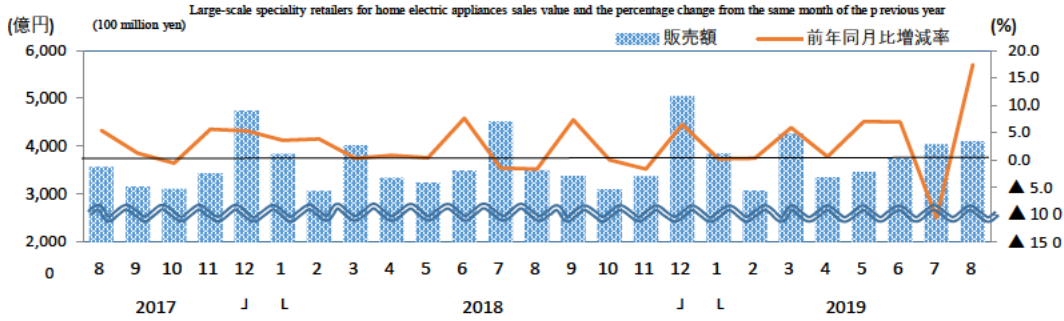
2019年8月のホームセンター販売額は2866億円、前年同月比で見ると4.7%の増加となった。商品別にみると、電気が同20.4%の増加、家庭用品・日用品が同5.5%の増加、DIY用具・素材が同5.4%の増加、ペット・ペット用品が同4.8%の増加、カー用品・アウトドアが同3.4%の増加、インテリアが同2.9%の増加、園芸・エクステリアが同2.7%の増加、その他が同1.7%の増加となった。

一方、オフィス・カルチャーが同▲4.7%の減少となった。

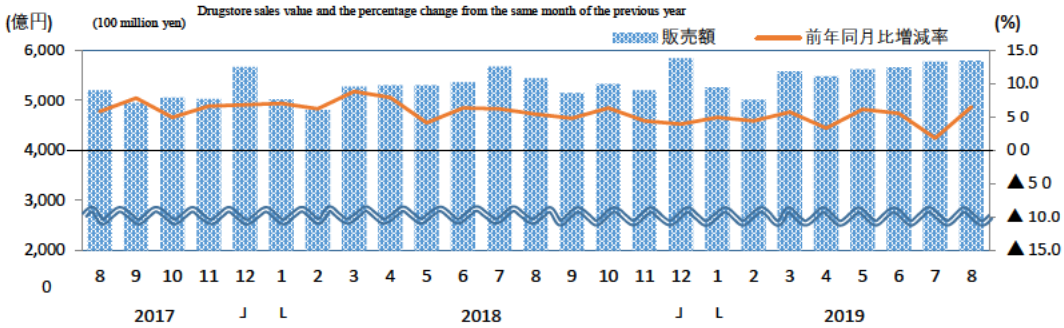
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電気	インテリア	家庭用 品・ 日用品	園芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
2,866	584	194	199	673	395	228	191	128	273	4,351
4.7	5.4	20.4	2.9	5.5	2.7	4.8	3.4	▲4.7	1.7	0.8

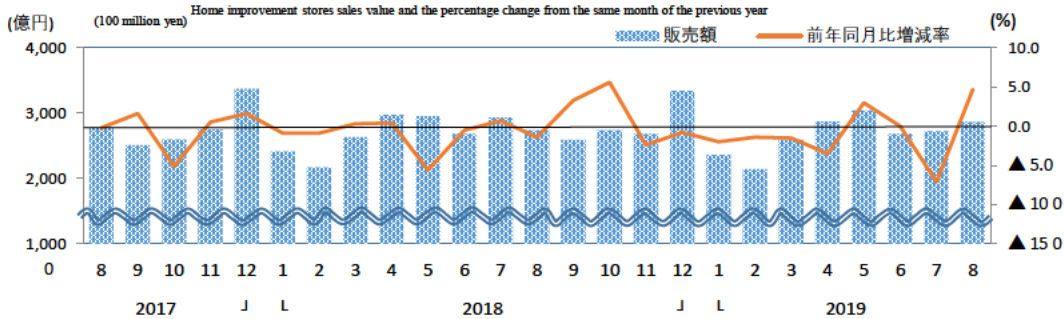
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
2016年	41,830	▲1.5	2,472	57,258	6.8	14,190	33,090	0.2	4,273	CY 2016
2017	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	2017
2018	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2016年度	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	FY 2016
2017	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	2017
2018	44,164	2.1	2,496	64,401	5.3	15,878	32,734	▲0.5	4,338	2018
2018年 4~6月	10,070	2.9	2,478	15,954	6.1	15,284	8,609	▲2.0	4,317	Q2 2018
7~9	11,397	0.9	2,483	16,249	5.5	15,454	8,259	0.8	4,322	Q3
10~12	11,514	2.2	2,498	16,359	4.8	15,660	8,773	0.6	4,346	Q4
2019年 1~3月	11,184	2.3	2,496	15,840	5.0	15,878	7,092	▲1.7	4,338	Q1 2019
4~6	10,559	4.9	2,510	16,748	5.0	16,059	8,595	▲0.2	4,352	Q2
2018年 6月	3,496	7.6	2,478	5,359	6.3	15,284	2,686	▲0.5	4,317	Jun 2018
7	4,516	▲1.5	2,478	5,670	6.2	15,338	2,931	0.7	4,321	Jul
8	3,499	▲1.7	2,481	5,436	5.4	15,372	2,737	▲1.4	4,317	Aug
9	3,381	7.3	2,483	5,143	4.8	15,454	2,590	3.3	4,322	Sep
10	3,099	0.0	2,484	5,321	6.3	15,481	2,744	5.6	4,324	Oct
11	3,371	▲1.7	2,496	5,199	4.4	15,581	2,685	▲2.4	4,337	Nov
12	5,044	6.5	2,498	5,839	3.9	15,660	3,345	▲0.8	4,346	Dec
2019年 1月	3,849	0.2	2,486	5,258	4.9	15,688	2,363	▲2.0	4,336	Jan 2019
2	3,074	0.3	2,490	5,010	4.4	15,748	2,139	▲1.4	4,333	Feb
3	4,261	5.9	2,496	5,571	5.7	15,878	2,590	▲1.5	4,338	Mar
4	3,354	0.6	2,502	5,478	3.3	15,958	2,870	▲3.5	4,345	Apr
5	3,466	7.0	2,500	5,617	6.1	16,035	3,040	3.0	4,346	May
6	3,738	6.9	2,510	5,654	5.5	16,059	2,685	▲0.0	4,352	Jun
7	4,037	▲10.6	2,510	5,773	1.8	16,117	2,724	▲7.1	4,353	Jul
8	4,108	17.4	2,515	5,787	6.5	16,167	2,866	4.7	4,351	Aug

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品・介護・ベビー)	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレットリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month	
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others			
2016年	5,725,801	375,156	829,612	401,195	197,031	852,185	562,640	881,506	1,491,466	135,010	14,190	C Y 2016	
2017	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	2017	
2018	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	2018	
2016年度	5,772,937	367,209	836,223	401,793	198,639	860,281	566,208	890,454	1,516,667	135,463	14,509	F Y 2016	
2017	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	2017	
2018	6,440,133	395,121	888,789	427,642	220,656	972,780	608,576	978,655	1,834,055	113,859	15,878	2018	
販売額 (百万円)	2018年4~6月	1,595,408	94,582	217,874	103,211	54,927	246,580	153,780	243,703	453,455	27,296	15,284	Q2 2018
	7~9	1,624,911	94,938	218,087	102,671	58,152	246,814	155,745	250,691	468,726	29,087	15,454	Q3
	10~12	1,635,856	102,553	225,982	107,806	54,323	247,105	154,293	253,566	460,422	29,806	15,660	Q4
	2019年1~3月	1,583,958	103,048	226,846	113,954	53,254	232,281	144,758	230,695	451,452	27,670	15,878	Q1 2019
	4~6	1,674,815	106,467	223,911	104,742	56,030	255,042	156,560	256,152	485,959	29,952	16,059	Q2
	2018年6月	535,930	31,766	71,751	34,160	18,796	81,760	52,001	83,451	152,991	9,254	15,284	Jun 2018
	7	566,997	32,152	76,035	36,221	20,605	88,625	55,136	87,214	161,378	9,631	15,338	Jul
	8	543,636	31,669	73,444	34,033	19,539	82,353	51,831	83,347	157,968	9,452	15,372	Aug
	9	514,278	31,117	68,608	32,417	18,008	75,836	48,778	80,130	149,380	10,004	15,454	Sep
	10	532,109	33,188	73,883	34,213	18,188	80,112	50,352	82,261	150,725	9,187	15,481	Oct
	11	519,883	33,308	72,087	34,641	17,417	77,163	49,646	79,301	147,033	9,287	15,581	Nov
	12	583,864	36,057	80,012	38,952	18,718	89,830	54,295	92,004	162,664	11,332	15,660	Dec
2019年1月	525,833	32,556	76,118	39,899	17,971	76,204	47,859	78,139	147,564	9,523	15,688	Jan 2019	
2	501,034	33,814	68,915	36,708	16,901	71,357	45,713	72,514	146,441	8,671	15,748	Feb	
3	557,091	36,678	81,813	37,347	18,382	84,720	51,186	80,042	157,447	9,476	15,878	Mar	
4	547,770	36,695	74,132	34,890	18,016	83,934	50,650	80,987	158,790	9,676	15,958	Apr	
5	561,661	34,413	75,789	34,995	18,802	85,266	52,490	86,856	162,798	10,252	16,035	May	
6	565,384	35,359	73,990	34,857	19,212	85,842	53,420	88,309	164,371	10,024	16,059	Jun	
7	577,264	36,425	77,005	35,202	19,777	86,833	54,571	90,774	166,556	10,121	16,117	Jul	
8	578,713	36,208	76,219	35,221	19,987	86,184	54,371	90,120	170,122	10,281	16,167	Aug	
前年(度・同期・同月)比増減率(%)	2016年	6.8	3.0	4.9	3.2	3.4	5.1	5.0	8.3	11.4	7.2	4.7	C Y 2016
	2017	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	2017
	2018	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	2018
	2016年度	5.3	▲2.8	3.8	1.2	2.2	4.1	3.9	7.2	10.1	5.5	5.2	F Y 2016
	2017	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	2017
	2018	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.7	8.4	7.1	5.3	2018
	2018年4~6月	6.1	2.8	3.6	0.9	6.2	7.6	5.7	4.9	9.4	5.2	5.0	Q2 2018
	7~9	5.5	1.3	1.5	0.4	9.3	5.6	4.8	4.2	9.7	10.2	4.9	Q3
	10~12	4.8	4.4	2.2	▲0.4	6.9	4.8	3.5	4.8	8.0	5.0	4.8	Q4
	2019年1~3月	5.0	5.9	3.7	3.3	5.8	4.1	3.6	5.1	6.6	8.1	5.3	Q1 2019
	4~6	5.0	12.6	2.8	1.5	2.0	3.4	1.8	5.1	7.2	9.7	5.1	Q2
	2018年6月	6.3	1.3	2.4	1.4	6.0	5.6	6.9	6.5	10.2	11.1	5.0	Jun 2018
7	6.2	2.9	2.8	2.1	10.6	6.1	5.3	4.4	10.4	5.9	5.0	Jul	
8	5.4	2.8	1.0	0.1	10.3	6.9	4.9	3.0	9.5	6.2	4.9	Aug	
9	4.8	▲1.6	0.7	▲1.0	6.9	3.6	4.2	5.3	9.1	19.1	4.9	Sep	
10	6.3	5.2	3.4	1.9	7.8	7.4	5.7	6.1	8.9	3.6	4.8	Oct	
11	4.4	4.0	1.7	▲0.7	8.2	4.2	2.7	3.8	8.0	3.8	4.8	Nov	
12	3.9	4.1	1.6	▲2.0	4.8	3.1	2.2	4.6	7.3	7.1	4.8	Dec	
2019年1月	4.9	5.8	4.5	5.3	8.9	3.7	2.6	4.2	5.9	7.6	4.9	Jan 2019	
2	4.4	8.5	2.8	1.1	4.1	4.6	2.6	3.9	5.6	8.0	5.0	Feb	
3	5.7	3.6	3.8	3.4	4.4	4.0	5.4	7.2	8.1	8.9	5.3	Mar	
4	3.3	14.5	0.7	0.1	1.2	0.6	▲0.1	2.2	6.2	8.3	5.3	Apr	
5	6.1	11.8	4.5	2.4	2.6	4.8	2.8	7.2	7.9	12.6	5.3	May	
6	5.5	11.3	3.1	2.0	2.2	5.0	2.7	5.8	7.4	8.3	5.1	Jun	
7	1.8	13.3	1.3	▲2.8	▲4.0	▲2.0	▲1.0	4.1	3.2	5.1	5.1	Jul	
8	6.5	14.3	3.8	3.5	2.3	4.7	4.9	8.1	7.7	8.8	5.2	Aug	

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
2016年	240,175	654	47,970	141	65,693	173	106,785	254	34,686	107	43,526	115	C Y 2016
2017	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2016年度	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	F Y 2016
2017	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	2017
2018	265,867	693	55,440	162	73,530	191	120,427	304	40,768	127	51,753	155	2018
2018年 4～6月	64,858	676	13,602	155	18,056	184	29,767	277	9,947	117	12,752	132	Q2 2018
7～9	67,711	683	14,275	160	18,970	185	30,855	279	10,593	122	13,443	134	Q3
10～12	65,937	692	13,981	162	18,469	190	29,751	287	10,214	124	12,660	137	Q4
2019年 1～3月	67,361	693	13,582	162	18,035	191	30,054	304	10,014	127	12,898	155	Q1 2019
4～6	68,395	696	14,504	164	19,510	190	31,629	310	10,798	130	13,707	156	Q2
2018年 6月	22,328	676	4,601	155	6,134	184	10,162	277	3,401	117	4,396	132	Jun 2018
7	22,331	679	4,804	159	6,496	185	10,562	277	3,582	120	4,563	134	Jul
8	23,162	679	4,883	160	6,489	186	10,437	279	3,639	120	4,597	134	Aug
9	22,218	683	4,588	160	5,985	185	9,856	279	3,372	122	4,283	134	Sep
10	21,624	684	4,606	161	6,095	189	9,737	283	3,336	123	4,168	136	Oct
11	21,699	686	4,450	162	5,938	189	9,766	285	3,356	123	4,213	138	Nov
12	22,614	692	4,925	162	6,436	190	10,248	287	3,522	124	4,279	137	Dec
2019年 1月	24,056	692	4,753	162	6,183	190	10,403	287	3,502	124	4,451	137	Jan 2019
2	22,482	693	4,366	162	5,712	191	9,577	289	3,200	124	4,148	138	Feb
3	20,823	693	4,463	162	6,140	191	10,074	304	3,312	127	4,299	155	Mar
4	22,440	695	4,760	164	6,285	189	10,416	308	3,495	128	4,572	155	Apr
5	22,379	697	4,870	165	6,521	189	10,431	308	3,610	130	4,507	156	May
6	23,576	696	4,874	164	6,704	190	10,782	310	3,693	130	4,628	156	Jun
7	23,262	694	5,029	167	6,546	191	11,030	316	3,737	131	4,864	157	Jul
8	24,259	697	5,248	167	6,878	191	11,503	317	3,968	132	5,224	159	Aug
2016年	7.4	6.2	10.2	11.0	3.7	1.8	3.4	5.8	11.5	9.2	7.0	10.6	C Y 2016
2017	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2016年度	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	F Y 2016
2017	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017
2018	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1	2018
2018年 4～6月	5.2	2.9	6.5	7.6	5.3	5.7	5.8	5.3	6.7	5.4	8.7	10.9	Q2 2018
7～9	3.3	2.7	7.4	8.8	5.1	4.5	4.9	5.3	6.0	7.0	7.0	10.7	Q3
10～12	3.3	2.5	6.2	8.0	4.9	6.1	3.6	7.1	6.4	7.8	5.8	8.7	Q4
2019年 1～3月	5.4	2.7	6.9	6.6	6.9	6.7	5.6	10.9	5.7	9.5	7.6	21.1	Q1 2019
4～6	5.5	3.0	6.6	5.8	8.1	3.3	6.3	11.9	8.6	11.1	7.5	18.2	Q2
2018年 6月	5.2	2.9	6.6	7.6	6.0	5.7	5.9	5.3	7.2	5.4	8.6	10.9	Jun 2018
7	0.7	2.7	4.7	9.7	4.7	5.1	4.6	4.5	7.0	8.1	9.4	11.7	Jul
8	4.0	2.4	8.2	9.6	5.5	5.1	6.0	5.7	5.4	8.1	5.8	10.7	Aug
9	5.3	2.7	9.5	8.8	5.1	4.5	4.0	5.3	5.4	7.0	5.9	10.7	Sep
10	2.7	2.7	6.3	8.8	5.7	6.2	4.0	6.8	5.4	7.9	6.2	11.5	Oct
11	3.5	2.1	7.0	8.7	4.6	5.6	3.8	6.7	7.5	7.0	5.8	9.5	Nov
12	3.8	2.5	5.4	8.0	4.4	6.1	3.0	7.1	6.4	7.8	5.5	8.7	Dec
2019年 1月	6.2	2.4	6.5	8.0	4.4	6.1	4.1	6.7	4.4	7.8	5.6	7.9	Jan 2019
2	5.1	2.7	7.7	8.0	6.7	6.7	5.2	6.6	5.7	6.9	6.2	8.7	Feb
3	4.9	2.7	6.6	6.6	9.7	6.7	7.6	10.9	7.0	9.5	11.2	21.1	Mar
4	4.5	3.1	5.0	6.5	4.6	5.0	4.5	12.4	5.9	9.4	8.0	19.2	Apr
5	6.3	3.1	9.0	7.1	10.2	4.4	8.3	12.4	11.2	11.1	9.4	18.2	May
6	5.6	3.0	5.9	5.8	9.3	3.3	6.1	11.9	8.6	11.1	5.3	18.2	Jun
7	4.2	2.2	4.7	5.0	0.8	3.2	4.4	14.1	4.3	9.2	6.6	17.2	Jul
8	4.7	2.7	7.5	4.4	6.0	2.7	10.2	13.6	9.0	10.0	13.6	18.7	Aug

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments
2016年	78,886	171	153,921	332	109,717	214	108,220	275	352,599	959	284,809	710	614,519	1,536
2017	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684
2018	87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715
2016年度	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,138	971	286,510	728	616,688	1,646
2017	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672
2018	88,730	199	167,749	380	124,276	266	117,077	293	387,229	1,046	315,272	796	683,010	1,783
2018年4～6月	21,860	190	41,173	359	30,618	250	28,820	285	96,036	1,019	77,730	777	170,852	1,677
7～9	22,998	191	43,179	366	32,018	257	29,468	286	96,837	1,023	78,953	779	168,945	1,684
10～12	21,781	193	41,765	379	30,764	263	29,601	289	99,016	1,032	80,836	795	173,666	1,715
2019年1～3月	22,091	199	41,632	380	30,876	266	29,188	293	95,340	1,046	77,753	796	169,547	1,783
4～6	22,930	203	42,692	379	31,693	272	30,138	296	99,990	1,060	82,031	805	180,215	1,793
2018年6月	7,527	190	14,143	359	10,444	250	9,775	285	32,119	1,019	26,229	777	56,534	1,677
7	7,751	190	14,879	361	10,848	250	10,102	285	34,286	1,021	27,647	780	60,205	1,678
8	7,925	191	14,688	363	11,011	252	9,980	286	31,949	1,021	26,229	775	55,505	1,680
9	7,322	191	13,612	366	10,159	257	9,386	286	30,602	1,023	25,077	779	53,235	1,684
10	7,124	191	13,606	370	9,963	259	9,489	288	32,046	1,025	25,583	779	56,795	1,693
11	7,220	192	13,514	372	10,065	260	9,594	288	31,357	1,027	26,660	783	55,103	1,708
12	7,437	193	14,645	379	10,736	263	10,518	289	35,613	1,032	28,593	795	61,768	1,715
2019年1月	7,678	193	14,258	378	10,548	263	9,846	290	31,631	1,034	25,874	795	55,218	1,726
2	7,168	194	13,328	378	10,007	265	9,483	292	29,526	1,042	24,453	796	52,704	1,731
3	7,245	199	14,046	380	10,321	266	9,859	293	34,183	1,046	27,426	796	61,625	1,783
4	7,552	199	14,066	380	10,562	268	9,876	294	32,230	1,049	26,280	803	59,584	1,791
5	7,550	203	14,153	383	10,421	272	9,984	294	33,972	1,055	27,913	808	60,563	1,799
6	7,828	203	14,473	379	10,710	272	10,278	296	33,788	1,060	27,838	805	60,068	1,793
7	7,985	204	14,939	386	11,016	274	10,382	294	34,801	1,059	28,130	809	61,696	1,795
8	8,571	204	15,603	388	11,735	275	10,538	294	34,127	1,059	28,539	811	62,810	1,809
2016年	4.9	10.3	5.2	2.5	7.2	7.0	6.1	0.7	4.3	2.6	6.8	1.7	4.3	3.6
2017	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4
2018	4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8
2016年度	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.8	1.6	4.5
2017	5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5
2018	4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6
2018年4～6月	5.3	8.6	4.6	8.5	5.9	12.1	5.2	5.6	3.8	3.6	4.4	6.0	7.5	2.8
7～9	4.2	6.1	5.0	9.6	4.5	13.2	4.5	4.4	4.3	4.5	4.4	4.6	6.4	2.2
10～12	4.1	4.9	4.4	8.9	5.0	13.4	5.7	3.6	4.0	3.8	3.5	4.6	6.2	3.8
2019年1～3月	5.6	5.9	5.6	7.3	5.5	13.2	5.4	3.2	5.0	4.9	4.7	3.9	3.9	6.6
4～6	4.9	6.8	3.7	5.6	3.5	8.8	4.6	3.9	4.1	4.0	5.5	3.6	5.5	6.9
2018年6月	4.6	8.6	4.8	8.5	4.5	12.1	4.6	5.6	4.0	3.6	4.4	6.0	7.2	2.8
7	4.7	6.7	5.6	8.4	5.3	12.1	5.4	5.6	5.8	4.3	4.7	5.7	7.7	2.3
8	4.5	6.7	4.1	9.0	4.2	11.5	4.0	5.1	4.0	4.4	5.2	4.4	6.2	2.3
9	3.3	6.1	5.2	9.6	4.1	13.2	3.9	4.4	3.0	4.5	3.4	4.6	5.3	2.2
10	4.5	5.5	5.7	10.1	6.7	14.1	6.8	3.6	5.5	3.9	5.3	4.4	9.2	2.9
11	4.5	4.9	4.2	8.8	4.7	12.6	5.1	3.2	2.7	3.6	2.9	4.7	5.0	3.5
12	3.4	4.9	3.5	8.9	3.8	13.4	5.4	3.6	3.9	3.8	2.5	4.6	4.8	3.8
2019年1月	4.3	4.9	4.5	8.0	5.3	15.4	5.0	2.8	5.7	3.7	4.9	4.1	4.3	4.1
2	5.5	4.9	5.3	8.0	5.3	12.3	6.3	3.9	1.8	4.3	3.4	3.6	3.2	4.3
3	7.2	5.9	6.9	7.3	5.8	13.2	4.8	3.2	7.2	4.9	5.7	3.9	4.2	6.6
4	4.0	5.9	4.1	6.7	4.1	12.1	3.3	3.2	1.6	4.3	2.7	4.4	3.2	7.2
5	6.7	7.4	4.7	7.3	3.9	11.0	5.2	2.4	5.6	4.0	7.7	4.5	7.0	7.6
6	4.0	6.8	2.3	5.6	2.5	8.8	5.1	3.9	5.2	4.0	6.1	3.6	6.3	6.9
7	3.0	7.4	0.4	6.9	1.5	9.6	2.8	3.2	1.5	3.7	1.7	3.7	2.5	7.0
8	8.2	6.8	6.2	6.9	6.6	9.1	5.6	2.8	6.8	3.7	8.8	4.6	13.2	7.7

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
422,984	946	97,602	279	65,866	155	74,422	154	54,302	110	45,486	128	68,663	208	C Y	2016
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222		2017
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231		2018
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211	F Y	2016
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223		2017
462,745	1,074	109,398	315	74,535	157	82,772	170	68,468	134	51,028	140	80,945	233		2018
114,487	1,041	26,824	306	18,365	156	20,239	163	16,469	126	12,654	138	19,595	227	Q2	2018
115,549	1,049	28,050	309	19,033	158	20,970	166	17,328	130	12,999	138	20,565	232	Q3	
118,740	1,063	27,702	312	18,947	159	21,099	169	17,636	133	13,025	140	20,434	231	Q4	
113,969	1,074	26,822	315	18,190	157	20,464	170	17,035	134	12,350	140	20,351	233	Q1	2019
121,294	1,088	27,896	320	19,287	162	21,544	171	17,469	136	12,900	142	20,786	234	Q2	
38,216	1,041	9,134	306	6,256	156	6,906	163	5,652	126	4,230	138	6,597	227	Jun	2018
40,806	1,044	9,615	306	6,287	158	6,936	164	5,836	127	4,543	138	7,048	228	Jul	
38,380	1,045	9,504	307	6,575	157	7,220	164	5,890	129	4,415	138	7,021	228	Aug	
36,363	1,049	8,931	309	6,171	158	6,814	166	5,602	130	4,041	138	6,496	232	Sep	
38,664	1,052	8,810	308	6,022	159	6,687	166	5,620	131	4,294	139	6,515	230	Oct	
37,906	1,058	8,842	309	6,136	159	6,857	168	5,730	132	4,149	139	6,552	231	Nov	
42,170	1,063	10,050	312	6,789	159	7,555	169	6,286	133	4,582	140	7,367	231	Dec	
37,853	1,065	9,225	313	6,215	159	6,875	169	5,621	133	4,243	140	6,852	231	Jan	2019
35,676	1,070	8,478	315	5,907	158	6,722	170	5,608	132	4,023	140	6,377	231	Feb	
40,440	1,074	9,119	315	6,068	157	6,867	170	5,806	134	4,084	140	7,122	233	Mar	
39,043	1,079	9,156	318	6,371	160	6,971	170	5,728	134	4,293	141	6,888	234	Apr	
41,582	1,086	9,327	318	6,418	161	7,135	170	6,010	135	4,309	142	6,985	235	May	
40,669	1,088	9,413	320	6,498	162	7,438	171	5,731	136	4,298	142	6,913	234	Jun	
41,943	1,095	9,674	319	6,518	163	7,310	171	5,559	136	4,485	142	7,259	235	Jul	
41,672	1,103	9,936	319	6,683	164	7,540	171	5,802	136	4,573	142	7,531	235	Aug	
4.2	3.7	7.6	3.7	8.9	1.3	11.3	4.1	18.0	10.0	6.8	▲1.5	8.3	3.5	C Y	2016
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7		2017
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1		2018
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7	F Y	2016
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7		2017
3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5		2018
2.7	2.7	5.4	7.0	8.3	▲1.3	5.1	1.9	11.7	11.5	5.8	7.8	6.8	7.1	Q2	2018
3.3	3.1	4.4	7.3	4.5	0.6	3.2	3.8	10.9	12.1	6.0	3.8	6.5	7.9	Q3	
2.3	4.1	3.7	6.1	4.6	1.9	7.2	3.7	15.5	14.7	5.4	2.9	4.1	4.1	Q4	
4.1	4.5	6.9	3.6	4.8	0.0	7.0	4.3	14.0	10.7	3.8	2.9	6.1	4.5	Q1	2019
5.9	4.5	4.0	4.6	5.0	3.8	6.4	4.9	6.1	7.9	1.9	2.9	6.1	3.1	Q2	
2.1	2.7	5.8	7.0	8.0	▲1.3	3.2	1.9	13.8	11.5	6.1	7.8	7.4	7.1	Jun	2018
4.1	3.2	5.0	7.0	3.4	0.0	1.4	3.1	10.8	12.4	6.5	5.3	7.6	7.0	Jul	
4.5	3.2	2.5	7.3	4.5	▲1.3	3.4	3.1	10.2	12.2	7.4	5.3	5.4	6.0	Aug	
1.1	3.1	5.7	7.3	5.8	0.6	5.0	3.8	11.7	12.1	4.1	3.8	6.6	7.9	Sep	
4.9	3.4	3.3	6.9	3.6	▲0.6	4.8	1.8	15.3	13.9	8.2	3.7	4.2	4.5	Oct	
1.7	4.1	4.1	6.6	4.7	0.6	8.5	2.4	16.9	14.8	5.3	2.2	4.2	5.0	Nov	
0.5	4.1	3.7	6.1	5.4	1.9	8.3	3.7	14.4	14.7	3.0	2.9	4.0	4.1	Dec	
4.7	4.3	9.7	6.5	6.9	1.9	7.8	3.0	13.7	11.8	6.9	2.9	6.3	3.6	Jan	2019
3.0	4.6	3.7	5.7	2.6	3.9	6.1	3.7	14.6	7.3	5.3	2.9	4.9	3.1	Feb	
4.6	4.5	7.3	3.6	5.0	0.0	7.2	4.3	13.6	10.7	▲0.6	2.9	6.9	4.5	Mar	
3.0	4.4	3.6	3.9	4.8	1.9	3.5	3.7	6.6	8.1	2.1	2.9	5.9	4.0	Apr	
8.4	4.2	5.4	3.9	6.5	3.2	8.1	4.9	10.4	8.0	2.1	3.6	7.5	3.5	May	
6.4	4.5	3.1	4.6	3.9	3.8	7.7	4.9	1.4	7.9	1.6	2.9	4.8	3.1	Jun	
2.8	4.9	0.6	4.2	3.7	3.2	5.4	4.3	▲4.7	7.1	▲1.3	2.9	3.0	3.1	Jul	
8.6	5.6	4.5	3.9	1.6	4.5	4.4	4.3	▲1.5	5.4	3.6	2.9	7.3	3.1	Aug	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2016年	127,723	360	227,791	448	353,923	848	66,549	203	59,781	177	89,840	264	374,188	859
2017	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2016年度	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883
2017	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2018	155,687	412	257,263	490	394,584	978	80,021	239	70,622	195	109,701	300	414,748	903
2018年4～6月	38,019	394	63,023	472	97,738	931	19,731	230	17,136	189	27,365	283	108,662	901
7～9	39,421	403	64,621	480	98,625	942	19,996	232	17,523	191	27,176	286	104,464	920
10～12	40,033	408	66,068	486	101,253	968	20,480	235	18,316	195	28,336	293	103,315	896
2019年1～3月	38,214	412	63,551	490	96,968	978	19,814	239	17,647	195	26,824	300	98,307	903
4～6	40,815	422	66,054	496	103,753	994	20,954	240	18,801	201	29,319	303	108,084	920
2018年6月	12,875	394	20,937	472	32,806	931	6,680	230	5,820	189	9,168	283	35,872	901
7	13,559	394	22,708	477	34,664	933	7,015	231	6,150	189	9,680	285	37,052	906
8	13,086	398	21,432	479	32,406	936	6,684	232	5,814	189	9,068	284	34,982	909
9	12,776	403	20,481	480	31,555	942	6,297	232	5,559	191	8,428	286	32,430	920
10	12,942	405	21,420	481	32,626	954	6,593	233	5,874	193	9,192	289	33,771	885
11	12,759	406	20,636	483	32,061	964	6,419	235	5,772	196	8,973	292	32,710	893
12	14,332	408	24,012	486	36,566	968	7,468	235	6,670	195	10,171	293	36,834	896
2019年1月	12,355	408	21,110	487	31,761	970	6,483	235	5,843	196	8,683	293	31,003	895
2	12,304	411	19,938	489	30,750	973	6,285	239	5,574	196	8,453	293	31,155	903
3	13,555	412	22,503	490	34,457	978	7,046	239	6,230	195	9,688	300	36,149	903
4	13,093	415	22,114	491	33,693	985	6,848	237	6,120	198	9,664	301	35,987	913
5	13,770	418	22,048	492	34,467	989	6,944	237	6,253	200	9,780	303	35,899	920
6	13,952	422	21,892	496	35,593	994	7,162	240	6,428	201	9,875	303	36,198	920
7	14,001	422	22,614	496	36,526	1,005	7,318	242	6,477	201	10,032	304	36,119	928
8	14,304	422	22,793	494	35,133	1,008	7,141	243	6,355	201	9,841	307	34,651	928
販売額(百万円)														
・														
店舗数(店)														
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
2016年	19.1	24.6	4.9	▲0.2	8.5	8.0	10.3	3.0	8.0	9.3	8.3	5.2	8.7	4.0
2017	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2016年度	16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1
2017	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2018	9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9
2018年4～6月	9.3	6.5	5.1	3.5	5.4	5.8	7.8	7.5	6.8	6.8	11.5	5.6	11.3	3.8
7～9	9.1	6.1	5.9	5.3	4.7	5.1	6.4	4.0	8.4	6.1	9.7	5.1	5.3	4.5
10～12	8.8	5.2	5.5	4.5	4.8	6.3	5.6	4.4	8.7	7.1	8.8	6.2	1.6	1.0
2019年1～3月	8.8	7.0	6.8	5.4	5.5	6.7	5.8	4.4	9.3	8.3	8.6	7.5	▲1.7	0.9
4～6	7.4	7.1	4.8	5.1	6.2	6.8	6.2	4.3	9.7	6.3	7.1	7.1	▲0.5	2.1
2018年6月	10.6	6.5	4.9	3.5	5.4	5.8	9.2	7.5	9.1	6.8	12.2	5.6	10.4	3.8
7	9.1	5.1	6.9	4.6	5.9	5.7	8.4	7.9	10.2	6.8	12.2	5.9	7.5	4.4
8	8.3	5.9	4.3	5.0	3.7	5.2	6.6	7.9	7.6	5.6	9.8	5.2	7.4	4.1
9	9.9	6.1	6.4	5.3	4.4	5.1	4.0	4.0	7.4	6.1	6.8	5.1	0.7	4.5
10	10.0	5.5	7.4	4.1	5.3	5.8	7.1	5.0	8.8	6.6	10.7	5.5	4.2	0.8
11	9.4	5.5	4.9	3.9	5.6	6.4	4.0	4.9	9.4	8.9	7.9	6.2	0.9	0.8
12	7.2	5.2	4.4	4.5	3.7	6.3	5.6	4.4	8.1	7.1	7.9	6.2	▲0.1	1.0
2019年1月	8.2	6.3	6.3	5.0	5.6	6.7	4.4	4.4	10.3	8.3	9.2	6.9	▲4.3	0.8
2	8.9	6.5	5.6	4.9	5.2	6.1	6.0	6.7	7.3	7.7	8.0	6.9	▲0.6	1.8
3	9.1	7.0	8.5	5.4	5.6	6.7	6.9	4.4	10.2	8.3	8.7	7.5	▲0.4	0.9
4	4.7	7.2	4.8	4.5	3.6	6.8	4.9	3.5	8.8	7.6	5.8	6.4	▲2.3	2.2
5	9.0	7.5	5.0	4.5	6.4	6.9	6.5	3.5	9.8	7.0	7.9	7.1	▲0.2	2.4
6	8.4	7.1	4.6	5.1	8.5	6.8	7.2	4.3	10.4	6.3	7.7	7.1	0.9	2.1
7	3.3	7.1	▲0.4	4.0	5.4	7.7	4.3	4.8	5.3	6.3	3.6	6.7	▲2.5	2.4
8	9.3	6.0	6.4	3.1	8.4	7.7	6.8	4.7	9.3	6.3	8.5	8.1	▲0.9	2.1

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
215,328	566	35,198	101	18,412	73	20,833	60	28,197	63	70,540	164	104,086	274	C Y 2016
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	2017
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304	2018
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276	F Y 2016
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	2017
231,215	606	47,869	128	26,625	84	24,352	66	32,897	73	83,286	189	122,904	303	2018
57,366	584	11,715	122	6,503	81	5,986	67	7,898	70	20,374	182	29,375	295	Q2 2018
58,622	590	11,948	124	6,728	81	6,305	67	8,488	70	21,013	183	31,367	298	Q3
59,308	595	12,427	127	6,813	83	6,180	66	8,391	72	21,490	188	31,865	304	Q4
55,919	606	11,779	128	6,581	84	5,881	66	8,120	73	20,409	189	30,297	303	Q1 2019
59,650	613	12,747	127	7,002	84	6,320	69	8,464	74	21,283	193	31,118	304	Q2
19,257	584	3,962	122	2,242	81	2,044	67	2,683	70	6,758	182	9,952	295	Jun 2018
20,796	586	4,233	123	2,338	81	2,243	67	3,058	70	7,647	181	11,432	296	Jul
19,317	586	3,958	123	2,268	81	2,085	67	2,799	70	6,983	183	10,174	297	Aug
18,509	590	3,757	124	2,122	81	1,977	67	2,631	70	6,383	183	9,761	298	Sep
19,182	588	4,007	128	2,189	82	2,120	67	2,880	71	7,108	184	10,631	299	Oct
18,475	591	3,886	128	2,111	82	1,816	66	2,456	72	6,606	186	9,566	302	Nov
21,651	595	4,534	127	2,513	83	2,244	66	3,055	72	7,776	188	11,668	304	Dec
18,370	596	3,840	127	2,164	83	1,921	66	2,584	72	6,827	189	9,667	302	Jan 2019
17,550	601	3,668	127	2,081	84	1,820	66	2,514	72	6,010	189	9,302	303	Feb
19,999	606	4,271	128	2,336	84	2,140	66	3,022	73	7,572	189	11,328	303	Mar
19,428	608	4,183	127	2,248	84	2,043	68	2,685	73	6,415	192	9,896	306	Apr
19,875	609	4,238	128	2,326	84	2,124	68	2,912	74	7,381	192	10,584	306	May
20,347	613	4,326	127	2,428	84	2,153	69	2,867	74	7,487	193	10,638	304	Jun
20,653	613	4,385	126	2,378	84	2,312	69	3,320	79	7,613	194	11,665	307	Jul
20,206	613	4,275	127	2,466	86	2,171	69	2,982	79	7,462	195	10,707	308	Aug
3.6	2.4	8.1	0.0	13.0	2.8	15.2	9.1	8.4	6.8	7.4	8.6	8.7	8.7	C Y 2016
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	2017
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9	2018
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8	F Y 2016
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	2017
3.7	4.5	14.8	7.6	9.1	6.3	6.6	4.8	8.9	4.3	7.9	7.4	6.8	4.1	2018
4.4	3.0	13.8	14.0	5.4	6.6	5.4	6.3	5.1	7.7	5.9	7.1	7.0	6.9	Q2 2018
4.2	3.1	16.2	14.8	10.5	8.0	7.1	4.7	9.8	7.7	10.8	7.6	7.5	6.0	Q3
3.2	2.6	16.9	16.5	10.8	6.4	5.9	4.8	10.2	7.5	6.9	6.8	5.6	5.9	Q4
2.9	4.5	12.4	7.6	10.0	6.3	7.9	4.8	10.3	4.3	8.1	7.4	7.1	4.1	Q1 2019
4.0	5.0	8.8	4.1	7.7	3.7	5.6	3.0	7.2	5.7	4.5	6.0	5.9	3.1	Q2
4.9	3.0	18.8	14.0	14.4	6.6	8.9	6.3	7.3	7.7	6.2	7.1	9.3	6.9	Jun 2018
4.8	3.2	17.1	15.0	9.3	6.6	7.2	6.3	10.0	7.7	12.2	6.5	8.4	6.9	Jul
3.6	3.2	16.4	15.0	10.3	6.6	5.6	6.3	8.4	7.7	9.3	7.6	6.4	6.1	Aug
4.3	3.1	15.0	14.8	12.0	8.0	8.7	4.7	11.1	7.7	10.8	7.6	7.6	6.0	Sep
5.1	2.6	20.9	19.6	14.4	9.3	8.2	6.3	11.7	9.2	7.9	6.4	7.0	5.7	Oct
2.0	3.0	15.2	17.4	8.9	7.9	4.4	4.8	10.9	9.1	6.3	5.7	6.1	5.6	Nov
2.5	2.6	14.9	16.5	9.3	6.4	5.1	4.8	8.3	7.5	6.5	6.8	4.1	5.9	Dec
1.5	2.8	14.6	16.5	8.6	6.4	10.0	4.8	10.9	5.9	8.1	7.4	7.0	4.5	Jan 2019
2.1	4.2	11.5	14.4	8.2	7.7	6.1	4.8	9.3	2.9	1.5	7.4	4.8	3.8	Feb
5.1	4.5	11.4	7.6	12.9	6.3	7.6	4.8	10.7	4.3	13.9	7.4	9.2	4.1	Mar
1.7	3.6	8.2	6.7	6.3	6.3	6.8	6.3	6.9	4.3	▲6.3	7.3	2.8	4.8	Apr
4.6	4.5	9.0	5.8	8.3	5.0	4.7	4.6	7.7	4.2	9.0	4.9	8.1	4.1	May
5.7	5.0	9.2	4.1	8.3	3.7	5.3	3.0	6.9	5.7	10.8	6.0	6.9	3.1	Jun
▲0.7	4.6	3.6	2.4	1.7	3.7	3.1	3.0	8.6	12.9	▲0.4	7.2	2.0	3.7	Jul
4.6	4.6	8.0	3.3	8.7	6.2	4.1	3.0	6.5	12.9	6.9	6.6	5.2	3.7	Aug

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2016年	69,019	179	31,259	71	39,593	101	74,859	204	26,354	74	238,628	647	38,908	84
2017	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
2018	73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92
2016年度	69,802	181	31,646	70	39,814	104	75,161	205	26,961	78	242,799	649	39,348	84
2017	72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87
2018	74,168	185	34,375	79	46,334	121	86,327	225	30,626	85	275,528	699	43,830	92
2018年4～6月	18,307	188	8,473	75	11,473	120	21,196	221	7,528	82	67,812	659	10,926	88
7～9	18,959	189	8,671	75	11,706	122	21,947	222	7,743	84	69,649	673	11,269	91
10～12	18,929	183	8,772	77	11,829	125	22,070	225	7,816	85	69,897	683	11,027	92
2019年1～3月	17,973	185	8,459	79	11,326	121	21,114	225	7,539	85	68,170	699	10,608	92
4～6	19,096	189	9,076	79	12,228	122	22,611	225	7,932	87	72,372	708	11,168	92
2018年6月	6,187	188	2,835	75	3,827	120	7,099	221	2,533	82	22,476	659	3,661	88
7	6,752	189	3,052	74	4,103	120	7,684	221	2,650	82	23,867	663	3,909	90
8	6,366	189	2,941	75	3,935	122	7,582	222	2,667	83	23,262	666	3,832	91
9	5,841	189	2,678	75	3,668	122	6,681	222	2,426	84	22,520	673	3,528	91
10	6,151	182	2,847	75	3,874	124	7,243	222	2,574	85	23,116	677	3,621	91
11	5,800	183	2,717	76	3,670	125	6,904	224	2,453	85	21,822	683	3,426	91
12	6,978	183	3,208	77	4,285	125	7,923	225	2,789	85	24,959	683	3,980	92
2019年1月	5,815	184	2,807	78	3,731	124	6,911	225	2,558	85	22,130	688	3,586	93
2	5,714	184	2,657	78	3,541	123	6,703	225	2,411	85	21,443	696	3,358	93
3	6,444	185	2,995	79	4,054	121	7,500	225	2,570	85	24,597	699	3,664	92
4	6,138	186	2,969	80	3,869	122	7,451	226	2,608	86	24,356	700	3,649	92
5	6,486	189	3,051	80	4,110	122	7,626	225	2,670	86	24,110	704	3,786	92
6	6,472	189	3,056	79	4,249	122	7,534	225	2,654	87	23,906	708	3,733	92
7	6,750	188	3,106	80	4,188	119	7,562	225	2,708	87	24,527	709	3,796	91
8	6,641	188	3,149	80	4,167	123	7,907	226	2,804	87	23,774	707	3,822	92
前年(度・同期・同月)比増減率(%)														
2016年	9.6	6.5	3.8	7.6	5.7	▲2.9	5.3	3.0	11.1	10.4	5.8	5.4	5.8	12.0
2017	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
2018	2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7
2016年度	8.1	5.8	5.4	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	6.0	5.4	5.7	2.4
2017	3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6
2018	2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	4.2	5.2	3.7	7.2	7.7	4.9	5.7
2018年4～6月	2.8	4.4	3.5	7.1	8.0	11.1	5.8	6.3	5.7	6.5	7.1	5.8	5.3	2.3
7～9	2.8	3.8	4.3	2.7	9.1	13.0	7.6	6.2	4.2	7.7	7.7	7.0	5.6	4.6
10～12	2.5	0.0	4.9	5.5	7.6	10.6	6.1	5.1	5.1	4.9	6.4	6.7	4.6	5.7
2019年1～3月	3.7	2.2	6.3	5.3	6.1	1.7	6.7	4.2	5.7	3.7	7.5	7.7	3.9	5.7
4～6	4.3	0.5	7.1	5.3	6.6	1.7	6.7	1.8	5.4	6.1	6.7	7.4	2.2	4.5
2018年6月	4.2	4.4	5.0	7.1	8.9	11.1	6.8	6.3	6.2	6.5	6.9	5.8	6.0	2.3
7	4.4	5.0	5.1	4.2	7.5	12.1	8.0	6.3	4.2	6.5	7.5	6.1	6.1	4.7
8	1.7	4.4	4.3	5.6	9.5	13.0	7.9	6.7	3.9	6.4	7.9	5.7	5.2	4.6
9	2.3	3.8	3.3	2.7	10.4	13.0	6.7	6.2	4.4	7.7	7.8	7.0	5.4	4.6
10	3.9	0.0	5.6	4.2	11.3	13.8	8.8	5.2	7.4	9.0	7.5	7.3	5.4	4.6
11	2.2	0.0	2.7	4.1	5.8	11.6	5.1	4.7	3.9	6.3	5.5	7.4	4.5	4.6
12	1.5	0.0	6.1	5.5	6.0	10.6	4.6	5.1	4.1	4.9	6.1	6.7	4.1	5.7
2019年1月	3.2	▲0.5	5.7	6.8	5.5	9.7	6.1	4.7	5.4	6.3	7.5	7.5	4.3	6.9
2	3.5	▲1.1	5.8	6.8	5.9	7.9	7.2	4.2	5.9	6.3	9.4	8.4	4.4	5.7
3	4.3	2.2	7.5	5.3	6.8	1.7	7.0	4.2	5.8	3.7	5.8	7.7	3.2	5.7
4	2.6	▲0.5	6.0	8.1	0.0	2.5	5.7	3.7	3.4	6.2	8.9	7.9	1.5	4.5
5	5.7	0.5	7.5	6.7	8.8	1.7	8.2	2.7	8.0	4.9	4.9	7.6	3.2	4.5
6	4.6	0.5	7.8	5.3	11.0	1.7	6.1	1.8	4.8	6.1	6.4	7.4	2.0	4.5
7	▲0.0	▲0.5	1.8	8.1	2.1	▲0.8	▲1.6	1.8	2.2	6.1	2.8	6.9	▲2.9	1.1
8	4.3	▲0.5	7.1	6.7	5.9	0.8	4.3	1.8	5.1	4.8	2.2	6.2	▲0.3	1.1

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month			
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments					
53,309	116	80,632	162	56,013	111	58,065	121	73,045	184	22,897	55	C Y	2016	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62		2017		
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71		2018		
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58	F Y	2016		
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62		2017		
57,595	120	85,785	176	61,697	121	60,679	120	80,475	194	29,921	77		2018		
14,266	118	21,590	176	15,323	121	15,136	120	20,402	195	7,381	65	Q2	2018		
14,868	120	21,913	177	15,567	121	15,454	121	20,594	195	7,535	66	Q3			
14,598	119	21,633	178	15,760	124	15,483	122	20,270	195	7,473	71	Q4			
13,863	120	20,649	176	15,047	121	14,606	120	19,209	194	7,532	77	Q1	2019		
14,755	120	22,301	177	15,949	121	15,478	120	20,178	193	7,899	79	Q2			
4,802	118	7,213	176	5,114	121	5,050	120	6,812	195	2,481	65	Jun	2018		
5,149	119	7,652	176	5,447	121	5,335	120	7,106	195	2,589	65	Jul			
5,104	119	7,401	176	5,279	121	5,254	120	6,973	195	2,485	65	Aug			
4,615	120	6,860	177	4,841	121	4,865	121	6,515	195	2,461	66	Sep			
4,784	119	7,146	178	5,124	121	5,112	121	6,753	195	2,445	66	Oct			
4,540	119	6,705	178	4,912	124	4,758	122	6,356	195	2,467	71	Nov			
5,274	119	7,782	178	5,724	124	5,613	122	7,161	195	2,561	71	Dec			
4,620	119	6,874	180	5,020	123	4,914	122	6,461	195	2,510	72	Jan	2019		
4,386	120	6,544	176	4,782	121	4,609	121	6,083	193	2,454	76	Feb			
4,857	120	7,231	176	5,245	121	5,083	120	6,665	194	2,568	77	Mar			
4,812	120	7,317	177	5,264	121	5,107	122	6,636	193	2,609	76	Apr			
4,968	120	7,555	177	5,358	121	5,225	121	6,831	193	2,644	79	May			
4,975	120	7,429	177	5,327	121	5,146	120	6,711	193	2,646	79	Jun			
5,061	120	7,614	177	5,433	121	5,336	120	6,943	193	2,662	79	Jul			
5,086	120	7,629	177	5,488	121	5,407	120	6,977	194	2,635	79	Aug			
12.2	4.5	9.8	3.8	8.7	5.7	6.2	0.0	7.3	5.7	13.4	7.8	C Y	2016		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7		2017		
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5		2018		
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4	F Y	2016		
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9		2017		
3.1	2.6	1.7	1.1	3.9	0.8	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.0	24.2		2018		
2.3	1.7	1.9	4.1	3.1	3.4	2.2	0.0	5.6	5.4	23.1	12.1	Q2	2018		
3.7	3.4	1.9	3.5	3.0	0.8	0.9	▲0.8	3.0	3.7	13.8	10.0	Q3			
3.7	1.7	1.4	3.5	4.7	4.2	1.2	0.8	1.3	3.2	10.2	14.5	Q4			
2.7	2.6	1.7	1.1	4.7	0.8	0.5	▲0.8	▲0.3	0.5	10.2	24.2	Q1	2019		
3.4	1.7	3.3	0.6	4.1	0.0	2.3	0.0	▲1.1	▲1.0	7.0	21.5	Q2			
3.7	1.7	3.4	4.1	4.5	3.4	3.6	0.0	5.8	5.4	19.9	12.1	Jun	2018		
3.1	2.6	2.9	2.9	4.6	2.5	1.6	0.8	3.8	4.8	17.8	10.2	Jul			
4.0	2.6	1.3	2.9	1.6	2.5	0.2	0.0	2.6	4.8	11.0	8.3	Aug			
4.2	3.4	1.5	3.5	2.6	0.8	1.0	▲0.8	2.5	3.7	12.7	10.0	Sep			
4.4	2.6	2.6	4.1	4.3	0.8	3.7	1.7	2.6	3.7	10.0	8.2	Oct			
4.3	2.6	1.5	3.5	5.0	3.3	0.5	2.5	1.4	3.2	9.8	14.5	Nov			
2.6	1.7	0.3	3.5	4.8	4.2	▲0.3	0.8	0.0	3.2	10.7	14.5	Dec			
2.2	0.8	1.3	4.7	4.1	3.4	0.1	0.8	0.2	2.6	11.6	16.1	Jan	2019		
2.4	1.7	1.9	2.3	5.2	1.7	0.4	0.8	▲0.7	1.6	10.8	22.6	Feb			
3.6	2.6	2.1	1.1	4.7	0.8	0.9	▲0.8	▲0.5	0.5	8.3	24.2	Mar			
2.3	1.7	2.7	1.1	3.6	0.8	1.9	0.8	▲0.9	0.0	8.2	18.8	Apr			
4.4	1.7	4.2	0.6	4.4	0.0	3.0	0.0	▲0.9	▲1.0	6.2	21.5	May			
3.6	1.7	3.0	0.6	4.2	0.0	1.9	0.0	▲1.5	▲1.0	6.7	21.5	Jun			
▲1.7	0.8	▲0.5	0.6	▲0.3	0.0	0.0	0.0	▲2.3	▲1.0	2.8	21.5	Jul			
▲0.4	0.8	3.1	0.6	4.0	0.0	2.9	0.0	0.1	▲0.5	6.0	21.5	Aug			

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month			
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスクア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others				
商品手持額	手持額 (百万円)	2018年6月	884,232	35,881	139,880	59,505	35,911	237,764	86,074	125,781	147,978	15,458	Q2 2018	Value (million yen)	
		9	873,522	35,634	137,225	57,643	37,211	240,088	85,938	120,133	143,234	16,416	Q3		
		12	952,128	40,152	148,657	62,672	39,206	253,547	91,289	138,496	161,126	16,983	Q4		
		2019年3月	941,830	42,030	147,177	62,311	38,166	256,843	90,673	132,866	155,356	16,408	Q1 2019		
		6	938,950	39,979	144,620	60,763	39,588	254,904	91,163	132,890	158,338	16,705	Q2		
	前年同期末比増減率(%)	2018年6月	5.4	0.7	4.0	8.2	▲0.5	4.0	7.3	9.5	6.9	▲0.3	Q2 2018		Percentage change from the previous year (%)
		9	6.9	1.5	5.3	6.1	9.7	6.3	9.0	10.2	7.0	5.8	Q3		
		12	6.9	3.7	6.4	3.6	9.9	6.7	8.5	8.9	7.5	2.1	Q4		
		2019年3月	10.2	20.7	10.3	5.3	8.3	8.7	13.3	12.9	8.8	6.2	Q1 2019		
		6	6.2	11.4	3.4	2.1	10.2	7.2	5.9	5.7	7.0	8.1	Q2		
商品在庫率	在庫率(%)	2018年6月	165.0	113.0	195.0	174.2	191.1	290.8	165.5	150.7	96.7	167.0	Q2 2018	Inventory ratio (%)	
		9	169.9	114.5	200.0	177.8	206.6	316.6	176.2	149.9	95.9	164.1	Q3		
		12	163.1	111.4	185.8	160.9	209.5	282.3	168.1	150.5	99.1	149.9	Q4		
		2019年3月	169.1	114.6	179.9	166.8	207.6	303.2	177.1	166.0	98.7	173.2	Q1 2019		
		6	166.1	113.1	195.5	174.3	206.1	296.9	170.7	150.5	96.3	166.7	Q2		
	前年同期末比増減率(%)	2018年6月	▲0.8	▲0.5	1.6	6.7	▲6.1	▲1.6	0.4	2.8	▲3.0	▲10.3	Q2 2018		Percentage change from the previous year (%)
		9	2.0	3.2	4.7	7.2	2.6	2.7	4.6	4.8	▲1.9	▲11.2	Q3		
		12	2.9	▲0.4	4.7	5.8	4.9	3.5	6.1	4.2	0.2	▲4.7	Q4		
		2019年3月	4.3	16.6	6.3	1.8	3.7	4.5	7.5	5.3	0.6	▲2.4	Q1 2019		
		6	0.7	0.1	0.3	0.1	7.8	2.1	3.1	▲0.1	▲0.4	▲0.2	Q2		

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table

事務連絡
令和元年10月30日

加工食品製造関連団体 御中
食品卸売・小売団体 御中

農林水産省
食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長

「全国一斉」商慣習見直し運動について

サプライチェーン全体で食品ロスを削減するため、食品製造業、食品卸売業、食品小売業の各企業等で構成された「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」において、商慣習の見直しとして、「納品期限（いわゆる 1/3 ルール）の緩和」、「賞味期限の年月表示化」及び「賞味期限の延長」を一体的に推進してまいりました。

本年10月時点で、納品期限を緩和（もしくは予定）している小売事業者は94事業者であり、全国で徐々に取組が拡大しています。

今後、更に納品期限の緩和及び賞味期限表示の大括り化を推進するため、来年10月30日までに全国一斉に商慣習を見直すことを呼びかける「全国一斉商慣習見直し運動」を実施することとしました（別紙を御参照ください）。

これは、まだ取り組んでいない食品関連事業者の皆様に、取り組むきっかけを提供し、後押しを行うものです。

皆様におかれましては、別紙の内容を御確認いただき、会員企業の皆様に御周知いただきますようお願いいたします。

※本運動は任意のものであり、サプライチェーンにおける食品ロスの削減という本運動の趣旨に賛同する事業者の方に、自発的に取り組んでいただくものです。

(連絡先)

バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

担当：三浦、佐藤、河原崎

電話：03-6744-2066

「全国一斉」商慣習見直し運動について

事業系食品ロスの削減に向け、来年10月30日までに全国一斉で商慣習を見直すことを呼びかける運動を実施。

取組内容

(1) 来年10月30日（金曜日）を「全国一斉商慣習見直しの日」とし、この日までに以下の取組を実施することを、業界団体等を通じて食品関連事業者呼びかけます。

※この呼びかけは任意のものであり、サプライチェーンにおける食品ロスの削減という本運動の趣旨に賛同する事業者の方に、自発的に取り組んでいただくものです。

(ア)食品小売業者

推奨3品目(飲料、賞味期間180日以上菓子、カップ麺。以下同じ。)

全ての納品期限の緩和

(イ)食品製造業者

推奨3品目全ての賞味期限表示の大括り化(年月表示、日まとめ表示)

※(ア)及び(イ)について、推奨3品目以外も、サプライチェーン全体で食品ロスが削減されると考えられる品目は可能な範囲で取組の推進をお願いします。

※賞味期限の延長は、引き続き、各食品製造業者の判断で取組の推進をお願いします。

※(ア)及び(イ)について、食品卸売業者も、この取組を踏まえた対応をお願いします。

(注) 日まとめ表示：異なる製造日の商品について、表示する賞味期限を統一すること。

(2) 本呼びかけに対応し、商慣習を見直す機運を高めるために以下の取組を実施します(予定)。

- 賞味期限の年月表示化に取り組む企業の調査・公表(本年度末予定)
- 納品期限の緩和に向けた意見交換会の開催
(令和2年1月頃に東京及び大阪で開催予定)
- 賞味期限の年月表示化セミナーの開催
(10月16日の近畿地方の開催を皮切りにブロック毎に開催予定)
- このほか、消費者に取組を理解していただくための啓発を積極的に行います。

(3) 来年夏頃、「全国一斉商慣習見直しの日」までに(1)の取組を実施する食品関連事業者(現在既に実施しているものを含める)を募集し、10月30日当日に公表して広くPRします。



NO-FOODLOSS PROJECT

【お問合せ先】

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課 食品産業環境対策室

担当者：三浦、佐藤、河原崎

代表：03-3502-8111(4319)

ダイヤルイン：03-6744-2066

荷主各位

東京都
東京 2020 組織委員会
農林水産省
経済産業省
国土交通省

東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会期間中の
物流に係るご協力をお願い

平素より、東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会の開催準備に向けた取組に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大会期間中は選手や大会関係者等の道路利用により、首都高速道路では 1 日あたり約 7 万台の交通量が増加し、何も対策を施さなければ、首都高速道路における渋滞の悪化や、都心に向かう一般道における渋滞の発生が見込まれております。

そのため、東京都、国及び東京オリンピック・パラリンピック 競技大会組織委員会においては、「2020 TDM 推進プロジェクト」として、大会開催時の交通量の抑制や分散、平準化を行う「交通需要マネジメント (TDM)」を推進し、円滑な大会輸送の実現と経済活動の維持との両立を目指すこととしております。

道路交通における具体的な目標は以下のとおりです。

【TDM 実施期間 (道路交通)】 2020 年 7 月 20 日(月)~8 月 10 日(月)、8 月 25 日(火)~9 月 6 日(日)

【一般交通】：都心部(重点取組地区)について、大会前の交通量の 30%減※を目指す。東京圏の広域(圏央道の内側)について、大会前の交通量の 10%減※を目指す。

【首都高速道路交通】：東京圏のオリンピック・ルート・ネットワーク、パラリンピック・ルート・ネットワークの基幹をなす首都高速道路については、交通量を最大 30%減※とすることで、休日並みの良好な交通環境を目指す。(TDM、料金施策等により実現)

※混雑時以外への時間変更や混雑箇所以外へのルート変更を含む

この目標を達成するためには、物流事業者の取組のみでは実現困難であり、発側及び着側の荷主の理解を得ることが必要であることをご理解の上、各社において交通量 3 割減等の達成に向け、下記の取組例等の実施について、大会まで 1 年を切った今から物流事業者と一体となってお検討いただきますようお願いいたします。

これらの取組をきっかけとして、大会終了後も継続してサプライチェーン全体での物流効率化に向けた取組が行われ、深刻化するトラックドライバー不足の改善や安定的な物流の確保につながるよう、都、組織委員会並びに関係省庁も連携して取り組んで参りますので、ご協力をお願いいたします。

○お願いしたい取組例

1. 交通量の抑制のための取組例

- ・複数荷主の連携による倉庫の共同使用、共同輸配送
- ・テナントビル等における集配業務の共同化
- ・分散している複数荷主の物流拠点の統合による輸送網の集約
- ・静脈物流の集約・効率化
- ・輸送頻度の削減 等

2. 交通量の分散化・平準化のための取組例

- ・十分なリードタイムでの発注による柔軟な輸配送時間帯の設定
- ・十分なリードタイムでの発注による柔軟な輸配送ルートの設定（首都高速道路や都心に向かう一般道を使用しない輸配送ルートの設定）
- ・オフィス移転等大規模な物の移動が伴う作業の大会期間外への変更
- ・セール等販売促進企画の大会期間外への変更
- ・在庫調整による輸配送日の平準化
- ・付帯作業見直しや検品作業の簡素化による納品時間の短縮、輸送の効率化
- ・複数の物流拠点を保有する場合、拠点から配送されるエリア等の弾力的な運用（渋滞が予想されるエリアへの配送について、拠点の変更や複数拠点からの配送等）
- ・納品時間の夜間への変更 等

3. その他

- ・特に渋滞が予想されるエリアにおいては、トラックの公道待機などによる渋滞悪化を防止するため、可能な限り「駐車スペースの確保」「スムーズな荷物の受け渡し」にご協力ください。

※具体的な取組検討に際しては、「2020TDM推進プロジェクト」ホームページにて情報提供しております大会輸送影響度マップやTDMハンドブック、アクションプラン作成支援ツールをご活用ください。プロジェクトにご登録いただきますと、個社のご事情に合った取組のご提案を含めた無料コンサルティングをご利用いただけます。

【「2020TDM推進プロジェクト」ホームページURL】

<https://2020tdm.tokyo/>

《連絡先》

○大会輸送に関する事、大会に向けた物流対策について

東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課TDM担当

S1050504@section.metro.tokyo.jp（※件名に2020TDMとご記載ください。）

TEL:03-5320-7996

○本ご協力をお願いについて

国土交通省総合政策局物流政策課

hqt-tokyo2020-logistics@gxb.mlit.go.jp TEL:03-5253-8801



「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流に係る
ご協力のお願い（荷主各位、物流事業者各位）」についてのご案内

今回、大会に向けた物流効率化を本格化させるため、別添のとおり、大会組織委員会や政府の関係省庁と共に、発側及び着側の荷主企業と物流事業者の皆様にお願いの文書を発出しました。

業界団体様におかれましては、会員企業の皆様への展開をお願いいたします。

企業の皆様におかれましては、お取引先への共有をお願いいたします。

大会に向けた本件について、説明のご要望がある場合には、下記連絡先まで、ご連絡ください。

<連絡先>

東京都オリンピック・パラリンピック準備局大会施設部輸送課TDM担当
S1050504@section.metro.tokyo.jp（※件名に2020TDMとご記載ください。）
TEL:03-5320-7996

令和元年 11 月 15 日

東京都 オリンピック・パラリンピック準備局 大会施設部 輸送課



国 港 経 第 4 7 号
3 1 港 経 振 第 3 8 0 号
令 和 元 年 1 0 月 2 3 日

利 用 者 様

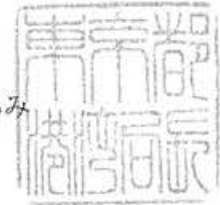
国土交通省港湾局長

高 田 昌 行



東京都港湾局長

古 谷 ひろみ



東京港コンテナターミナルにおける長期蔵置貨物の解消について

東京港ではコンテナ貨物取扱量が伸び続けている一方で、一部のコンテナターミナルのゲート前において交通混雑やトラック運転者の長時間待機が発生していることが課題となっております。

さらに、来年の東京 2020 大会において多くの競技会場が臨海部に配置され、多数の大会関係車両が走行することから、港湾関係車両との輻輳によって深刻な交通混雑が発生することが懸念されております。

こうした中、東京港のコンテナターミナル内の蔵置貨物量が、東京 2020 大会及びその前後の期間に増加することにより作業効率が低下し、コンテナターミナルのゲート前での交通混雑の発生や貨物の停滞による物流への影響を懸念しております。

そのため、東京 2020 大会開催までにヤード内の長期蔵置貨物を解消し、作業効率を確保することが重要と考えております。現在でも実入蔵置貨物の 1 割程度は 2 週間を超えて蔵置されており、ヤード内の蔵置貨物量の適正化と荷役効率の改善には、長期蔵置貨物の解消が必要不可欠な状況となっております。

つきましては、下記の取組について特段のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。本取組につきましては、全てのコンテナターミナルの利用者様に速やかにかつ確実に実施していただくことにより、初めて大きな効果に結びつくものと考えております。

東京 2020 大会の成功と首都圏の物流機能の維持との両立を図るため、国及び東京港の関係者が一丸となって混雑対策に取り組んでまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 2019 年 12 月からは、全ての貨物において、無料保管期間（フリータイム）の延長を行わず、貨物の早期搬出にご協力をお願いいたします。
- 2 デマレッジ（フリータイムを超えてコンテナヤードに留置された場合に課される超過保管料）についても、適切な運用へのご理解をお願いいたします。

お問い合わせ先

国土交通省港湾局国際コンテナ戦略港湾政策推進室 TEL : 03-5253-8628 (直通)

東京都港湾局港湾経営部振興課外貿振興担当 TEL : 03-5320-5547 (直通)

令和元年10月25日
自動車局貨物課

「ホワイト物流」推進運動の賛同企業数(令和元年9月末時点) ～ 卸売業、製造業等559社より賛同表明 ～

国土交通省では、9月末時点での「ホワイト物流」推進運動への賛同企業数を、「業態別」、「都道府県別」、「取組項目別」に集計しました。

国土交通省では、トラック運転者不足に対応し、我が国の国民生活や産業活動に必要な物流機能を安定的に確保するとともに、我が国経済のさらなる成長に寄与するため、

- ①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
 - ②女性や60代以上の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現
- に取り組む、「ホワイト物流」推進運動を、関係省庁等と連携して推進しているところです。

本年3月以降、上場企業等約6300社に対し、本運動への参加要請文の送付や、全都道府県における説明会の開催等を実施し、9月末までに、卸売業、製造業等の559の企業から、本運動への賛同表明である「自主行動宣言」を提出頂きました。

国土交通省といたしましては、本年10月以降、全国10ブロックで取引適正化に向けたセミナーも開催することとしており、引き続き、関係省庁等とも連携しながら、荷主と一体となった取引の適正化に向けて、より多くの企業の皆様にご賛同頂けるようしっかり取り組んで参ります。

※ 詳細については下記 URL よりご確認下さい。

「ホワイト物流」推進運動ポータルサイト <https://white-logistics-movement.jp/>

(参考)

- ・「ホワイト物流」推進運動の賛同企業名を公表へ
～「運び方改革」に向け、上場会社全社等に協力を要請～ (平成31年4月4日報道発表)
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000181.html
- ・「「ホワイト物流」推進運動セミナー」を開催します！
～荷主企業・トラック運送事業者に向けて全国10箇所で開催～ (令和元年9月27日報道発表)
http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000194.html

※セミナーは、本年10月以降、全国10ブロックで順次開催しています。まだ定員に空きがある会場もございますので、奮ってご参加ください。

【連絡先】

自動車局貨物課 有馬、橋本

代表 03-5253-8111 (内線 41322)

直通 03-5253-8575 FAX 03-5253-1637

令和元年 11月14日
財 務 省

令和元年台風第19号により被災されたたばこ小売販売業者の皆様へ

この度の令和元年台風第19号により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

今般、被災されたたばこ小売販売業者に係る許可等について、弾力的に取り扱うこととしました。主なものは以下のとおりです。

(取扱いの概要)

- (1) 被災等に伴う営業所の一時的な移転（仮移転）について、移転しようとする場所の周辺に既存の事業者の営業所がある場合であっても、一定の条件の下で、仮移転の許可を行うこととします。
- (2) 被災により営業を休止している営業所については、一定の間、「低調店」にあたらぬものとします。
- (3) 営業休止時に提出を要する休止届出書や、承継時に提出を要する承継届出書について、被災した場合、一定の間、提出を猶予します。

詳しくは、最寄りの財務局までお問い合わせ下さい。

各財務（支）局長
沖縄総合事務局長
日本たばこ産業株式会社 殿

財務省理財局長 可部 哲生

令和元年台風第19号に伴う製造たばこの小売販売業の許可等の取扱いについて

令和元年台風第19号に伴う製造たばこ小売販売業者からの各種申請等の取扱いについては、小売販売業者の早期の営業再開に資する等の観点から、たばこ事業法（昭和59年法律第68号。以下「法」という。）、たばこ事業法施行令（昭和60年政令第21号）、たばこ事業法施行規則（昭和60年大蔵省令第5号。以下「規則」という。）、たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項について（平成10年3月17日付大蔵省告示第74号。以下「大臣告示」という。）、製造たばこ小売販売業許可等取扱要領（平成12年12月27日付蔵理第4621号大蔵省理財局長通達。以下「要領」という。）及び製造たばこ小売販売業許可等事務処理規程（昭和60年4月1日付事務連絡。以下「規程」という。）によるほか、当分の間、下記により取り扱われたい。

なお、下記の取扱いについては、今後被災の状況等を踏まえて必要に応じて見直すこととし、取扱いの終了時期については別途指示する。

記

1. 小売販売業者の営業所の仮移転の許可申請

営業所の仮移転の許可申請は、予定営業所と既設営業所との距離が規則第20条第2号及び大臣告示に定める距離に達していない場合において、当該既設営業所が令和元年台風第19号によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所がその営業を再開するまでの間、要領及び規程中の既設営業所にはあたらないものとして取り扱うものとする。

なお、許可を行うに際しては、「営業を休止している既設営業所が、その許可を受けている場所で営業を再開した場合において、当該既設営業所と仮移転の許可を受けた営業所との距離が規則第20条第2号及び大臣告示に定める距離に達していないと確認されたときは、仮移転の許可を受けた営業所においてたばこの販売を行うことはできない。」ことを許可の条件として付与するものとする。

2. 小売販売業者の営業所の移転又は新規の小売販売業許可申請

- (1) これらの申請に係る予定営業所と既設営業所との距離の測定については、令和元年台風第 19 号によって当該既設営業所が滅失している場合であっても、その出入口の中央の位置が確認できるときは、規則第 20 条第 2 号、大臣告示及び要領の規定に基づいて処分することとする。出入口の中央の位置が確認できないときは、当該既設営業所の敷地のうち予定営業所に最も近い地点を既設営業所の出入口の中央の位置とみなして、予定営業所からの距離を測定するものとする。
- (2) 既設営業所の敷地が確認できない場合には、確認できるまでの間、処分を保留することとする。

3. 小売販売業の休止及び承継

令和元年台風第 19 号によって店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止している小売販売業者については、法第 29 条及び規則第 27 条の規定に基づく休止に係る届出を、令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第 129 号）第 4 条で定める日までの間、猶予することができるものとする。休止期間中に地位の承継が生じた場合の法第 27 条、第 28 条、規則第 25 条及び第 26 条の規定に基づく地位の承継に係る届出についても、同様とする。

4. 被災等により営業を休止している小売販売業者の取扱い

既設営業所が令和元年台風第 19 号によって、店舗が滅失又は毀損したことその他やむを得ない事情により営業を休止しているときは、当該既設営業所は、本通達に基づく取扱いを終了する日の属する月の翌月から 6 月を経過する日、又は営業を再開した日の属する月の翌月から 6 月を経過する日のいずれか早い日までの間は低調店にはあたらないものとする。

5. その他

その他製造たばこ小売販売業者からの各種申請等については、小売販売業者の早期の営業再開に資するとの本通達の趣旨を踏まえ、弾力的に取り扱うとともに、本通達の適用に際して疑義が生じた場合には本省たばこ塩事業室と協議するものとする。

事務連絡
令和元年10月24日

オリパラ関係業務担当課室 御中

内閣官房副長官補室
内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

民間関係者における2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした風しん・麻しんに関する特別対策の実施について（依頼）

平素から、各府省庁におかれましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各般の取組について御理解及び御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、職場における風しん・麻しん対策については、人事院から平成31年2月に「職場における風しんの追加的対策について（通知）」が発出されるなどにより、各府省庁において、必要な検討・対応がなされてきたところですが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、今後、さらに多くの外国人が訪日されることを踏まえ、令和元年8月1日に開催された、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において取りまとめられた「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」において、「東京大会の成功に向けて、感染症対策に万全を期すため、特に多くの訪日外国人と接する機会のある者や感染した場合に大会運営等に悪影響を及ぼす可能性のある者に対し、風しん・麻しんへの感染リスクを一層低下させることを目的として、風しん・麻しんに関する特別な対策（以下「特別対策」という。）を講じる」こととされたところです。

そこで、関係する府省庁において、訪日外国人と接する機会の多い業務に従事する民間団体・企業の職員・従業員等について、風しん・麻しんの感染リスクを一層低下させる観点から、下記の対応を実施いただくよう関係団体等を通じ、当該団体・企業に対する働きかけを行っていただくよう、お願いいたします。

記

1. 特別対策の基本的な考え方

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの外国人が訪日することが見込まれる中で、

- ① 大会運営者等であって、感染することで大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性のある者
- ② 訪日外国人と接する機会の多い業務に従事する者

に対して、現在の風しん・麻しん対策に加え、感染リスクをさらに低下するための対策（特別対策）を講ずるものである。なお、②については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの外国人が訪日することが見込まれることを踏まえ、特別対策を行うとの観点から、競技会場が集中する東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に所在する事業所（上記一都三県以外であって、選手村（分村）や競技会場周辺に所在する事業所も対象に含む。）の従業員を主な対象とする。

2. 特別対策の対象となる職員・従業員等

(1) 対象年齢層

特別対策の対象となる職員・従業員等（以下「職員等」という。）は、令和2年4月2日の時点で満30歳以上となる者とする。

(2) 予防接種歴等

風しん及び麻しんのいずれか又は両方について、り患歴が確認できない者であって、予防接種歴が一度も確認できない者とする。この場合における「確認できない者」とは、母子手帳等でり患歴や予防接種歴（以下「り患歴等」という。）が確認できない場合であって、本人又は家族等がり患歴等を明確に記憶していない場合とする。

なお、令和元年4月時点で40歳から57歳の男性であって、厚生労働省が実施する「風しんの追加的対策」に基づき、ワクチンを接種した者は対象から除くものとする。

(3) 業務の範囲

民間の団体・企業の職員等であって、特別対策の対象となる者の業務の範囲は、次の掲げる業務のいずれかに従事する者（具体的には別紙のとおり）とする。

- ① 大会運営者等であって、風しん・麻しんに感染することで、大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性がある者

② 東京大会関係業務に従事する職員等であって、多数の訪日外国人と接する機会のある者

③ 訪日外国人と接する機会の多い業種に従事する職員等であって、日常的に訪日外国人と接する機会のある者

なお、②、③にある「訪日外国人と接する機会のある者」とは、訪日外国人と会話する距離の範囲で従事する者、又は車内等の閉鎖空間で訪日外国人と一定時間を共有する者をいうものとする。

また、特別対策の対象となる職員等に該当するか否かの個別の判断（感染することで大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性のある者か否か、訪日外国人と接する機会のある者か否か）については、それぞれの団体・企業において行うものとする。

3. 取組内容

(1) 大会運営者等であって、風しん・麻しんに感染することで、大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性がある者及び東京大会関係業務に従事する職員等であって、多数の訪日外国人と接する機会のある者（2(3)①又は②に該当する者）に係る取組

関係府省庁から、関係団体等を通じて、特別対策の対象となる団体・企業に対し、次に掲げる取組を行うことを要請すること。

① 特別対策の対象となる職員等に対し、風しん・麻しんのり患歴、予防接種歴の確認を実施すること

② 風しん・麻しんのり患歴等の確認ができない者については、令和2年5月末までにMRワクチンの予防接種を実施するよう、推奨すること。なお、「風しんの追加的対策」によるクーポン事業の活用が可能な者については、クーポン事業を活用して、抗体検査・予防接種を実施すること

③ オリパラ関係業務には、り患歴等の確認ができた職員等を従事させるよう努めること

また、②の場合において、対象職員等が予防接種等を円滑に実施できるよう、就業面での配慮を行うこと。

(2) 訪日外国人と接する機会の多い業種に従事する職員等であって、日常的に訪日外国人と接する機会のある者（2(3)③に該当する者）に係る取組

関係府省庁から、関係団体等を通じて、特別対策の対象となる企業に対し、当該企業の従業員に関して、風しん・麻しんの感染リスクを低下する取組に向けた協力を依頼すること。具体的な取組例は以下の

とおり。

- ① 日常的に訪日外国人と接する機会のある者のうち、「風しんの追加的対策」によるクーポン事業の活用が可能な者について、クーポン事業を活用して、抗体検査・予防接種を実施するよう勧奨すること
- ② 日常的に訪日外国人と接する機会のある者に対し、風しん・麻しんのり患歴、予防接種歴の確認を実施するとともに、その結果を踏まえ、MRワクチンの予防接種の実施を促すこと
- ③ 日常的に訪日外国人と接する機会のある業務について、30歳未満の者やり患歴等の確認ができた者を従事させるよう努める等の配慮を行うこと
- ④ その他、手洗いの励行等風しん・麻しんの感染リスク低減に向けた取組の実施 等

【問合せ先】

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

TEL: 03-3581-4207

MAIL :

安達企画官 (yoshihiro.adachi.u7b@cas.go.jp)

秋元参事官補佐 (masahiro.akimoto.y3k@cas.go.jp)

永井企画調整担当 (kohei.nagai.z8w@cas.go.jp)

二ノ方主査 (kishin.ninokata.b6s@cas.go.jp)

薬第346号
令和元年11月6日

日本チェーンドラッグストア協会
岐阜県支部長 様

岐阜県健康福祉部薬務水道課長

偽造処方せんに係る注意喚起について

今般、県内の複数薬局において、向精神薬を含む偽造処方せんが持ち込まれるという事案が立て続けに発生しておりますので、貴会員に下記のとおり注意喚起をしていただきますようお願いいたします。

記

- 1 処方せんが持ち込まれた際には、偽造処方せんでないか十分に確認するとともに、疑義がある場合には必ず疑義照会を行うこと。
※今回の事例は、カラーコピーした処方せんを薬局に持参したもの。
※カラーコピーした処方せんの紙は、処方せん用紙のサイズに切断されており、切断面がゆがみ不自然な状況が見られる。
- 2 偽造処方せんが持ち込まれた場合には、直ちに保健所及び所属する団体に連絡するとともに、警察への届出を行うこと。

あなたの役割を果たしていますか？

容器包装リサイクル法

一部でも関わっている事業は？

容器・包装を利用する 中身製造事業者



- 食品、清涼飲料、酒類、石けん、塗料、医薬品、化粧品などの製造事業者

容器の製造事業者



- ガラスびん、PETボトル、紙箱、袋などの製造事業者

小売・卸売事業者



- 商品を販売する際に容器や包装を利用する事業者

輸入事業者



- 容器の輸入、容器や包装が付いた商品の輸入、輸入後に容器や包装を付ける場合、など

学校法人、宗教法人、 テイクアウトができる 飲食店など



はい

事業規模は？

製造業等

売上高 **2億4,000万円超** または 従業員 **21人以上**

商業、サービス業

売上高 **7,000万円超** または 従業員 **6人以上**

はい

容器包装の素材は？

ガラスびん

PETボトル

紙

プラスチック

はい

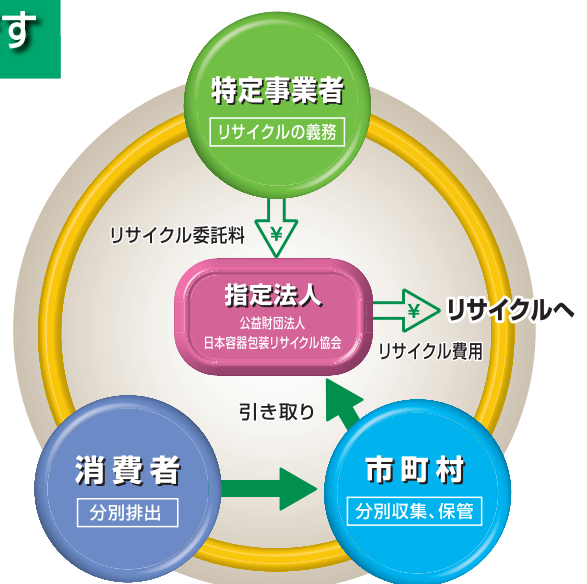
[リサイクル(再商品化)の義務]を負う可能性があります

リサイクル費用の負担が、事業者の役割です

消費者、市町村、事業者すべての人々が連携しつつ、それぞれの役割を分担する——それが、「容器包装リサイクル法」の基本理念です。事業者の役割は、[リサイクル(再商品化)の義務]。リサイクル費用を負担することで、その義務を果たすことができます。リサイクルの委託契約は、指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が、受け付けています。

- 再商品化義務を怠ると、罰則規定が適用されます。
主務大臣(※1)からの指導・助言、勧告、公表、命令を経た上で、従わなかった場合には最大100万円の罰金
- 帳簿記載の義務があります。
特定事業者(※2)は帳簿を備え、販売商品に用いた容器や包装、あるいは製造・輸入した容器について1年ごとに記載し、5年間保存することが義務づけられています。(容リ法第38条)なお、記載形式は自由です。
【推奨記載例:パンフレット「容器包装リサイクル法(経済産業省)」のP14-15
http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/pamphlet/pdf/youri_0612.pdf】

※1 主務省は、環境省、経済産業省、財務省、厚生労働省、農林水産省。
※2 「容器包装リサイクル法」では、その事業において、容器を利用・製造(輸入を含む)する事業者や、包装を利用する事業者(小規模事業者等を除く)を「特定事業者」といいます。



家庭からでるごみの約60%を、容器・包装ごみが占めています(容積比)。ごみを資源に転らせ、未来の地球を守るために、平成7年6月「容器包装リサイクル法」が公布(12年4月完全施行)されました。

令和2年度の再商品化委託申込み受付のご案内

お申込み期間

令和2年1月10日～2月26日

お申込みに関するお願い

① オンライン申込みに関して

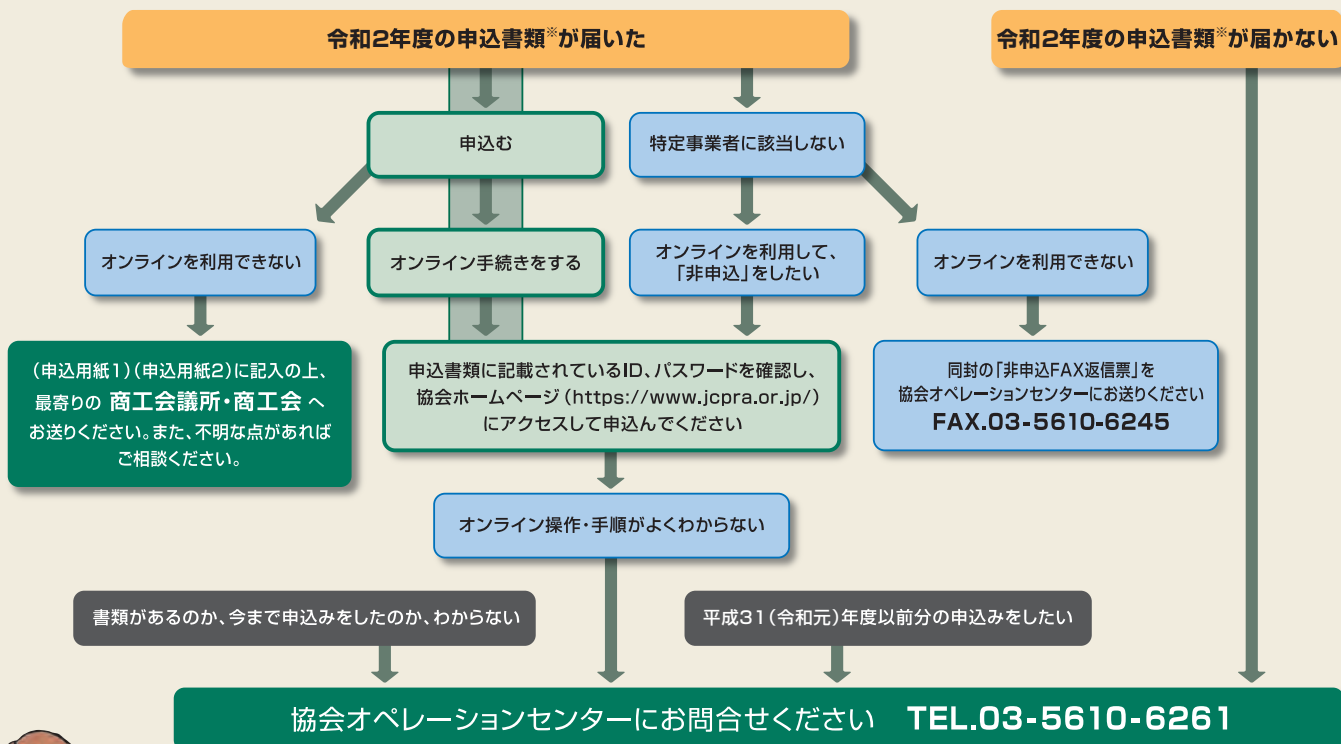
現在、オンラインでお申込みいただいている事業者は全体の68%程度まで増えてきておりますが、更なるご協力をお願いいたします。オンライン申込みは、業務の効率化や資源・経費の削減につながり、再商品化事業に係るコスト削減に寄与することになります。これまで紙ベースで申込みされていた特定事業者の方にはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

② お間違いのないようお申込みください

最近、申込みの間違いが多くなっております。過年度分の申込み間違いに気が付き、その分の委託費用について返還要請をいただいても返還することはできません(その年度内の申込みであれば可能です)。再商品化事業は、単年度・単年度で事業が完結され、契約が終了となります。運営上の原則ですので、申込みの際にはお間違いのないよう充分にご注意ください。

お申込み方法・お問合せ先

※令和2年1月9日発送予定



法律の内容、しくみなどが、よくわからない

協会コールセンターにお問合せください TEL.03-5251-4870
または協会ホームページ(https://www.jcpra.or.jp/)をご覧ください

ご注意ください

- 特定事業者に該当しない場合でも、非申込の手続きをお願いします。
- 受付時間はオペレーションセンター、コールセンターともに9:30～17:30です。(土日祝日、年末年始休業期間を除く)

「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」のご案内

家庭で消費される様々な商品に使われる「容器」や「包装」は、多くの素材で製造されています。そのうち、ガラスびん、PETボトル、プラスチック製および紙製(飲料用紙パック、段ボールを除く)の容器・包装を利用する“中身商品の製造事業者(食品・清涼飲料・酒類・石けん・塗料・医薬品・化粧品など)”,あるいは“容器そのものの製造事業者”、商品の販売の段階で新たに容器・包装を使用する“卸・小売事業者”、さらには“商品の輸入業者”の皆様には、「容器包装リサイクル法」(平成12年4月完全施行)によって、それら容器包装を再商品化(=リサイクル)する義務が課せられています。また、義務を怠ると国(所管:環境省、経済産業省、財務省(国税庁)、厚生労働省、農林水産省)からの指導や法的措置もあるなど、ご留意をいただきたい事項も多くございます。

そこで、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、各地商工会議所、日本商工会議所との共催で、これら容器包装に関わる事業者の皆様(ただし、同法が規定する小規模事業者は適用外)に、同制度の基礎知識と、リサイクル義務を果たすための事務手続等について、改めてご理解を賜りたく、説明会・個別相談会を開催いたします。商工会議所・商工会の会員・非会員は問いませんので、奮ってご参加くださいますようお願いいたします。

本制度説明会・個別相談会は東京2020応援プログラム(持続可能性)に認証されています。



- ◎開催時期 令和元年11月～令和2年1月(開催地・日時については裏面をご参照ください。)
- ◎内 容 ■説明会 ①容器包装リサイクル制度、②リサイクル(再商品化)委託申込手続き等
■個別相談会
- ◎主 催 各地商工会議所(裏面ご参照)・日本商工会議所・
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(共催)
- ◎協 力 全国商工会連合会
- ◎申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、開催日の2週間前までにFAX(番号は裏面に記載の「申込先FAX」ご参照)にてお申込みください。(東京商工会議所はWeb申込受付となっております。ご注意ください)
- ◎問合せ 参加申込や会場に関するお問合せについては、裏面の各開催地(主催)商工会議所までお願いいたします。

申込先FAX: _____

※裏面をご参照いただき、申込先商工会議所のFAX番号をご記入ください。
(東京商工会議所はWeb申込受付となっております。ご注意ください)

「容器包装リサイクル制度説明会」 参加申込用紙

記入・送信日: 令和____年____月____日

____商工会議所主催の「説明会」(令和____年____月____日開催)への参加を申込みます。

事業者名: _____

住 所: (〒____-____) _____

部署・役職: _____ 氏名(フリガナ): _____

電話: ____-____-____ E-mail: _____

本説明会で確認したいこと、聞きたいこと等がありましたら、次の欄にご記入ください。

_____ (注)書ききれない場合は別紙(書式自由)にご記入のうえ添付してください。

個別相談会への参加希望(人数): 有(____名) ・ 無 ※○印をつけてください。

※ご記入いただいた個人情報は、容器包装リサイクル制度に係る各種連絡・情報提供に利用する場合があります。

容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会 開催一覧

(令和元年9月30日現在)

開催地(主催)商工会議所 (担当部署、問合先電話番号)	日時 (個別相談会含む)	会場名 (所在地)	申込先FAX
札幌商工会議所 (産業部地域振興・ものづくり課、011-231-1373)	令和元年12月16日(月) 13:30~16:00	北海道経済センター 8階 Bホール (札幌市中央区北1条西2丁目)	011-231-1078
青森商工会議所 (地域振興部 商工業振興課、017-734-1311)	令和元年11月19日(火) 13:30~16:00	青森商工会議所会館 5階ミテイングルーム1 (青森市新町1-2-18)	017-775-3567
福島商工会議所 (総合企画部 総合企画課、024-536-5511)	令和元年12月19日(木) 14:00~16:30	福島商工会議所 会議室 (福島市三河南町1-20コッセふくしま8階)	024-525-3566
さいたま商工会議所 (会員サービス課、048-838-7704)	令和元年12月20日(金) 13:30~16:00	さいたま商工会議所会館 2階ホール (さいたま市浦和区高砂3-17-15)	048-838-7710
東京商工会議所 (中小企業部 中小企業相談センター 容器リサイクル係、03-3283-7700)	令和元年12月17日(火) 14:00~17:00 イベントNo. 95016	丸の内二重橋ビル 5階東商ランドホール (千代田区丸の内3-2-2)	(*) FAXによる申込みは出来ません。詳細は下記をご参照ください。
	令和元年12月20日(金) 14:00~17:00 イベントNo. 95017	丸の内二重橋ビル 5階東商ランドホール (千代田区丸の内3-2-2)	
	令和2年1月15日(水) 14:00~17:00 イベントNo. 95018	AP浜松町 D~Fルーム (港区芝公園2-4-1地下1F)	
(*) 東京商工会議所のホームページにアクセスし、右上「イベントを検索」の欄に、ご希望のイベント番号「95016」、「95017」または「95018」を半角で入力・検索し、専用の入力フォームよりお申し込みください。			
横浜商工会議所 (産業振興部、045-671-7470)	令和元年12月17日(火) 14:00~16:30	横浜商工会議所 8階大会議室 (横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル)	045-671-7429
新潟商工会議所 (総合政策課、025-290-4411)	令和元年11月26日(火) 14:00~16:30	新潟商工会議所 7階大会議室 (新潟市中央区万代島5-1)	025-290-4421
金沢商工会議所 (企業支援グループ、076-263-1157)	令和元年11月12日(火) 13:30~16:00	金沢商工会議所会館 大会議室 (金沢市尾山町9-13)	076-263-1158
名古屋商工会議所 (産業振興部、052-223-6748)	令和元年11月11日(月) 13:30~16:00	名古屋商工会議所 5階会議室ABC (名古屋市中区栄2-10-19)	052-232-5752
大津商工会議所 (企画総務部、077-511-1500)	令和元年12月6日(金) 14:00~16:30	びわ湖大津リゾートビル 淡海1階「石楠花」 (大津市におの浜4-7-7)	077-526-0795
大阪商工会議所 (中小企業振興部経営相談室、06-6944-6472)	令和元年12月24日(火) 14:00~16:30	大阪商工会議所 地下1階1号会議室 (大阪市中央区本町橋2-8)	06-4791-0444
神戸商工会議所 (産業部産業・国際チーム、078-303-5806)	令和2年1月28日(火) 13:30~16:00	神戸商工会議所 3階 第3会議室 (神戸市中央区港島中町6-1)	078-306-2348
松江商工会議所 (総務課、0852-32-0503)	令和元年12月5日(木) 13:30~15:30	松江商工会議所 1階教養文化センター (松江市母衣町55-4)	0852-23-1656
岡山商工会議所 (地域振興課、086-232-2262)	令和2年1月16日(木) 13:30~16:00	岡山商工会議所 4階404会議室 (岡山市北区厚生町3-1-15)	086-225-3561
広島商工会議所 (産業・地域振興部 産業振興課、082-222-6651)	令和2年1月17日(金) 14:00~16:00	広島商工会議所 1階101号室 (広島市中区基町5-44)	082-222-6411
山口商工会議所 (総務部 総務課、083-925-2300)	令和元年11月28日(木) 14:00~16:30	山口商工会議所 5階コミュニティホール (山口市中市町1-10)	083-921-1555
高松商工会議所 (会員活動推進課、087-825-3501)	令和元年12月10日(火) 13:30~16:00	高松商工会議所会館 4階401会議室 (高松市番町2-2-2)	087-825-3525
福岡商工会議所 (会員組織・共済グループ、092-441-1114)	令和2年1月16日(木) 13:30~16:00	福岡商工会議所会館 5階501会議室 (福岡市博多区博多駅前2-9-28)	092-411-1600
佐世保商工会議所 (業務課、0956-22-6121)	令和元年12月5日(木) 13:30~16:00	佐世保商工会議所 3階会議室 (佐世保市湊町6-10)	0956-25-8616
大分商工会議所 (中小企業相談部 経営支援課、097-536-3208)	令和元年11月25日(月) 14:00~16:30	大分商工会議所 5階中ホール (大分市長浜町3-15-19)	097-536-3143
宮崎商工会議所 (商工観光部、0985-22-2161)	令和元年11月21日(木) 13:30~16:00	宮崎商工会議所 KITEN8階コンベンションホール (宮崎市錦町1-10)	0985-24-2000
那覇商工会議所 (企画業務部、098-868-3758)	令和2年1月10日(金) 14:00~16:00	那覇商工会議所 2階ホール (那覇市久米2-2-10)	098-866-9834

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の連絡先： 総務部 電話：03-5532-8596

※本開催案内発送後の最新情報(開催地追加・会場変更等)については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のホームページ(<https://www.jcpra.or.jp/>)でご案内させていただく予定です。

協会ホームページについて

- 第8回健康(セルメ)川柳コンクール募集開始(2019.10.1)
今年もたくさんの方からのご応募をお待ちしています。
- 第15回セルフメディケーションアワード作品募集開始!!(2019.9.20)
作品募集を開始しました。たくさんのご応募お待ちしております。
- 国税庁からの周知依頼に関して(消費税増税時の対応について)(2019.08.02)
国税庁より10月の消費税引上げに関する周知依頼がありましたのご案内しています。

事務局だより

- ・ 来年の東京オリンピック・パラリンピックについて、特に、物流問題が深刻ということ。先日も、農水省、経産省、国交省、そして東京都が協会事務局に来所し、東京都のHPを中心に、現在の取組み状況などの説明がありました。JACDSサイドからは、会員企業の方にも同席いただき、要望事項を伝えました。否応なしに人が増えます。競技をするため、競技を見るために移動します。ただの混雑で終わればいいのですが、商品手配、納入にも影響が出てしまうということです。関東が一番影響を受け、それ以外の地域はあまり影響ないのかもしれませんが、JACDSとしましては、説明会の開催が必要かなど、会員企業の不利益にならないよう、留意していきたいと思えます。
- ・ 11月28日に政治連盟特別講演&ドラッグストア業界研究レポート報告会が開催されます。幹旋用のパンフレットがお手元に届いていると思います。今回の講演者は、デービッド・アトキンソン氏で、海外の方ですが日本語は堪能です。「2020年日本経済の見方」というテーマで1時間講演されます。また、ドラッグストア業界研究レポート報告では、ドラッグストア業界の取り巻く環境、JACDSとしての課題、経営に及ぼす医療制度問題などを解説します。ぜひ、多くの方にご参加いただきたく、よろしく願います。
- ・ アニマルセラピー。ペットの癒しの効果は、海外で実証済と聞きますが、日本ではまだそうした確証が得られていないそうです。11月30日に、ハックドラッグ美しが丘店で、ドッグウォーキングのイベントが行われ、癒しの効果の測定も行われます。これは、一般財団法人日本ヘルスケア協会のペット部会が企画したもので、画期的なイベントです。3月の第20回JAPANドラッグストアショーと同時開催のライフスタイルビジョンの中で結果発表がされます。ご期待下さい。
- ・ JAPAN PACK2019 日本包装産業展を視察しました。場所は幕張メッセで、会期は10月29日から11月1日までの4日間でした。主催者は一般社団法人日本包装機械工業協会で、第2ホールから第8ホールまでを使用する大きな展示会でした。かねてよりJACDSに後援名義の依頼があり、見てもいないのに使用許可の判断ができないと思い視察しました。会場は包装機械でいっぱいでした。どう見ても包装メーカーへアピールする展示会でしたが、併設イベントには、RFIDの関係するセミナーや、医薬品専門セミナーがありました。「包装」との距離はかなり離れている感じがしました。次回はどうか、検討していきます。

発行日	2019年11月18日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp